

VI. 資料編

目 次

| | |
|---|-----|
| 1. 災害廃棄物対策四国ブロック協議会の構成員 | 1 |
| 2. 四国ブロック内の広域連携に使用する様式集 | 2 |
| 3. 応援要請リスト、支援可能リスト | 27 |
| 4. 用語の説明 | 33 |
| 5. 災害廃棄物処理に関する参考資料 | 34 |
| (1) 四国ブロック内の県を越える応援協定等 | 34 |
| (2) 災害廃棄物対策及び災害等廃棄物処理事業費補助金に関するツールキット | 41 |
| (3) 住民向け広報、ボランティア向け広報のテンプレート | 53 |
| (4) 環境本省資料（技術指針、マニュアル、災害廃棄物関連補助金の概要等） | 59 |
| (5) 国立環境研究所 災害廃棄物情報プラットフォーム等 | 79 |
| (6) 損壊家屋等の撤去・解体に関する事例 | 83 |
| (7) 堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）の連携 | 86 |
| (8) 災害廃棄物処理計画策定・改定に係る参考資料 | 90 |
| (9) 仮置場設置運営手順書の骨子案 参考事例 | 101 |
| (10) 広域輸送の手引き | 104 |
| (11) 鉄道駅・港湾施設までの最短時間距離計測 | 118 |

1. 災害廃棄物対策四国ブロック協議会の構成員

| 機 関 名 | 役 職 |
|-------------------------------------|-------------------|
| 徳島県 生活環境部 環境指導課 | 環境指導課長 |
| 徳島市 環境部 環境政策課 | 環境政策課長 |
| 阿南市 環境管理部 環境管理課 | 環境管理課長 |
| 香川県 環境森林部 循環型社会推進課 | 循環型社会推進課長 |
| 高松市 環境局 環境総務課 | 環境総務課長 |
| 東かがわ市 市民部 環境衛生課 | 環境衛生課長 |
| 愛媛県 県民環境部 環境局 循環型社会推進課 | 循環型社会推進課長 |
| 松山市 環境部 環境・ゼロカーボンシティ推進課 | 環境・ゼロカーボンシティ推進課長 |
| 宇和島市 市民環境部 生活環境課 | 生活環境課長 |
| 高知県 林業振興・環境部 環境対策課 | 環境対策課長 |
| 高知市 環境部 新エネルギー・環境政策課 | 新エネルギー・環境政策課長 |
| 土佐清水市 市民課 | 市民課長 |
| 公益社団法人 全国産業資源循環連合会 四国地域協議会 | 四国地域協議会会長 |
| 独立行政法人 環境再生保全機構 | 岡山大学名誉教授 川本 克也 |
| 岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域 | 教授 藤原 健史 |
| 公益財団法人 廃棄物・3R研究財団 | 研究参与 高田 光康 |
| 元国立研究開発法人 国立環境研究所 | 客員研究員 宗 清生 |
| 国土交通省 四国地方整備局 防災室 | 防災室長 |
| 国土交通省 四国地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 | 港湾空港防災・危機管理課長 |
| 環境省中国四国地方環境事務所 資源循環課 | 資源循環課長 |

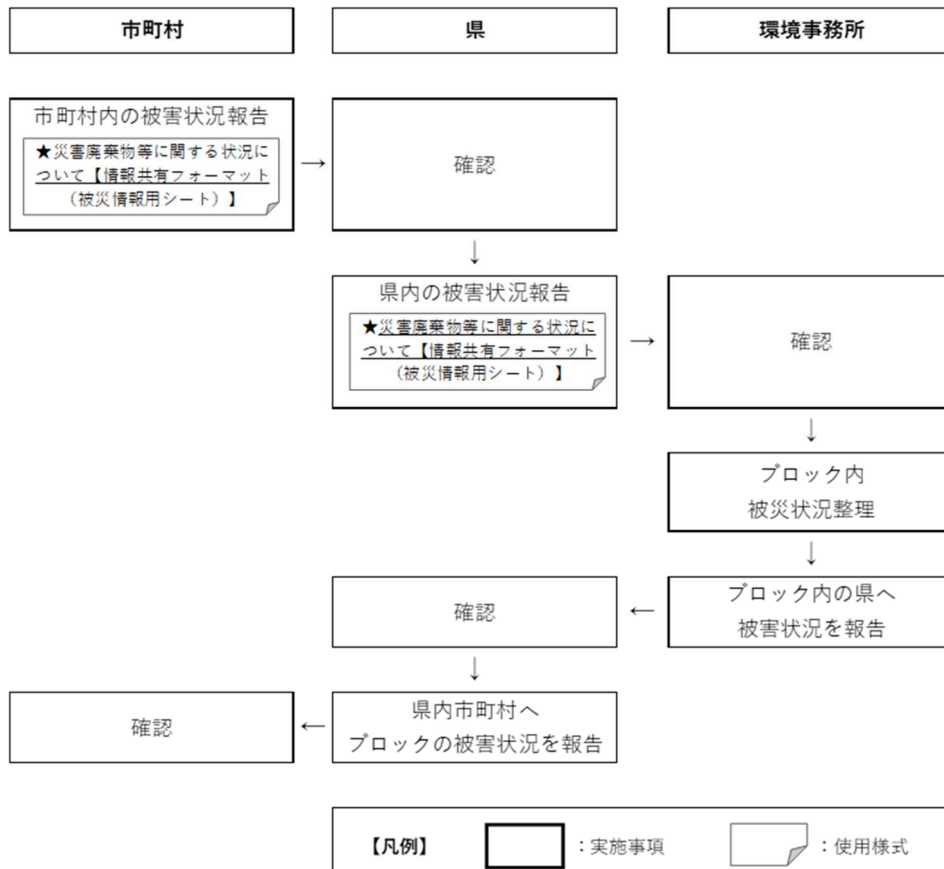
(敬称略)

2. 四国ブロック内の広域連携に使用する様式集

様式集一覧

| 様式番号 | 様式名 |
|----------|---|
| 被災状況報告様式 | |
| — | ★災害廃棄物等に関する状況について【情報共有フォーマット（被災情報用シート）】 |
| 被災市町村様式 | |
| メール 1 | 被災市町村様式：応援要請（被災市町村→被災県） |
| 被災県様式 | |
| メール 2 | 被災県様式－1：応援要請（被災県→環境事務所） |
| メール 3 | 被災県様式－2：応援要請への回答（被災県→被災市町村） |
| 環境事務所様式 | |
| メール 4 | 環境事務所様式－1：応援要請（環境事務所→応援県市） |
| メール 5 | 環境事務所様式－2：応援要請への回答（環境事務所→被災県） |
| 様式 1 | 環境事務所様式－3：応援要請検討依頼文書（環境事務所→応援県） |
| 様式 2 | 環境事務所様式－4：応援要請文書（環境事務所→県） |
| 応援県様式 | |
| メール 6 | 応援県様式－1：応援要請（応援県→応援市町村） |
| メール 7 | 応援県様式－2：応援要請への回答（応援県→環境事務所） |
| 応援市町村様式 | |
| メール 8 | 応援市町村様式：応援要請への回答（応援市町村→応援県） |

①被害状況の報告・共有のフロー



【（全自治体共通）災害廃棄物等に関する状況について【情報共有フォーマット（被災情報用シート）】】

別紙様式（都道府県取りまとめ用）

災害等廃棄物等に関する状況について【情報共有フォーマット】

※前回からの変更箇所は赤字とさせていただきます。
 ※必要に応じて、行を追加して記載してください。
 ※随時更新していく情報につき、現段階で把握している情報を記載してください。すぐに修正となっても問題ありません。

被害をもたらした災害等（災害等の名称、日付）：
 都道府県名： 課室名： 担当者名：
 （電話： メールアドレス：）

[Ctrl + ;] [Ctrl + :]

1. 廃棄物処理施設・浄化槽（市町村設置型）の被害状況

| 〔「被害あり」又は「確認中」の場合記載〕 | | | | | 〔その後、把握できた情報を随時更新〕 | | | 復旧見込額 (千円) |
|----------------------|-----------------|------|-----|------|--------------------|-------|------------|---------------|
| 市町村名 | 被害状況 (有/確認中) | 施設種別 | 施設名 | 施設住所 | 稼働状況 | | 被害及び復旧の状況等 | |
| | | | | | 稼働停止日 | 稼働再開日 | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

※記載すべき施設が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載してください。
 ※被害がありえるもの、「被害なし」と確認できていない場合は、「確認中」として記載してください。

2. その他、被災情報

| 〔被災情報がある場合記載〕 | | | 〔その後、把握できた情報を随時更新〕 | | | | | 災害廃棄物 発生総量 | 災害廃棄物処理 事業見込額 |
|---------------|--------|--------------------|--------------------|-----|------|------|------|---------------|------------------|
| 市町村名 | 被災情報全般 | 仮置場設置 (有/調整中/無) | 全壊 | 半壊 | 一部破損 | 床上浸水 | 床下浸水 | (t) | (千円) |
| | | | (棟) | (棟) | (棟) | (棟) | (棟) | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

※建物被害に関する欄は、消防庁や災害対策本部等に報告している最新の内容を記載してください。
 ※災害廃棄物発生総量の算定に当たっては、必要に応じて、欄外の推計量自動計算を活用して算出可能です。
 （※より具体的な発生量を把握している場合はその内容を記載してください。）

（以下の欄は、「仮置場を設置した場合」又は「地方環境事務所から依頼があった場合」に記載してください。）

3. 仮置場の状況

| 市町村名 | 仮置場名称 | 仮置場住所 | 保管面積 | 最大保管容量に対する割合 | | | 受入期間 | | 備考 (受入状況、搬出状況等) | (公表されていないば) 仮置場情報ウェブサイトURL |
|------|-------|-------|------|--------------|-----------|-----------|-------|-------|--------------------|-------------------------------|
| | | | (㎡) | 合計 (%) | うち固形物 (%) | 固形物以外 (%) | 受入開始日 | 受入終了日 | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

※仮置場が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載してください。
 ※ひっ迫状況等について、課題が生じている場合、具体的な内容は次項「4. その他、課題等」欄に記載してください。

4. その他、課題等

| 市町村名 | 課題の内容（なるべく具体的に） | | | 対処方針・必要な支援等（想定できていなければ空欄可） | |
|------|-----------------|--------|--|----------------------------|--------|
| | (類型選択) | (詳細記述) | | (類型選択) | (詳細記述) |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※把握できる範囲で、なるべく具体的に記載してください。

【（全自治体共通）災害廃棄物等に関する状況について【情報共有フォーマット（被災情報用シート）】：記入例】

別紙様式（都道府県取りまとめ用）（記載例）

災害等廃棄物等に関する状況について【情報共有フォーマット】

※前回からの変更箇所は赤字としてください。

※必要に応じて、行を追加して記載してください。

※随時更新していく情報につき、現段階で把握している情報を記載してください。すぐに修正となっても問題ありません。

被害をもたらした災害等（災害等の名称、日付）：台風〇号（令和〇年〇月〇日）

都道府県名：〇〇県 課室名：〇〇〇〇課 担当者名：〇〇、〇〇、〇〇

（電話：XX-XXXX-XXXX メールアドレス：XXXXXXXXXX@XXXXXXXXXX.lg.jp）

第1報（2022/6/13 11:29）現在

[Ctrl + ;] [Ctrl + :]

1. 廃棄物処理施設・浄化槽（市町村設置型）の被害状況

| 〔被害あり〕又は〔確認中〕の場合記載 | | | | （その後、把握できた情報を随時更新） | | | | 復旧見込額 （千円） |
|--------------------|-----------------|----------|--------------|--------------------|----------|-----------|-------------------|---------------|
| 市町村名 | 被害状況 （有/確認中） | 施設種別 | 施設名 | 施設住所 | 稼働状況 | | 被害及び復旧の状況等 | |
| | | | | | 稼働停止日 | 稼働再開日 | | |
| 〇〇市 | 被害あり | 焼却施設 | クリーンセンター〇〇 | 〇〇市〇〇町1-2 | 20xx/6/8 | | 煙突の損壊（〇月〇日頃補修見込み） | 10,000 |
| 〇〇市 | 被害あり | 浄化槽 | 浄化槽（市町村設置型） | 〇〇市〇〇町2-10 | 20xx/6/8 | 20xx/6/10 | 本体及び排水管の破損、修繕済み | 1,000 |
| 〇〇市 | 確認中 | 粗大ごみ処理施設 | 〇〇リサイクルセンター | 〇〇市△△3番地 | 20xx/6/8 | | | |
| 〇〇市 | 確認中 | し尿処理施設 | 〇〇汚泥再生処理センター | 〇〇市□□町3-3 | 20xx/6/8 | | | |

※記載すべき施設が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載してください。

※被害がありえるものの、「被害なし」と確認できていない場合は、「確認中」として記載してください。

2. その他、被災情報

| （被災情報がある場合記載） | | | （その後、把握できた情報を随時更新） | | | | | 災害廃棄物 発生総量 （t） | 災害廃棄物処理 事業見込額 （千円） |
|---------------|------------------|--------------------|--------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|----------------------|--------------------------|
| 市町村名 | 被災情報全般 | 仮置場設置 （有/調整中/無） | 全壊 （棟） | 半壊 （棟） | 一部破損 （棟） | 床上浸水 （棟） | 床下浸水 （棟） | | |
| 〇〇市 | 避難所設置4か所、その他情報なし | | | | | | | | |
| 〇〇市 | 風害による家屋被害多数 | | 10 | 50 | 300 | 0 | 0 | 2,320.0 | 50,000 |
| 〇〇市 | 水害による災害廃棄物多数 | | 0 | 0 | 120 | 200 | 345 | 1,511.9 | 20,000 |

※建物被害に関する欄は、消防庁や災害対策本部等に報告している最新の内容を記載してください。

※災害廃棄物発生総量の算定に当たっては、必要に応じて、欄外の推計量自動計算を活用して算出可能です。

（※より具体的な発生量を把握している場合はその内容を記載してください。）

（以下の欄は、「仮置場を設置した場合」又は「地方環境事務所から依頼があった場合」に記載してください。）

3. 仮置場の状況

| 市町村名 | 仮置場名称 | 仮置場住所 | 保管面積 (㎡) | 最大保管容量に対する割合 | | | 受入期間 | | 備考 (受入状況、搬出状況等) | (公表されている) 仮置場情報ウェブサイトURL |
|------|-------|-----------|-------------|--------------|---------|-----------|-----------|-------|--------------------|-----------------------------|
| | | | | 合計 (%) | 汚濁物 (%) | 副産物以外 (%) | 受入開始日 | 受入終了日 | | |
| 〇〇市 | 〇〇公園 | 〇〇市〇〇町5-2 | 500.5 m | 60% | 40% | 60% | 2022/6/20 | | http://~~~~ | |

※仮置場が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載してください。

※ひび割れ状況等について、課題が生じている場合、具体的な内容は次項「4. その他、課題等」欄に記載してください。

4. その他、課題等

| 市町村名 | 課題の内容（なるべく具体的に） | | | 対処方針・必要な支援等（想定できていなければ空欄で可） | |
|------|-----------------|-----------------------------------|--|-----------------------------|--------------------------|
| | (類型選択) | (詳細記述) | | (類型選択) | (詳細記述) |
| 〇〇市 | 仮置場 | 仮置場での分別がうまくできておらず、搬出に時間を要している | | その他 | 思いつかないが、参考情報があれば聞きたい |
| 〇〇市 | 仮置場 | 仮置場が確保できておらず、市で管理できていない集積所が発生している | | 市町村内調整 | 仮置場確保のため〇〇部局と調整中 |
| 〇〇市 | 人員不足 | 被害状況の把握、処理体制の検討のための事務系人員が足りない | | 全国調整 | 環境省と電話で相談したい（午前中又は夕方希望） |
| 〇〇市 | 車両不足 | 通常の収集運搬（不燃ごみ）のための車両とドライバーが足りない | | 県内調整 | 県内の他市町村からの応援について調整中。 |
| 〇〇市 | 処理先確保 | 廃石膏ボードの処理先が見当たらず、仮置場で滞留している | | ブロック内調整 | 県内では処理先確保困難、ブロック単位での調整希望 |

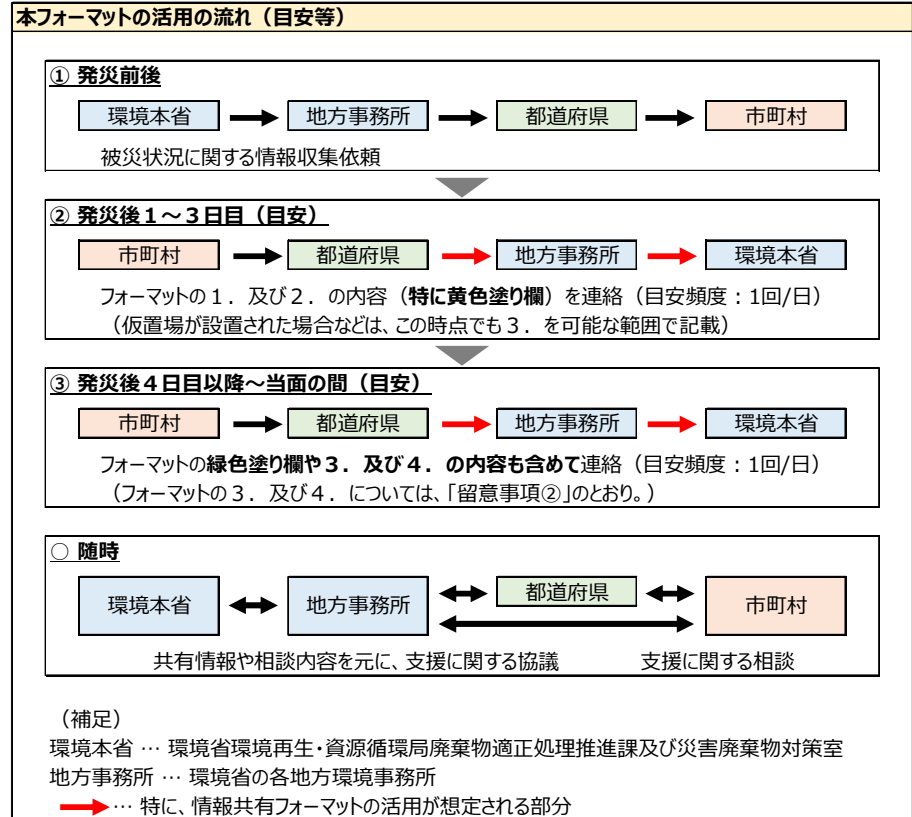
※把握できる範囲で、なるべく具体的に記載してください。

出典：環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課「災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂）」

【記載上の注意】

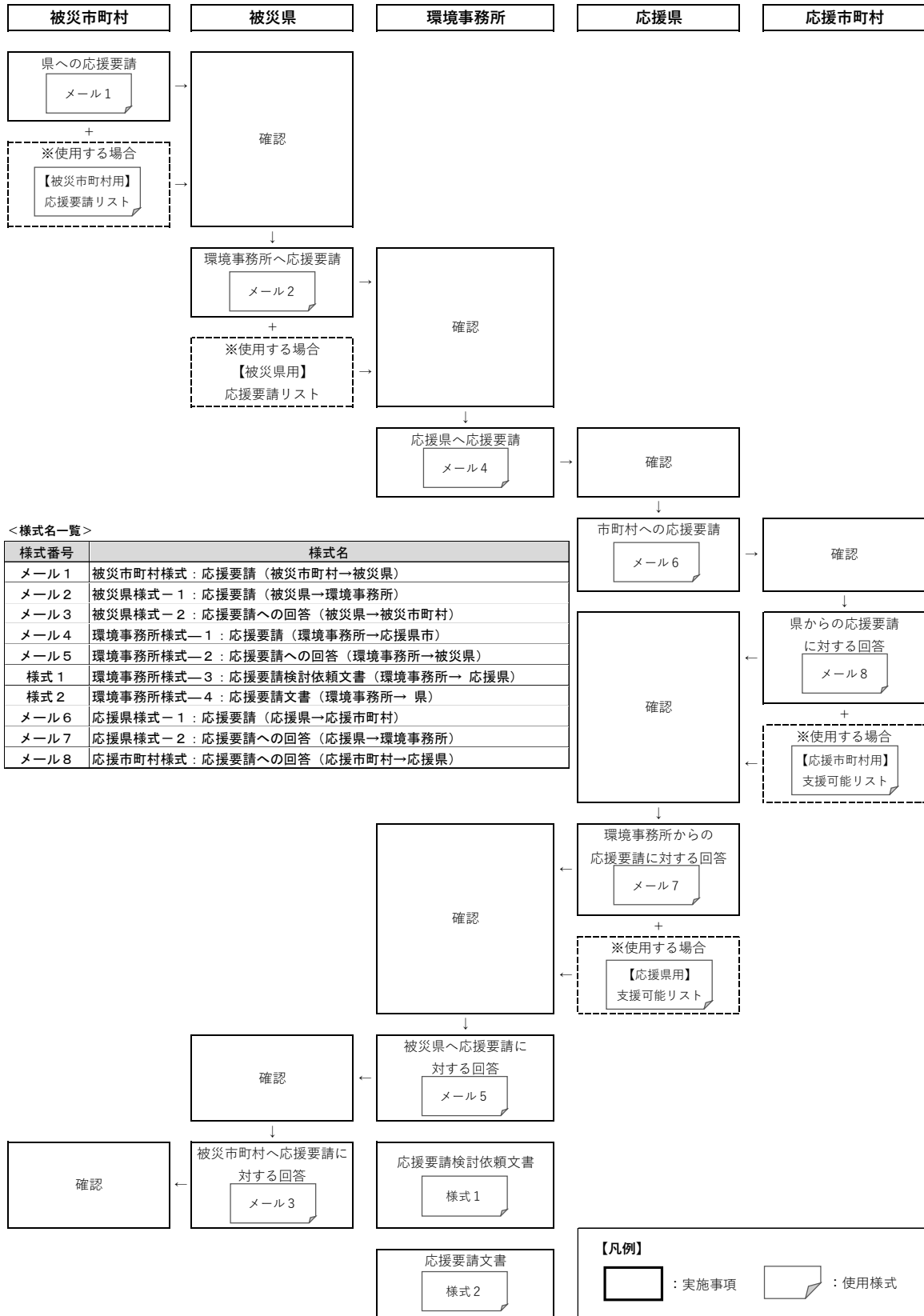
- ※被害状況報告は、県・市町村ともに下記の環境本省作成の様式（エクセルファイル）を使用すること。
- ※現時点で把握している被害状況をエクセルファイルに記入し、メールにファイルを添付し送付する。現状把握の状況も含めた迅速な報告を優先し、把握できていない欄はその旨明示（「不明」「未定」等と記入）した上で、把握している状況を記入して送付する。
- ※送付するメールのタイトルは「**【被害状況報告】〇〇県（又は市町村）**」とする。

| |
|--|
| <p>本フォーマットの概要</p> <p>本フォーマット【情報共有フォーマット】は、災害の初動対応及び進捗管理において、環境省（廃棄物適正処理推進課、災害廃棄物対策室及び地方環境事務所）と被災自治体（都道府県及び市町村）との情報を共有するものです。</p> |
| <p>本フォーマットの目的</p> <p>過去の災害において、環境省本省より被災市区町村へ直接被災状況の電話ヒアリングを行ったため、市町村への負担が増加したことなどの経験を踏まえ、本フォーマットを作成しました。</p> <p>環境省が、被災自治体の状況及びどこどのような支援が必要か、できるだけ早く、かつ円滑に把握・判断するために、本フォーマットにより共有すべき情報と共有方法を明確化し、被災時に速やかに関係者間で情報を共有することを目的としています。</p> <p>支援の検討に際しては、どういった項目が確認中なのかということも含めて、支援要否の判断を行いますので、全ての項目を埋められない状態であっても、現段階で把握している情報を記載し共有をお願いいたします。</p> |
| <p>本フォーマットの位置付け</p> <p>本フォーマットは、『災害関係業務事務処理マニュアル（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）』のP.15に別紙様式（例）として掲載している「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被災状況について」の別紙様式となります。環境省として、災害による影響を的確に把握する必要があるため、本フォーマットでのご提出をお願いいたします。</p> <p>また、本フォーマットは、内閣府（防災担当）への被害状況報告や財務省との予算折衝にも関係しますので、随時更新し、最新の状態を保っていただくようお願いいたします。</p> |
| <p>留意事項①</p> <p>御提出の際には、ファイル名の【00●●県_第●報】のところに、「都道府県コード」、「都道府県名」及び「第何回目の報告か」を御記載ください。</p> |
| <p>留意事項②</p> <p>「仮置場を設置した場合」又は「地方環境事務所から依頼があった場合」については、本フォーマットの3. 及び4. についても記載をお願いいたします。</p> <p>"地方環境事務所から依頼"がある場合としては、例えば、「地方事務所の現地確認等を踏まえ広域的な調整や国の支援のために情報取りまとめが必要となるケース」や「内閣府（防災担当）等からの被災状況について随時照会に対応する必要があるケース」が考えられます。</p> |



出典：環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課「災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂）」

②ブロック内広域連携の支援・受援体制構築に係る様式のフロー



【メール1】被災市町村様式：応援要請（被災市町村→被災県）

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 市町村

差出人：〇〇市〇〇課

日付：2026/00/00 (〇) 00:00

宛先：〇〇県〇〇課

本文：

（県担当課）御中

令和〇年〇月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る本市への応援を以下のとおり要請します。

●応援要請内容

《人員》 派遣期間、人数、支援内容

※応援要請リストを参考に具体的に記載。リストの添付も可。

- 事務系 (〇人 〇日)
- 廃棄物系技術者 (〇人 〇日)
- 土木系技術者 (〇人 〇日)
- その他 (〇人 〇日)

《車両・資機材》 〇台 〇日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- ごみ収集運搬車両 (〇台 〇日)
- し尿収集運搬車両 (〇台 〇日)
- 仮設トイレ (〇基 〇日)
- その他車両・資機材 (内容：) (〇台 〇日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

- () (数量： 〇台・基 期間 〇日)

組織の署名 連絡先、担当者名

【メール1】被災市町村様式：応援要請（被災市町村→被災県）：記入例

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 〇〇 市

差出人：〇〇市〇〇課

日付：2026/02/02（月）10:30

宛先：〇〇県〇〇課

本文：

（県担当課）御中

令和〇年〇月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る本市への応援を以下のとおり要請します。

●応援要請内容

《人員》

災害対応全般に係る助言 1名 5日間 なるべく早く

災害廃棄物発生量推計 1名 10日間 なるべく早く

仮置き場での管理運営、分別指導 2名 〇月〇日～10日間

《車両・資機材》 2台 7日

ごみ収集運搬車両（2台 7日 〇月〇日から）

組織の署名 連絡先、担当者名

〇〇、〇〇、〇〇

【メール2】被災県様式－1：応援要請（被災県→環境事務所）

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 県

差出人：〇〇県〇〇課

日付：2026/00/00 (〇) 00:00

宛先：地方環境事務所資源循環課

本文：

（環境事務所資源循環課）御中

令和〇年〇月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る本県への応援を以下のとおり要請します。

※複数市をとりまとめない場合は、受信メールを転送する形で発信。

●〇〇市 応援要請内容

《人員》 派遣期間、人数、支援内容 〇〇市

※応援要請リストを参考に具体的に記載。リストの添付も可。

- 事務系 (〇人 〇日)
- 廃棄物系技術者 (〇人 〇日)
- 土木系技術者 (〇人 〇日)
- その他 (〇人 〇日)

《車両・資機材》 〇台 〇日 〇月〇日から 〇〇市

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- ごみ収集運搬車両 (〇台 〇日)
- し尿収集運搬車両 (〇台 〇日)
- 仮設トイレ (〇基 〇日)
- その他車両・資機材 (内容：) (〇台 〇日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

●〇〇市連絡先

担当課：

担当者名：

連絡先：

組織の署名 連絡先、担当者名

【メール2】被災県様式-1：応援要請（被災県→環境事務所）：記入例

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 〇〇 県

差出人：〇〇県〇〇課

日付：2026/02/02（月）11:00

宛先：〇〇地方環境事務所資源循環課

本文：

（環境事務所資源循環課）御中

令和〇年〇月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る本県への応援を以下のとおり要請します。

※複数市をとりまとめない場合は、受信メールを転送する形で発信。

●1) 〇〇市 応援要請内容

《人員》

災害対応全般に係る助言 1名 5日間 なるべく早く

災害廃棄物発生量推計 1名 10日間 なるべく早く

仮置き場での管理運営、分別指導 2名 〇月〇日～10日間

《車両・資機材》 2台 7日

ごみ収集運搬車両（2台 7日 〇月〇日から）

●〇〇市連絡先

担当課：

担当者名：

連絡先：

●2) 〇〇市 応援要請内容

《人員》《車両・資機材》

受信メール転送

●〇〇市連絡先

担当課：

担当者名：

連絡先：

組織の署名 連絡先、担当者名

〇〇、〇〇、〇〇

【メール3】被災県様式-2：応援要請への回答（被災県→被災市町村）

件名 Re：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 市町村

差出人：〇〇県〇〇課

日付：2026/00/00 (〇) 00:00

宛先：〇〇市〇〇課

本文：

(市町村担当課) 御中

下記メールによる応援要請に対して、以下のとおり回答します。

応援市町村 _____ 担当課 _____

担当者名 _____ 連絡先 _____

●応援要請内容

《人員》 派遣期間、人数、支援内容

※応援要請リストを参考に具体的に記載。リストの添付も可。

- 事務系 (〇人 〇日)
- 廃棄物系技術者 (〇人 〇日)
- 土木系技術者 (〇人 〇日)
- その他 (〇人 〇日)

《車両・資機材》 〇台 〇日

※必要な資機材が具体的に回答いただいている場合は、以下を追記。

- ごみ収集運搬車両 (〇台 〇日)
- し尿収集運搬車両 (〇台 〇日)
- 仮設トイレ (〇基 〇日)
- その他車両・資機材 (〇台 〇日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

(_____) (数量：〇台・基 期間：〇日)

組織の署名 連絡先、担当者名

【メール3】被災県様式-2：応援要請への回答（被災県→被災市町村）：記入例

| | | |
|-------|-------------------------------|-------------------|
| 件名 | Re：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 | 市町村 |
| 差出人 | 〇〇県〇〇課 | |
| 日付 | 2026/02/00（月）00:00 | |
| 宛先 | 〇〇市〇〇課 | |
| 本文 | 〇〇市担当課）御中 | |
| | 下記メールによる応援要請に対して、以下のとおり回答します。 | |
| 応援市町村 | △△県△△市 | 担当課 環境対策課 |
| 担当者名 | △△ 太郎 | 連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |
| ●支援内容 | 《人員》 | |
| | 災害対応全般に係る助言 1名 5日間 〇日から | |
| | 災害廃棄物発生量推計 1名 10日間 〇日から | |
| | 仮置き場での管理運営、分別指導 2名 〇月〇日～10日間 | |
| | 《車両・資機材》 2台 7日 | |
| | ごみ収集運搬車両（2台 7日 〇月〇日から） | |
| | ----- | |
| 組織の署名 | 連絡先、担当者名 | |
| | 〇〇、〇〇、〇〇 | |

【メール4】環境事務所様式—1：応援要請（環境事務所→応援県）

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 県

差出人：地方環境事務所資源循環課

日付：2026/00/00 (○) 00:00

宛先：応援県○○課

本文：

（応援県担当課）御中

令和○年○月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る○○県への応援を以下のとおり要請します。

<○○県>

●応援要請内容

《人員》 ○人 ○日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- 事務系 (○人 ○日)
- 廃棄物系技術者 (○人 ○日)
- 土木系技術者 (○人 ○日)
- その他 (○人 ○日)

<○○市>

●応援要請内容

《人員》 ○人 ○日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- 事務系 (○人 ○日)
- 廃棄物系技術者 (○人 ○日)
- 土木系技術者 (○人 ○日)
- その他 (○人 ○日)

《車両・資機材》

○台 ○日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- ごみ収集運搬車両 (○台 ○日)
- し尿収集運搬車両 (○台 ○日)
- 仮設トイレ (○基 ○日)
- その他車両・資機材 (○台 ○日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

() (数量：○台・基 期間：○日)
(複数市町村への応援要請を行う場合は、上記をコピーし使用。)

組織の署名 連絡先、担当者名

【メール4】環境事務所様式—1：応援要請（環境事務所→応援県）：記入例

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 △△ 県

差出人：○○地方環境事務所資源循環課

日付：2026/02/02（月）11:00

宛先：△△県○○課

本文：

（△△県担当課）御中

令和○年○月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る◎◎県への応援を以下のとおり要請します。

<◎◎県>

●応援要請内容

《人員》

災害対応全般に係る助言 1名 5日間 ○日から

●○○県連絡先

担当課：

担当者名：

連絡先：

<◎◎市>

●応援要請内容

《人員》

災害対応全般に係る助言 1名 5日間 ○日から

災害廃棄物発生量推計 1名 10日間 ○日から

仮置き場での管理運営、分別指導 2名 ○月○日～10日間

《車両・資機材》 2台 7日

ごみ収集運搬車両（2台 7日 ○月○日から）

●○○市連絡先

担当課：

担当者名：

連絡先：

組織の署名 連絡先、担当者名

○○、○○、○○

【メール5】環境事務所様式—2：応援要請への回答（環境事務所→被災県）

件名：Re：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 県

差出人：地方環境事務所資源循環課

日付：2026/00/00（〇）00:00

宛先：〇〇県〇〇課

本文：

（県担当課）御中

〇〇県への応援要請に対して、応援県及び応援市町村を以下のとおり回答します。

応援県 _____ 担当課 _____

担当者名 _____ 連絡先 _____

●支援内容

《人員》 〇人 〇日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系（〇人 〇日）

廃棄物系技術者（〇人 〇日）

土木系技術者（〇人 〇日）

その他（〇人 〇日）

<〇〇市への支援>

応援市町村 _____ 担当課 _____

担当者名 _____ 連絡先 _____

●支援内容

《人員》 〇人 〇日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系（〇人 〇日）

廃棄物系技術者（〇人 〇日）

土木系技術者（〇人 〇日）

その他（〇人 〇日）

《車両・資機材》 〇台 〇日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両（〇台 〇日）

し尿収集運搬車両（〇台 〇日）

仮設トイレ（〇基 〇日）

その他車両・資機材（〇台 〇日）

《その他》

※もしあれば記載してください。

() (数量：〇台・基 期間：〇日)

（複数市町村への応援要請を行う場合は、上記をコピーし使用。）

組織の署名 連絡先、担当者名

【メール5】環境事務所様式—2：応援要請への回答（環境事務所→被災県）：記入例

件名：Re：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 ○○ 県

差出人：○○地方環境事務所資源循環課

日付：2026/02/02（月）11:00

宛先：○○県○○課

本文：

（○○県担当課）御中

○○県への応援要請に対して、応援県及び応援市町村を以下のとおり回答します。

<○○県>

●支援内容

《人員》

災害対応全般に係る助言 1名 5日間 ○日から

●○○県連絡先

担当課：

担当者名：

連絡先：

<○○市>

●支援内容

《人員》

災害対応全般に係る助言 1名 5日間 ○日から

災害廃棄物発生量推計 1名 10日間 ○日から

仮置き場での管理運営、分別指導 2名 ○月○日～10日間

《車両・資機材》 2台 7日

ごみ収集運搬車両（2台 7日 ○月○日から）

●○○市連絡先

担当課：

担当者名：

連絡先：

組織の署名 連絡先、担当者名

○○、○○、○○

【様式1】環境事務所様式—3：応援要請検討依頼文書（環境事務所 → 応援県）

事務連絡
令和〇〇年〇月〇日

災害廃棄物対策四国ブロック協議会
応援県（各県内市町村）
災害廃棄物処理ご担当部局長 様

災害廃棄物対策四国ブロック協議会事務局
（中国四国地方環境事務所 所長）

〇〇災害における広域連携支援のための職員派遣の検討について（依頼）

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
先日発生した〇〇災害により多大なる被害を受けた〇〇県内の災害廃棄物処理対応に関して、四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）に基づき、広域連携支援を実施することとなりました。

つきましては、被災自治体を支援することを目的として、貴県及び県内職員の派遣について御検討いただき、〇月〇日までに下記連絡先まで御回答いただきますようお願い申し上げます。

また、県内市町村への依頼については、貴県より御調整いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

記

派遣期間：

派遣先自治体：

派遣人数：

派遣内容：

回答期限：

| 連絡先 | |
|--------|----------------------|
| 担当部署 | 中国四国地方環境事務所 資源循環課 |
| 担当者名 | |
| 電話番号 | |
| E mail | |

【様式1】環境事務所様式—3：応援要請検討依頼文書（環境事務所 → 応援県）

記入例

事務連絡
令和〇〇年〇月〇日

災害廃棄物対策四国ブロック協議会
応援県（各県内市町村）
災害廃棄物処理ご担当部局長 様

災害廃棄物対策四国ブロック協議会事務局
（中国四国地方環境事務所 所長）

〇〇災害における広域連携支援のための職員派遣の検討について（依頼）

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
先日発生した〇〇災害により多大なる被害を受けた〇〇県内の災害廃棄物処理対応に関して、四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）に基づき、広域連携支援を実施することとなりました。

つきましては、被災自治体を支援することを目的として、貴県及び県内職員の派遣について御検討いただき、〇月〇日までに下記連絡先まで御回答いただきますようお願い申し上げます。

また、県内市町村への依頼については、貴県より御調整いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

記

派遣期間：令和〇年〇月〇日～〇月〇日

派遣先自治体：〇〇県〇〇市

派遣人数：〇人

派遣内容：災害廃棄物処理の支援

回答期限：令和〇年〇月〇日～〇月〇日

| 連絡先 | |
|-------|----------------------|
| 担当部署 | 中国四国地方環境事務所 資源循環課 |
| 担当者名 | 中四国 太郎 |
| 電話番号 | 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |
| Email | 〇〇〇〇@env. go. jp |

【様式2】環境事務所様式—4：応援要請文書（環境事務所 → 県）

事務連絡
令和〇〇年〇月〇日

〇〇県 災害廃棄物処理担当部局長 様

災害廃棄物対策四国ブロック協議会事務局
(四国四国地方環境事務所 所長)

〇〇災害における広域連携支援のための職員派遣について（依頼）

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
先日発生した〇〇災害により多大なる被害を受けた〇〇県内の災害廃棄物処理対応に関し
て、四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）に基づき、広域連携支援を実施
することとなりました。

つきましては、被災県を支援することを目的として、貴県職員の派遣について下記の通り
御配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、貴県下市町村への派遣職員依頼については、貴県より御調整いただけますよう重ね
てお願い申し上げます。

記

派遣期間：

派遣先自治体：

派遣人数：

派遣内容：

| 連絡先 | |
|-------|----------------------|
| 担当部署 | 中国四国地方環境事務所 資源循環課 |
| 担当者名 | |
| 電話番号 | |
| Email | |

【様式2】環境事務所様式—4：応援要請文書（環境事務所 → 県）：記入例

事務連絡
令和〇〇年〇月〇日

〇〇県 災害廃棄物処理担当部局長 様

災害廃棄物対策四国ブロック協議会事務局
(中国四国地方環境事務所 所長)

〇〇災害における広域連携支援のための職員派遣について（依頼）

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
先日発生した〇〇災害により多大なる被害を受けた〇〇県内の災害廃棄物処理対応に関して、四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）に基づき、広域連携支援を実施することとなりました。

つきましては、被災県を支援することを目的として、貴県職員の派遣について下記の通り御配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、貴県下市町村への派遣職員依頼については、貴県より御調整いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

記

派遣期間：令和〇年〇月〇日～〇月〇日

派遣先自治体：〇〇県〇〇市

派遣人数：〇人

派遣内容：災害廃棄物処理の支援

| 連絡先 | |
|-------|----------------------|
| 担当部署 | 中国四国地方環境事務所 資源循環課 |
| 担当者名 | 中四国 太郎 |
| 電話番号 | 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |
| Email | 〇〇〇〇@env. go. jp |

【メール6】 応援県様式－1：応援要請（応援県→応援市町村）

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 県

差出人：〇〇県〇〇課

日付：2026/00/00（〇）00:00

宛先：〇〇市〇〇課

本文：

（応援市町村担当課）御中

令和〇年〇月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る〇〇県〇〇市町村への応援を以下のとおり要請します。

〇支援を受ける被災県市町村名：〇〇県〇〇市町村

●応援要請内容

《人員》 〇人 〇日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- 事務系（〇人 〇日）
- 廃棄物系技術者（〇人 〇日）
- 土木系技術者（〇人 〇日）
- その他（〇人 〇日）

《車両・資機材》

〇台 〇日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- ごみ収集運搬車両（〇台 〇日）
- し尿収集運搬車両（〇台 〇日）
- 仮設トイレ（〇基 〇日）
- その他車両・資機材（〇台 〇日）

《その他》

※もしあれば記載してください。

（ ）（数量：〇台・基 期間：〇日）

組織の署名 連絡先、担当者名

【メール6】 応援県様式-1：応援要請（応援県→応援市町村）：記入例】

件名：【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 △△ 県

差出人：○○県○○課

日付：2026/02/02（月）10:30

宛先：○○市○○課

本文：

（△△市町村担当課）御中

令和○年○月の災害に伴う災害廃棄物等の処理等に係る◎◎県○○市への応援を以下のとおり要請します。

○支援を受ける被災県市町村名：◎◎県○○市町村

●応援要請内容

《人員》

災害対応全般に係る助言 1名 5日間 なるべく早く

災害廃棄物発生量推計 1名 10日間 なるべく早く

仮置き場での管理運営、分別指導 2名 ○月○日～10日間

《車両・資機材》 2台 7日

ごみ収集運搬車両（2台 7日 ○月○日から）

●○○市連絡先

担当課：

担当者名：

連絡先：

組織の署名 連絡先、担当者名

○○、○○、○○

【メール7】 応援県様式-2：応援要請への回答（応援県→環境事務所）

件名：Re:【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 県

差出人：〇〇県〇〇課
日付：2026/00/00 (〇) 00:00
宛先：地方環境事務所資源循環課

本文：

（環境事務所資源循環課）御中

下記メールによる応援要請に対して、応援県として以下のとおり回答します。

○支援を受ける被災県名： _____ 県

●支援内容

《人員》 〇人 〇日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- 事務系 (〇人 〇日)
 廃棄物系技術者 (〇人 〇日)
 土木系技術者 (〇人 〇日)
 その他 (〇人 〇日)

○支援を受ける被災県市町村名： _____ 県 _____ 市町村

○応援を行う市町村名： _____ 担当課 _____
担当者名 _____ 連絡先 _____

●支援内容

《人員》 〇人 〇日

※必要な人員が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- 事務系 (〇人 〇日)
 廃棄物系技術者 (〇人 〇日)
 土木系技術者 (〇人 〇日)
 その他 (〇人 〇日)

《車両・資機材》 〇台 〇日

※必要な資機材が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

- ごみ収集運搬車両 (〇台 〇日)
 し尿収集運搬車両 (〇台 〇日)
 仮設トイレ (〇基 〇日)
 その他車両・資機材 (〇台 〇日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

(_____) (数量：〇台・基 期間：〇日)

(複数市町村が支援を行う場合は、応援県は上記をコピーし使用してください)

組織の署名 連絡先、担当者名

【メール7】 応援県様式-2：応援要請への回答（応援県→環境事務所）：記入例

件名：Re:【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 △△ 県

差出人：○○県○○課

日付：2026/02/02（月）11:00

宛先：○○地方環境事務所資源循環課

本文：

（環境事務所資源循環課）御中

下記メールによる応援要請に対して、応援県として以下のとおり回答します。

○支援を受ける被災県名：○○ 県

●支援内容

《人員》

災害対応全般に係る助言 1名 5日間 ○日から

●○○県連絡先

担当課：

担当者名：

連絡先：

組織の署名 連絡先、担当者名

○○、○○、○○

【メール8】 応援市町村様式：応援要請への回答（応援市町村→応援県）

件名：Re:【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 _____ 市町村

差出人：〇〇市〇〇課

日付：2026/00/00 (〇) 00:00

宛先：〇〇県〇〇課

本文：

(県担当課) 御中

メールによる応援要請に対して、応援市町村として以下のとおり回答します。

○支援を行う被災市町村

被災市町村 _____

●支援内容

《人員》〇人 〇日

※支援職員の内訳が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

事務系 (〇人 〇日)

廃棄物系技術者 (〇人 〇日)

土木系技術者 (〇人 〇日)

その他 (〇人 〇日)

《車両・資機材》〇台 〇日

※支援可能な資機材の内訳が具体的に記載できる場合は、以下を追記。

ごみ収集運搬車両 (〇台 〇日)

し尿収集運搬車両 (〇台 〇日)

仮設トイレ (〇基 〇日)

その他車両・資機材 (内容：) (〇台 〇日)

《その他》

※もしあれば記載してください。

() (数量：〇台・基 期間：〇日)

組織の署名 連絡先、担当者名

【メール8】 応援市町村様式：応援要請への回答（応援市町村→応援県）：記入例

件名：Re:【災害廃棄物処理等に係る応援要請】 △△ 市町村

差出人：〇〇市〇〇課

日付：2026/02/00（月）00:00

宛先：〇〇県〇〇課

本文：

（県担当課）御中

メールによる応援要請に対して、応援市町村として以下のとおり回答します。

○支援を行う被災市町村

被災市町村 ◎◎ 県 〇〇市

●支援内容

《人員》

災害対応全般に係る助言 1名 5日間 〇日から

災害廃棄物発生量推計 1名 10日間 〇日から

仮置き場での管理運営、分別指導 2名 〇月〇日～10日間

《車両・資機材》 2台 7日

ごみ収集運搬車両 (2台 7日 〇月〇日から)

●〇〇市連絡先

担当課：

担当者名：

連絡先：

組織の署名 連絡先、担当者名

〇〇、〇〇、〇〇

3. 応援要請リスト、支援可能リスト

【被災県用】 応援要請リスト

| | | | |
|----|--|------|--|
| 所属 | | 担当者名 | |
| 電話 | | メール | |

| 応援要請項目に「✓」↓ | 応援職員にしてほしいこと | 実施時期の目安（※1） | | | | | 災害対応未経験の自治体が被災直後に優先的に支援要請すべきこと（※2） | 備考 (必要人数、支援要請の具体的な内容、支援側に求める条件等があれば、適宜記載する) |
|-------------------------------------|--|-------------|-------|-------------|----------------|---------|------------------------------------|--|
| | | 被災直後 | 1週間程度 | 被災直後1か月程度以内 | 発災後約1週間3か月程度以内 | 1か月程度以降 | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | (記入例) 1 □ 災害廃棄物対応全般に関する助言 | | | | | | | 必要人数1名。特に豪雨災害の処理対応経験がある職員に、対応方針に係る助言をいただきたい。 |
| <input type="checkbox"/> | 1 □ 対応方針に関する助言 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ◎ | |
| <input type="checkbox"/> | 1-1 人的体制に関する助言 | ○ | | | | | ◎ | |
| <input type="checkbox"/> | 1-2 対応方針全般に係る助言 (発災直後は「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む) | ○ | ○ | ○ | ○ | | ◎ | |
| <input type="checkbox"/> | 1-3 廃棄物にかかる技術的な助言 | ○ | ○ | | ○ | | ◎ | |
| <input type="checkbox"/> | 1-4 事務委託等の判断に係る助言 | | | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 2 □ 被害状況の調査 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| <input type="checkbox"/> | 2-1 被災地での災害廃棄物に関する状況把握 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| <input type="checkbox"/> | 2-2 被災地の写真撮影 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| <input type="checkbox"/> | 2-3 庁舎内での被災状況の情報収集、とりまとめ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| <input type="checkbox"/> | 3 □ 市町村との連携・情報共有 | ○ | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 3-1 被災市町村の体制の確認 | ○ | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 3-2 被災市町村でのリエゾン活動、情報収集 | ○ | ○ | | | | ○ | |
| <input type="checkbox"/> | 3-3 市町村からの問合せ対応 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 4 □ 必要な物資・人員等の不足状況の確認・整理 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 5 □ 応援・受援に係る調整 | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 5-1 市町村からの支援要請の調整 | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 5-2 応援職員等の宿泊場所の確保 | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 6 □ 市町村の設置する仮置場に関する状況把握、市町村への助言 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| <input type="checkbox"/> | 6-1 仮置場の設置状況・管理状況の確認（毎日） | ○ | ○ | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 6-2 仮置場の管理運営に係る助言・指導（現地訪問、電話対応） | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 6-3 二次仮置場の選定・設置に係る支援・助言 | | | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 6-4 二次仮置場の設計に係る積算 | | | | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 7 □ 災害廃棄物の発生量推計 | | ○ | ○ | | | ○ | |
| <input type="checkbox"/> | 8 □ 災害廃棄物処理実行計画の作成支援 | | ○ | ○ | ○ | | | |
| <input type="checkbox"/> | 9 □ 災害廃棄物の処理に関する事務（処理先の整理、処理費用の積算等） | | ○ | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 9-1 災害廃棄物の処理先と処理可能な廃棄物のリスト作成 | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 9-2 (他県も含めた) 廃棄物の処理先等の調整 | | ○ | | | | ○ | |
| <input type="checkbox"/> | 9-3 災害廃棄物の処理費用積算のための単価表等の作成 | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 9-4 発注・積算事務への助言 | | | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 9-5 廃棄物処理に関する民間事業者との調整 | | | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 10 □ 広報・県民対応 | | ○ | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 10-1 広報用資料等の作成 | | ○ | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 10-2 県民からの問合せ対応 | | ○ | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 11 □ 災害査定に向けた市町村からの問合せ対応等の支援 | | | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 11-1 災害査定、査定資料作成に係る市町村への助言・問合せ対応 | | | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 11-2 補助金・災害査定に関する情報収集、市町村への情報提供 | | | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 11-3 災害報告書の作成 | | | | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 11-4 災害査定の日程調整・行程作成等の準備 | | | | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 12 □ 公費解体に関する市町村への助言 | | | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 13 □ (事務委託を受けた場合) 二次仮置場の管理監督 | | | | | ○ | | |

【応援県用】支援可能リスト

| | | | | | |
|----|--|------|--|----|--|
| 所属 | | 担当者名 | | 職種 | |
| 電話 | | メール | | | |

■災害対応経験（ある場合）

| | | | |
|---------------|--|------|--|
| 対応した災害（年度・名称） | | 対応業務 | |
|---------------|--|------|--|

| 応援可能項目に「✓」↓ | 応援職員ができること | 応援側で用意することが望ましい備品 | 応援職員に望まれる技能等 | | | | | 実施時期の目安（※1） | | | | | 備考 （応援にあたって必要な宿泊先・移動手段・資材等は基本的には応援側が調達するものとする。ただし、受援側に求める事項・条件等があれば、適宜記載する） |
|-------------------------------------|--|----------------------------|--------------|-----------------|---------------|-----------|---------|-------------|-------|-----------|-----------------|-----------------|--|
| | | | 災害廃棄物対応経験 | 平時の当該項目にかかる業務経験 | 処理業務にかかわる一般知識 | 土木・建築の技術職 | 普通自動車免許 | 発災直後 | 1週間程度 | 発災直後1か月以内 | 発災後約1週間〜1か月程度以内 | 1か月程度以降〜3か月程度以内 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | （記入例）1 □ 対応方針に関する助言 | | | | | | | | | | | | 被災市の災害廃棄物対応職員の執務スペース付近に席を確保いただくことが望ましい |
| <input type="checkbox"/> | 1 □ 対応方針に関する助言 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 1-1 人的体制に関する助言 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 1-2 対応方針全般に係る助言（発災直後は「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む） | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 1-3 廃棄物にかかる技術的な助言 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 1-4 事務委託等の判断に係る助言 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 2 □ 被害状況の調査 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 2-1 被災地での災害廃棄物に関する状況把握 | 通信手段／公用車／地図・カーナビ／ヘルメット・軍手等 | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 2-2 被災地の写真撮影 | 通信手段／公用車／地図・カーナビ／デジカメ | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 2-3 庁舎内での被災状況の情報収集、とりまとめ | PC／通信手段 | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 3 □ 市町村との連携・情報共有 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 3-1 被災市町村の体制の確認 | 通信手段／PC | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 3-2 被災市町村でのリエゾン活動、情報収集 | 通信手段／公用車／地図・カーナビ | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 3-3 市町村からの問合せ対応 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 4 □ 必要な物資・人員等の不足状況の確認・整理 | PC | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 5 □ 応援・受援に係る調整 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 5-1 市町村からの支援要請の調整 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 5-2 応援職員等の宿泊場所の確保 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 6 □ 市町村の設置する仮置場に関する状況把握、市町村への助言 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 6-1 仮置場の設置状況・管理状況の確認（毎日） | PC | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 6-2 仮置場の管理運営に係る助言・指導（現地訪問、電話対応） | 通信手段／公用車／地図・カーナビ／ヘルメット・軍手等 | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 6-3 二次仮置場の選定・設置に係る支援・助言 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 6-4 二次仮置場の設計に係る積算 | PC | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 7 □ 災害廃棄物の発生量推計 | PC | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 8 □ 災害廃棄物処理実行計画の作成支援 | PC | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 9 □ 災害廃棄物の処理に関する事務（処理先の整理、処理費用の積算等） | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 9-1 災害廃棄物の処理先と処理可能な廃棄物のリスト作成 | PC | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 9-2 （他県も含めた）廃棄物の処理先等の調整 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 9-3 災害廃棄物の処理費用積算のための単価表等の作成 | PC | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 9-4 発注・積算事務への助言 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 9-5 廃棄物処理に関する民間事業者との調整 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 10 □ 広報・県民対応 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 10-1 広報用資料等の作成 | PC | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 10-2 県民からの問合せ対応 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 11 □ 災害査定に向けた市町村からの問合せ対応等の支援 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 11-1 災害査定、査定資料作成に係る市町村への助言・問合せ対応 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 11-2 補助金・災害査定に関する情報収集、市町村への情報提供 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 11-3 災害報告書の作成 | PC | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 11-4 災害査定の日程調整・行程作成等の準備 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 12 □ 公費解体に関する市町村への助言 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 13 □ （事務委託を受けた場合）二次仮置場の管理監督 | 通信手段／公用車／地図・カーナビ／ヘルメット・軍手等 | | | | | | | | | | | |

(参考) 【県】想定される支援内容一覧

| 想定される応援職員の支援項目 | 想定される応援職員の実施事項 |
|--|--|
| <p>1 □ 対応方針に関する助言</p> <p>1-1 人的体制に関する助言</p> <p>1-2 対応方針全般に係る助言（発災直後は「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む）</p> <p>1-3 廃棄物にかかる技術的な助言</p> <p>1-4 事務委託等の判断に係る助言</p> | <p>以下に示すような災害廃棄物対応方針の決定に係る全般的な助言を行う。</p> <p>災害廃棄物処理体制に関する助言を行う。</p> <p>実施・対応すべき事項を整理するとともに、特に優先的に対応すべき事項について優先順位づけを行う等、迅速な災害廃棄物処理の推進に向けた助言を行う。</p> <p>災害廃棄物に関する被災県職員の疑問に対して、適宜、技術的な助言を行い、災害廃棄物処理を補助する。</p> <p>被災市町村からの事務委託の発生有無等の判断にかかる助言を行う。</p> |
| <p>2 □ 被害状況の調査</p> <p>2-1 被災地での災害廃棄物に関する状況把握</p> <p>2-2 被災地の写真撮影</p> <p>2-3 庁舎内での被災状況の情報収集、とりまとめ</p> | <p>被災県内の被害状況について、状況把握・記録、情報の取りまとめ等を支援する。（※現地入りを前提とする場合、2-1, 2-2にチェックする）</p> <p>被災地に現地入りし、災害廃棄物の発生状況・対応状況に関する状況把握、被災県への報告を行う。</p> <p>被災地に現地入りし、被災状況の被災県職員への共有、被災状況の記録のため、適宜、写真撮影等を行う。</p> <p>被災県庁舎で被災状況の情報収集・整理を支援する。</p> |
| <p>3 □ 市町村との連携・情報共有</p> <p>3-1 被災市町村の体制の確認</p> <p>3-2 被災市町村でのリエゾン活動、情報収集</p> <p>3-3 市町村からの問合せ対応</p> | <p>被災市町村と連絡をとり、災害廃棄物処理に係る情報収集や問合せ対応・助言等を行う。</p> <p>被災市町村に連絡をとり、災害廃棄物処理に係る体制を確認・整理する。</p> <p>被災市町村に現地入りし、被災市町村の被害状況、災害廃棄物発生状況及び対応状況等を把握するとともに、被災県に随時情報を共有する。</p> <p>被災市町村からの災害廃棄物処理に係る問合せに対応する。また被災県職員が被災市町村からの問合せ対応を行うにあたって、技術的助言等を行う。</p> <p>被災県の災害廃棄物対応部署及び被災県内市町村が必要としている物資・人員等について、不足状況を確認・整理する。</p> |
| <p>4 □ 必要な物資・人員等の不足状況の確認・整理</p> | <p>被災県の災害廃棄物発生量推計について、推計方法の検討、推計の実施・随時更新等を行う。</p> |
| <p>5 □ 応援・受援に係る調整</p> <p>5-1 市町村からの支援要請の調整</p> <p>5-2 応援職員等の宿泊場所の確保</p> | <p>被災県の受援に必要な支援を行う。また、被災県内市町村の支援要請のとりまとめ・調整等を行う。</p> <p>被災市町村からの支援要請をとりまとめ、応援自治体との調整等を支援する。</p> <p>応援職員等の受入れのため、派遣予定の応援職員と連絡をとり、必要に応じて宿泊場所を確保する。</p> |
| <p>6 □ 市町村の設置する仮置場に関する状況把握、市町村への助言</p> <p>6-1 仮置場の設置状況・管理状況の確認（毎日）</p> <p>6-2 仮置場の管理運営に係る助言・指導（現地訪問、電話対応）</p> <p>6-3 二次仮置場の選定・設置に係る支援・助言</p> <p>6-4 二次仮置場の設計に係る積算</p> | <p>被災市町村の仮置場に係る状況把握及び助言を随時行う。</p> <p>被災市町村に連絡をとり、仮置場の設置状況・管理状況について日々状況確認・更新を行う。</p> <p>被災市町村の仮置場の管理運営に関する助言・指導を行う。必要に応じては、現地訪問し、状況確認を行ったうえで、助言等を行う。</p> <p>被災市町村が設置する二次仮置場の選定・設置について、適宜、支援・助言を行う。</p> <p>被災市町村が設置する二次仮置場の設計に係る積算について、適宜助言を行う。</p> |
| <p>7 □ 災害廃棄物の発生量推計</p> | <p>被災県の災害廃棄物発生量推計について、推計方法の検討、推計の実施・随時更新等を行う。</p> |
| <p>8 □ 災害廃棄物処理実行計画の作成支援</p> | <p>災害廃棄物処理実行計画の作成を支援する。また、災害廃棄物処理の進捗に伴い、適宜見直し等を支援する。</p> |
| <p>9 □ 災害廃棄物の処理に関する事務（処理先の整理、処理費用の積算等）</p> <p>9-1 災害廃棄物の処理先と処理可能な廃棄物のリスト作成</p> <p>9-2 （他県も含めた）廃棄物の処理先等の調整</p> <p>9-3 災害廃棄物の処理費用積算のための単価表等の作成</p> <p>9-4 発注・積算事務への助言</p> <p>9-5 廃棄物処理に関する民間事業者との調整</p> | <p>以下に示すような災害廃棄物処理に係る事務全般の支援を行う。</p> <p>災害廃棄物の受入れ可能な施設及び各施設の処理可能な廃棄物のリストを作成する。</p> <p>災害廃棄物の処理先について、被災県以外も含む処理先を整理し、必要に応じて処理先との調整を支援する。</p> <p>災害廃棄物の処理に係る単価表等の作成を支援する。</p> <p>災害廃棄物処理にかかる発注・積算事務について助言を行う</p> <p>民間事業者と連絡をとり、廃棄物処理に係る調整を行う。</p> |
| <p>10 □ 広報・県民対応</p> <p>10-1 広報用資料等の作成</p> <p>10-2 県民からの問合せ対応</p> | <p>被災県の広報及び県民からの問合せ対応等を支援する。</p> <p>被災県の広報用資料を作成する。</p> <p>被災県民からの各種問合せについて、電話対応等を支援する。</p> |
| <p>11 □ 災害査定に向けた市町村からの問合せ対応等の支援</p> <p>11-1 災害査定、査定資料作成に係る市町村への助言・問合せ対応</p> <p>11-2 補助金・災害査定に関する情報収集、市町村への情報提供</p> <p>11-3 災害報告書の作成</p> <p>11-4 災害査定の日程調整・行程作成等の準備</p> | <p>災害査定の実施に向けて、以下に示すような被災県の事務を支援する。</p> <p>災害査定及び査定資料作成について、被災市町村からの問合せに対応するとともに、被災市町村の査定資料作成に係る助言等を行う。</p> <p>補助金・災害査定に関する最新情報について、関係省庁から情報収集し、被災市町村へ随時情報を提供する。</p> <p>災害報告書の作成を支援する。</p> <p>国・被災市町村と連絡・調整し、被災県内の災害査定の日程調整・行程作成を行う。</p> |
| <p>12 □ 公費解体に関する市町村への助言</p> | <p>公費解体に関する市町村からの問合せへの対応、公費解体事務に係る被災市町村への助言を行う。</p> |
| <p>13 □ （事務委託を受けた場合）二次仮置場の管理監督</p> | <p>被災市町村から被災県が事務委託を受けた場合、二次仮置場に現地入りし、管理運営を支援する。</p> |

【被災市町村用】 応援要請リスト

| | | | |
|----|--|------|--|
| 所属 | | 担当者名 | |
| 電話 | | メール | |

| 項目 ↓ | 応援要請 ↓ | 実施時期の目安（※1） | | | | | 災害対応未経験の自治体が発災直後に優先的に支援要請すべきこと（※2） | 備考 (必要人数、支援要請の具体的な内容、支援側に求める条件等があれば、適宜記載する) |
|-------------------------------------|---|-------------|---------------|--------------------|--------------------|---------|------------------------------------|--|
| | | 発災直後 | 1週間程度 発災直後 | 1か月程度以内 発災後約1週間 | 3か月程度以内 1か月程度以降 | 3か月程度以降 | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | (記入例) 1 □ 災害廃棄物対応全般に関する助言 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | 必要人数1名。特に豪雨災害の処理対応経験がある職員に、対応方針に係る助言をいただきたい。 |
| <input type="checkbox"/> | 1 □ 災害廃棄物対応全般に関する助言 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | |
| <input type="checkbox"/> | 1-1 必要な対策・対応に係る助言（発災直後は、「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | |
| <input type="checkbox"/> | 1-2 支援要請が必要な内容の整理に係る助言 | ○ | ○ | | | | ◎ | |
| <input type="checkbox"/> | 2 □ 市町村内の被害状況、民間事業者の被災状況の調査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 2-1 民間事業者の被災状況の収集・整理 | ○ | ○ | | | | ○ | |
| <input type="checkbox"/> | 2-2 市町村内の地区ごとの被災状況の情報収集 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| <input type="checkbox"/> | 3 □ 国・県・他市町村との連携・情報共有 | | ○ | | | | ◎ | |
| <input type="checkbox"/> | 3-1 周辺自治体の被災状況の把握 | | ○ | | | | ◎ | |
| <input type="checkbox"/> | 3-2 国・県・支援団体（他市町村）との情報共有、被害状況の共有 | | ○ | | | | ◎ | |
| <input type="checkbox"/> | 3-3 国・県との連絡調整窓口 | | ○ | | | | ◎ | |
| <input type="checkbox"/> | 4 □ 受援に係る調整・状況把握、車両の確保・受入れ | | ○ | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 4-1 近隣自治体にある宿泊施設の確保（支援隊受入） | | ○ | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 4-2 受援状況の把握 | | ○ | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 4-3 バッカー車等の応援車両の手配・調整、車両基地確保 | | ○ | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 5 □ 市町村民・被災者への対応 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 5-1 問合せ（電話）対応、市町村民からの問合せのクッション役 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 5-2 問合せ内容の仕分け・整理、住民の要望の把握 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 6 □ 広報用資料の作成、市町村民への広報支援 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 7 □ 把握した被害状況・災害廃棄物発生状況等の分析（集計・データ化） | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 8 □ 廃棄物の排出・保管状況の把握 | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 8-1 有害災害廃棄物の保管状況把握 | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 8-2 無人の集積場所の状況・災害廃棄物発生状況の確認 | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 8-3 ごみ処理場までのルート確認、確保 | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 9 □ 仮置場の設置手順の助言・管理運用方針に関する検討・助言 | | ○ | ○ | | | ◎ | |
| <input type="checkbox"/> | 10 □ 仮置場での管理運営 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 10-1 仮置場の交通整理、車両誘導、積み下ろし補助 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 10-2 仮置場での市民対応・分別指導、便乗ゴミの監視・現場対応 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 11 □ 収集車輛の割り振り | | ○ | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 12 □ 避難所ごみの発生状況の把握・整理 | | ○ | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 13 □ 仮設トイレの維持管理に関する助言・現場支援 | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 13-1 仮設トイレの設置・使用に関する助言・現場支援 | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 13-2 仮設トイレの汲み取りにかかる助言 | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 14 □ 災害廃棄物の発生量推計 | | ○ | ○ | | | ◎ | |
| <input type="checkbox"/> | 14-1 災害廃棄物の発生量の推計方法の検討 | | ○ | ○ | | | ◎ | |
| <input type="checkbox"/> | 14-2 災害廃棄物の発生量推計 | | ○ | ○ | | | ◎ | |
| <input type="checkbox"/> | 15 □ 災害廃棄物の保管・処分にかかる事務支援・助言 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 15-1 仮置場に保管されている廃棄物量の整理、処理実績のチェック等 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 15-2 処分先・処理フローの検討にかかる助言 | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 16 □ 被災自動車の処理 | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 17 □ 二次仮置場開設に係る助言 | | ○ | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 18 □ 二次仮置場整備に係る土木系の積算事務 | | ○ | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 19 □ 災害廃棄物処理実行計画の策定支援 | | ○ | ○ | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 20 □ 災害査定・補助金申請に関する事務支援・助言 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 21 □ 公費解体の運用方針・制度の検討・構築、助言 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 22 □ 公費解体に係る費用償還の事務支援 | | | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 22-1 解体費用の計算 | | | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 22-2 解体費用償還の事務支援 | | | ○ | ○ | ○ | | |
| <input type="checkbox"/> | 22-3 公費解体の受付事務・市町村民への説明 | | | ○ | ○ | ○ | | |

(参考) 【市町村】想定される支援内容一覧

| 想定される応援職員の支援項目 | 想定される応援職員の実施事項 |
|--|---|
| <p>1 □ 災害廃棄物対応全般に関する助言</p> <p>1-1 必要な対策・対応に係る助言（発災直後は、「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む）</p> <p>1-2 支援要請が必要な内容の整理に係る助言</p> | <p>以下に示す内容を含む災害廃棄物対応全般に関する助言を行う。</p> <p>迅速な災害廃棄物処理の推進のため、実施すべき事項を整理するとともに、特に優先的に対応すべき事項について優先順位づけを行う等の助言をする。</p> <p>要対応事項に優先順位を付け、当該応援職員が支援すべき事項、他の応援職員に支援してもらうべき事項に関する助言を行う。</p> |
| <p>2 □ 市町村内の被害状況、民間事業者の被災状況の調査</p> <p>2-1 民間事業者の被災状況の収集・整理</p> <p>2-2 市町村内の地区ごとの被災状況の情報収集</p> | <p>以下に示す内容を含む被災市町村内の被害状況の調査・整理を行う。</p> <p>被災市町村内の一般廃棄物処理の委託業者や協定締結をしている廃棄物関連団体等に連絡を取り、被災状況を確認・整理する。</p> <p>被災市町村内の地区ごとの被災状況について情報収集・整理を行う。各地区に状況が報告できる者がいない場合、必要に応じて応援職員が各地区を巡回し、状況を確認・報告する事も想定する。</p> |
| <p>3 □ 国・県・他市町村との連携・情報共有</p> <p>3-1 周辺自治体の被災状況の把握</p> <p>3-2 国・県・支援団体（他市町村）との情報共有、被害状況の共有（緊急性、今後の見込み等について）</p> <p>3-3 国・県との連絡調整窓口</p> | <p>被災市町村の災害廃棄物対応状況を把握し、国・県・他市町村との連携・情報共有を行う。</p> <p>周辺自治体及び中国四国地方環境事務所と連絡をとり、被災状況を確認・整理する。</p> <p>応援職員は、被災市町村内の被害状況や災害廃棄物対応状況等を把握し、被害状況、今後の災害廃棄物発生状況及び対応の見込み等について、国・県と情報共有を行う。また、応援職員の所属元やその他の支援に入っている団体と情報共有を行う。</p> <p>被災市町村の被災状況や対応状況等を踏まえ、国・県との調整窓口となる。</p> |
| <p>4 □ 受援に係る調整・状況把握、車両の確保・受入れ</p> <p>4-1 近隣自治体にある宿泊施設の確保（支援隊受入）</p> <p>4-2 受援状況の把握</p> <p>4-3 バッカー車等の応援車両の手配・調整、車両基地確保</p> | <p>被災市町村の受援に係る調整、受援体制の構築に係る支援を行う。</p> <p>必要がある場合、受入れ予定の支援団体等の要望を踏まえ、近隣自治体も含めて宿泊施設を確保する。</p> <p>被災市町村の受援状況について、支援自治体・支援内容・支援期間等を整理・記録する。</p> <p>バッカー車等の応援車両について、支援自治体と連絡をとり、手配のための調整を行い、受入れ車両の種類、台数、期間等を整理する。</p> |
| <p>5 □ 市町村民・被災者への対応</p> <p>5-1 問合せ（電話）対応、市町村民からの問合せのクッション役</p> <p>5-2 問合せ内容の仕分け・整理、住民の要望の把握</p> | <p>被災市長村民の問合せ等に対応する。</p> <p>市民からの問合せ電話に回答し、被災市町村職員でなくとも回答できる内容について対応する。必要に応じて被災自治体職員に取り次ぎを行う。</p> <p>問合せ内容を仕分け・整理することで、住民の要望を把握し、被災自治体職員と共有する。</p> |
| <p>6 □ 広報用資料の作成、市町村民への広報支援</p> | <p>被災自治体の災害廃棄物処理方針等を踏まえ、住民に仮置場の開設予定・持込みルール・その他必要事項を周知するための広報用資料を作成する。</p> |
| <p>7 □ 把握した被害状況・災害廃棄物発生状況等の分析（集計・データ化）</p> | <p>被害情報、災害廃棄物発生状況等の情報について、随時、更新・整理する。</p> |
| <p>8 □ 廃棄物の排出・保管状況の把握</p> <p>8-1 有害災害廃棄物の保管状況把握</p> <p>8-2 無人の集積場所の状況・災害廃棄物発生状況の確認</p> <p>8-3 ごみ処理場までのルート確認、確保</p> | <p>廃棄物の排出・保管状況を把握・整理する。</p> <p>廃石綿、感染性廃棄物やPCB等の有害災害廃棄物については、適切な保管場所・保管方法で保管されているか確認する。（仮に保管方法が適切で無い場合、保管方法について助言する。）</p> <p>無人の集積場所や災害廃棄物の発生状況について、必要に応じて被災市町村内隔地を直接確認し、整理・報告する。</p> <p>道路の被災状況に関する情報を整理し、ごみ処理場までのルートを確保する。</p> |
| <p>9 □ 仮置場の設置手順の助言・管理運用方針に関する検討・助言</p> | <p>仮置場の開設に向けて検討すべきことの整理・助言、仮置場開設後の管理運用方針について検討・決定しておくべきことの整理・助言を行う。</p> |
| <p>10 □ 仮置場での管理運営</p> <p>10-1 仮置場の交通整理、車両誘導、積み下ろし補助</p> <p>10-2 仮置場での市民対応・分別指導、便乗ゴミの監視・現場対応</p> | <p>仮置場（現地）での管理運営を支援する。</p> <p>仮置場（現地）に入り、仮置場内の交通整理・車両誘導・積み下ろしの補助等を行う。</p> <p>仮置場（現地）に入り、災害廃棄物を持ち込んでくる市民に対して、受け付け・分別指導を行う。また、受け付けの際に、便乗ゴミの持込みが無いよう監視する等、必要な現場対応を行う。</p> |
| <p>11 □ 収集車両の割り振り</p> | <p>災害廃棄物の発生・収集運搬の状況を踏まえ、廃棄物の収集運搬委託事業者や支援団体等に対して、収集車両の台数・収集エリア等の割り振りを行う。</p> |
| <p>12 □ 避難所ごみの発生状況の把握・整理</p> | <p>各避難所の避難所ごみの発生状況について、避難所運営担当者等から情報を収集・整理する。</p> |
| <p>13 □ 仮設トイレの維持管理に関する助言・現場支援</p> <p>13-1 仮設トイレの設置・使用に関する助言・現場支援</p> <p>13-2 仮設トイレの汲み取りにかかる助言</p> | <p>仮設トイレの維持管理について助言を行うとともに、必要に応じて、現場支援を行う。</p> <p>仮設トイレの設置、使用に関する助言を行うとともに、必要に応じて、現場支援を行う。</p> <p>仮設トイレの維持管理に必要な汲み取りにかかる助言を行う。</p> |
| <p>14 □ 災害廃棄物の発生量推計</p> <p>14-1 災害廃棄物の発生量の推計方法の検討</p> <p>14-2 災害廃棄物の発生量推計</p> | <p>災害廃棄物の発生量推計方法の検討、発生量推計を行う。</p> <p>収集可能な情報を基に、災害廃棄物発生量を推計する方法を検討する。また、時間の経過とともに収集できる情報を基に、推計精度が向上するよう、推計方法を随時、検討・修正する。</p> <p>上記で検討した推計方法を基に、災害廃棄物の発生量を随時推計し、適時、精度を高めながら、更新を行う。</p> |
| <p>15 □ 災害廃棄物の保管・処分にかかる事務支援・助言</p> <p>15-1 仮置場に保管されている廃棄物量の整理、処理実績のチェック等</p> <p>15-2 処分先・処理フローの検討にかかる助言</p> | <p>災害廃棄物の処理方針・処理フローの検討支援、処理状況の把握・整理等を行う。</p> <p>各仮置場への搬入台数、搬出台数、各仮置場の廃棄物の保管量等について、仮置場管理者からの日報等を踏まえて整理する。</p> <p>災害廃棄物の品目別の処分先・処理フローについて、被災自治体職員と一緒に検討し、適宜助言を行う。</p> |
| <p>16 □ 被災自動車の処理</p> | <p>自動車リサイクル法に則り、被災自動車を撤去・移動して仮置場で保管し、所有者の照会を行って、所有者に引取りの意思がある場合は所有者に、それ以外の場合は引取業者に引き渡す。</p> |
| <p>17 □ 二次仮置場開設に係る助言</p> | <p>二次仮置場の開設の可否に係る判断、二次仮置場を設置する場合の仮置場選定、管理運営方法に係る助言等を行う。</p> |
| <p>18 □ 二次仮置場整備に係る土木系の積算事務</p> | <p>二次仮置場の開設にあたって必要な積算事務を行う。</p> |
| <p>19 □ 災害廃棄物処理実行計画の策定支援</p> | <p>災害廃棄物処理実行計画の策定を支援する。また、災害廃棄物処理の進捗に応じて、発生量、処理フロー等を随時更新・改定する。</p> |
| <p>20 □ 災害査定・補助金申請に関する事務支援・助言</p> | <p>災害査定・補助金の申請に向けた災害報告書作成の支援を行う。また、災害廃棄物処理の各段階において、補助金申請時を見越した証拠の整理等の必要な対応について助言を行う。</p> |
| <p>21 □ 公費解体の運用方針・制度の検討・構築、助言</p> | <p>公費解体の対象範囲の整理や運用方針・制度の検討、受け付け体制の検討等、公費解体を実施するための制度設計の支援・助言を行う。</p> |
| <p>22 □ 公費解体に係る費用償還の事務支援</p> <p>22-1 解体費用の計算</p> <p>22-2 解体費用償還の事務支援</p> <p>22-3 公費解体の受付事務・市町村民への説明</p> | <p>公費解体に係る事務全般を支援する。</p> <p>公費解体の費用計算を支援する。</p> <p>解体費用償還にかかる各種事務を支援する。</p> <p>公費解体の受付窓口・申請相談等への対応、市町村民への説明の支援を行う。</p> |

4. 用語の説明

| 用語 | 説明 |
|---------------------|--|
| 四国ブロック | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の範囲をいう。 |
| 災害廃棄物対策四国ブロック協議会 | 大規模災害発生時の廃棄物対策に関する広域的な連携等について検討する組織であり、四国ブロック内の県、市、民間団体、有識者、国の機関からなる。 |
| D. Waste-Net | 災害廃棄物処理支援ネットワーク。 国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワーク。 環境大臣が認定する有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等により構成される。 |
| 仮置場 | 災害廃棄物の一時的に集積する場所や選別・破砕等の中間処理を行う場所のこと。仮置場の機能によって、一次仮置場及び二次仮置場と分ける場合がある。 |
| 管理集積所 | 自治体が設置を認知し、設置場所の管理や分別の指示がなされている。 また、見回りや搬出入の管理ができているなど、自治体が適切に管理した被災地近くの暫定の集積所を指す。「住民仮置場」と呼ばれることがある。 |
| 災害廃棄物処理計画 | 平時において地方公共団体が策定する計画であり、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を整理したもの。 |
| 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク） | 災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時に被災地を支援して頂くことを目指すもの https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/action/jinzai_bank/ |

5. 災害廃棄物処理に関する参考資料

(1) 四国ブロック内の県を越える応援協定等

① 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

（1）食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

（2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

（3）避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供

（4）医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

（5）避難者を受け入れるための施設の提供

（6）前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあつては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあつては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出する

ものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

1 この協定は平成24年3月1日から施行する。

2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者 鳥取県知事 平井 伸 治
島根県代表者 島根県知事 溝 口 善兵衛
岡山県代表者 岡山県知事 石 井 正 弘
広島県代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦
山口県代表者 山口県知事 二 井 関 成

徳島県代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門
香川県代表者 香川県知事 浜 田 恵 造
愛媛県代表者 愛媛県知事 中 村 時 広
高知県代表者 高知県知事 尾 崎 正 直

② 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の運用に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(カウンターパート制により支援を行う県)

第2条 協定第1条第1項に規定するカウンターパート制により被災県に対する支援を行う県の組合せを別表1のとおり定める。

2 前項に定めるもののほか、カウンターパート制による支援の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(広域支援本部の設置の時期)

第3条 協定第2条第1項に規定する広域支援本部の設置の時期は、次のとおりとする。

(1) 中国5県広域支援本部の設置県の知事から常任世話人県の知事に支援の要請があったとき

(2) 四国4県広域支援本部の設置県の知事から会長県の知事に支援の要請があったとき

2 中国・四国各ブロックにおける広域支援本部の設置・運営に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(広域支援本部による支援の要請)

第4条 協定第4条の規定に基づく広域支援本部による支援の要請は、必要な事項を明らかにして、会長県又は常任世話人県の連絡担当部局を通じて、別記様式（支援要請書）により行うものとする。

(職員の派遣に要する経費の負担)

第5条 協定第5条に規定する経費のうち、協定第3条第4号の職員の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 被支援県が負担する経費の額は、支援を実施した県（以下「支援県」という。）が定める規定により算定した当該派遣職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 派遣職員が支援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、支援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、被支援県の負担とする。

(3) 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が支援業務の従事中に生じたものについては被支援県が、被支援県への往復の途中において生じたものについては支援県が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、職員の派遣に要する経費については、被支援県及び支援県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第6条 支援県は、協定第5条第2項に定める支援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被支援県に請求する。

(1) 協定第3条第1号及び第2号の物資に係る購入費及び輸送費

(2) 協定第3条第1号から第3号までの資機材（同条第3号の車両、舟艇及び航空機を含む。）に係る借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費

(3) 協定第3条第4号の職員の派遣に係る前条に定める経費

(4) 協定第3条第5号の施設の提供に係る借上料

(5) 協定第3条第6号の特に要請があった事項の実施に要した経費

2 前項に規定する請求は、支援県の知事名による請求書により、連絡担当部局を経由して被支援県の知事に請求するものとする。

3 前2項により難いときは、被支援県及び支援県が協議して定める。

(連絡担当部局)

第7条 各県は、協定の運用に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 前項に定める連絡担当部局は別表2のとおりとする。

(資料の交換等)

第8条 協定第6条に規定するその他参考資料のうち、次に掲げるものについては、毎年見直しを行い、各県相互に交換するものとする。

(1) 担当課及び責任者等名簿

(2) 支援物資等保有状況一覧

2 前項第2号については、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」及び「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」において作成されたものを交換するものとする。

(派遣職員の指揮等)

第9条 派遣職員は、支援の実施については、被支援県の指揮の下に行動するものとする。

2 支援を受けるべき県が指揮不能の場合は、派遣職員は被支援県の所属するブロックに設置される広域支援本部の調整の下に行動するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項については、各県が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

③ 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「四国4県」という。）は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うため、広域応援に関する協定（平成7年10月20日締結）を発展的に見直し、この協定を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、四国4県のいずれかにおいて、南海トラフ地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という。）が発生し、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2）武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- （3）前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態
（応援幹事県の決定等）

第2条 危機事象発生県以外の県は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県（以下「応援幹事県」という。）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

- 2 各県は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部局を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第3条 震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

（情報の共有）

第4条 四国4県は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

（広域応援の種類等）

第5条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）物資及び資機材の提供
- （2）施設、設備及び機器の使用又は貸与
- （3）職員の派遣
- （4）試験検査等の実施その他の役務の提供
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

- 2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

- 3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

(広域応援の要請の手続等)

第6条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を受けた県の負担とする。

2 広域応援を受けた県が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、広域応援を受けた県から要請があった場合には、広域応援をした県は、一時繰替え支弁するものとする。

3 第3条の自主的応援出動を行う県については、広域応援の要請があったものとみなし、自主的応援出動に要した経費の負担については前2項に準じて取り扱うものとする。ただし、危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費は、広域応援を行う県の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 広域応援をする県は、危機事象発生県の要請又は第3条の自主的応援出動により職員の派遣をする場合には、派遣職員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第9条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年4月1日現在の地域防災計画、国民保護計画、危機事象ごとの担当部局一覧その他広域応援活動に必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練)

第10条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合には、その都度四国4県が協議して定めるものとする。

(施行)

第12条 この協定は、平成19年2月5日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門
香川県知事 真 鍋 武 紀
愛媛県知事 加 戸 守 行
高知県知事 橋 本 大二郎

【参考：危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目（抜粋）】

（カウンターパート制）

①四国ブロックで対応する場合

第2条 広域応援の要請及び実施の手続等については、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づく支援・受援マニュアル」（平成27年11月策定、令和元年8月修正）に定めるところによる。

| 被災県 | 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 |
|-----|------|------|------|
| 徳島県 | 香川県 | 高知県 | 愛媛県 |
| 香川県 | 徳島県 | 愛媛県 | 高知県 |
| 愛媛県 | 高知県 | 香川県 | 徳島県 |
| 高知県 | 愛媛県 | 徳島県 | 香川県 |

②中国・四国ブロックで対応する場合

○大規模広域的な災害への備えとして、下表のとおり、中国・四国ブロックで対応可能な場合を想定した支援の相手方を予め決定

| グループ | 構成県 |
|-------|-------------|
| グループ1 | 鳥取県 徳島県 |
| グループ2 | 岡山県 香川県 |
| グループ3 | 広島県 愛媛県 |
| グループ4 | 島根県 山口県 高知県 |

(2) 災害廃棄物対策及び災害等廃棄物処理事業費補助金に関するツールキット

① 災害廃棄物対策ツールキット

四国ブロック協議会において、災害廃棄物対策を遂行する上で必要な多数の資料、様式等を、資料業務別にとりまとめた。情報集約、市民への広報、各種申請、公費解体、災害査定資料作成、応援人員への指示のほか、事務連絡、費用償還、仮置場運営など、災害時のあらゆる場面における書類・様式等を集約している。以下に一覧表を示す。

災害廃棄物対策ツールキット一覧（業務別）

※下記の書類名は、自治体名、自治体別ファイル番号、書類名で構成されている

| No. | 大項目 | 小項目 | 書類名 |
|-----|------|---------|---|
| 1 | 情報集約 | 被害状況 | 愛媛県 0212_災害等廃棄物及び廃棄物処理施設の被害状況_様式 10 |
| 2 | 情報集約 | 被害状況 | 愛媛県 0213_災害等廃棄物及び廃棄物処理施設の被害状況_様式 10(別紙) |
| 3 | 情報集約 | 被害状況 | 愛媛県 0214_廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況_様式 11 |
| 4 | 情報集約 | 被害状況 | 愛媛県 0215_廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況_様式 11(別紙) |
| 5 | 情報集約 | 組織体制 | 愛媛県 0202_災害廃棄物処理に係る組織体制と連絡体制_様式 02 |
| 6 | 情報集約 | 組織体制 | 愛媛県 0301_平成 30 年7月豪雨の際の人員配置事例_参考資料 01 |
| 7 | 情報集約 | 組織体制 | 愛媛県 0302_平成 30 年7月豪雨の際の人員配置事例_参考資料 01(別紙) |
| 8 | 情報集約 | 市町村への通知 | 愛媛県 0472_被災状況及び廃棄物の処理状況等の記録について_参考資料 28-22-01 |
| 9 | 情報集約 | 解体撤去 | 岡山県 0104_とりまとめ様式_④解体進捗チェック表 |
| 10 | 情報集約 | 仮置場 | 宇和島市 0100_とりまとめ様式_大浦災害ごみ仮置場搬入台数 |
| 11 | 情報集約 | 仮置場 | 岡山県 0103_とりまとめ様式_③仮置場の管理状況 |
| 12 | 情報集約 | 処理進捗 | 岡山県 0101_市町村進捗状況報告様式入力要領 |
| 13 | 情報集約 | 処理進捗 | 岡山県 0102_とりまとめ様式_②平成 30 年7月豪雨における災害廃棄物処理の進捗状況 |
| 14 | 情報集約 | 処理進捗 | 環境省 0100_平成 30 年7月豪雨等における災害廃棄物対策 |
| 15 | 収集運搬 | 負担金交付要綱 | 福山市 0102_平成 30 年7月豪雨によるし尿くみとり手数料負担金交付要項 |
| 16 | 収集運搬 | 避難所ごみ推計 | 愛媛県 0308_避難所ごみ量推計方法_参考資料 07 |
| 17 | 収集運搬 | 処理フロー | 愛媛県 0321_平成 30 年7月豪雨の際の分別、処理フロー事例_参考資料 19 |
| 18 | 収集運搬 | 処理フロー | 愛媛県 0322_平成 30 年7月豪雨の際の分別、処理フロー事例_参考資料 19(別紙) |
| 19 | 収集運搬 | 市民への広報 | 愛媛県 0211_片づけごみ住民向け周知放送原稿_様式 09 |
| 20 | 収集運搬 | 市民への広報 | 愛媛県 0221_仮設トイレ使用方法チラシ_様式 17 |
| 21 | 収集運搬 | 市民への広報 | 愛媛県 0222_被災便槽汲み取りの住民向け周知文例_様式 18 |
| 22 | 収集運搬 | 市民への広報 | 愛媛県 0224_ごみ収集の住民向け周知文例_様式 20 |
| 23 | 収集運搬 | 市民への広報 | 広島市 0101_広報文_被災地域内ごみステーションの管理用具の貸与について |
| 24 | 収集運搬 | 市民への広報 | 広島市 0102_広報文_し尿処理手数料の減免について |
| 25 | 収集運搬 | 市民への広報 | 広島市 0103_広報文_被災者支援策における被災ごみ対応 |
| 26 | 収集運搬 | 市民への広報 | 広島市 0104_広報文_宅地内に流入し堆積した土砂等の処理 |
| 27 | 収集運搬 | 市民への広報 | 福山市 0101_広報文_被災ごみの回収について(お知らせ) |

| No. | 大項目 | 小項目 | 書類名 |
|-----|--------|---------|--|
| 28 | 収集運搬 | 市町村への通知 | 愛媛県 0429_生活ごみの回収について_参考資料 28-05 |
| 29 | 収集運搬 | 市町村への通知 | 愛媛県 0465_災害廃棄物収集運搬車両に係る高速道路料金の減免について_参考資料 28-19-01 |
| 30 | 収集運搬 | 契約書 | 愛媛県 0225_片づけごみ収集運搬契約書例_様式 21 |
| 31 | 収集運搬 | 契約書 | 愛媛県 0226_片づけごみ処分契約書例_様式 22 |
| 32 | 収集運搬 | 契約書 | 倉敷市 0201_業務委託契約書(収集運搬) |
| 33 | 収集運搬 | 契約書 | 倉敷市 0202_災害廃棄物収集運搬等業務委託仕様書(収集運搬) |
| 34 | 収集運搬 | 契約書 | 倉敷市 0203_個人情報取扱特記事項(収集運搬) |
| 35 | 収集運搬 | 契約書 | 倉敷市 0204_別表1 平成 30 年7月豪雨による災害廃棄物関係処理業務関連単価表(収集運搬) |
| 36 | 収集運搬 | 契約書 | 倉敷市 0205_別表2再委託事業者一覧(収集運搬) |
| 37 | 収集運搬 | 仮設トイレ推計 | 愛媛県 0303_仮設トイレ必要基数計算方法_参考資料 02 |
| 38 | 収集運搬 | 仮設トイレ推計 | 愛媛県 0304_仮設トイレの種類_参考資料 03 |
| 39 | 収集運搬 | し尿処理支援 | 愛媛県 0306_平成 30 年7月豪雨の際の応援要請文書(し尿)_参考資料 05 |
| 40 | 収集運搬 | し尿推計 | 愛媛県 0305_し尿収集必要量計算方法_参考資料 04 |
| 41 | 災害ごみ処理 | 防じんマスク | 愛媛県 0311_防じんマスクについて_参考資料 10 |
| 42 | 災害ごみ処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0220_廃棄物処理法に基づく通知文書_様式 16 |
| 43 | 災害ごみ処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0402_平成 30 年台風第7号及び前線等により発生した災害廃棄物対策について_参考資料 28-01-01 |
| 44 | 災害ごみ処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0403_平成 30 年台風第7号及び前線等により発生した災害廃棄物の処理等に係るアスベスト飛散防止対策について(周知)_参考資料 28-01-02 |
| 45 | 災害ごみ処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0404_平成 30 年台風第7号及び前線等により発生した災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について(周知)_参考資料 28-01-03 |
| 46 | 災害ごみ処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0410_平成 30 年台風第7号及び前線等により発生した災害廃棄物の処理に係る初動時の対応、仮置場の確保及び災害廃棄物の分別の徹底について(周知)_参考資料 28-01-09 |
| 47 | 災害ごみ処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0420_石綿(アスベスト)を含むおそれのある建材の取扱いについて_参考資料 28-02-10 |
| 48 | 災害ごみ処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0425_災害廃棄物の市町外処理について_参考資料 28-04-01 |
| 49 | 災害ごみ処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0426_一般廃棄物の搬入処理に係る事前協議書_参考資料 28-04-02 |
| 50 | 災害ごみ処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0427_(事前協議資料—1)処理の内訳_参考資料 28-04-03 |
| 51 | 災害ごみ処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0428_(事前協議資料—2)一般廃棄物性状表_参考資料 28-04-04 |
| 52 | 災害ごみ処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0430_災害廃棄物に係る注意喚起について_参考資料 28-06-01 |

| No. | 大項目 | 小項目 | 書類名 |
|-----|------------|---------|---|
| 53 | 災害ごみ 処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0431_災害廃棄物に係る注意喚起について(依頼)_参考資料 28-06-02 |
| 54 | 災害ごみ 処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0442_平成 30 年台風第 12 号により災害廃棄物が発生した場合の処理に係る初動時の対応及び平成 30 年 7 月豪雨により発生した災害廃棄物の飛散・流出の防止に関する事前対策の徹底について_参考資料 28-11-01 |
| 55 | 災害ごみ 処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0443_平成 30 年台風第 12 号により災害廃棄物が発生した場合の処理に係る初動時の対応及び平成 30 年 7 月豪雨により発生した災害廃物の飛散・流出の防止に関する事前対策の徹底について(周知)_参考資料 28-11-02 |
| 56 | 災害ごみ 処理 | 市町村への通知 | 岡山県 0410_通知文_災害ごみ処理に関する留意事項(台風対策について) |
| 57 | 災害ごみ 処理 | 市町村への通知 | 岡山県 0421_通知文_災害ごみ処理に関する留意事項(災害等廃棄物処理事業に係る地方財政措置について) |
| 58 | 災害ごみ 処理 | 市町村への通知 | 岡山県 0430_通知文_災害ごみ処理に関する留意事項(仮置場の環境モニタリング、火災対策について) |
| 59 | 災害ごみ 処理 | 市町村への通知 | 岡山県 0441_通知文_災害ごみ処理に関する留意事項(一般廃棄物の市町村外処理について) |
| 60 | 災害ごみ 処理 | 市町村への通知 | 岡山県 0442_廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 |
| 61 | 災害ごみ 処理 | 契約書 | 広島県 0501_事務委託規約(議案) |
| 62 | 災害ごみ 処理 | 契約書 | 広島県 0502_業務委託契約書 |
| 63 | 災害ごみ 処理 | 契約書 | 広島県 0503_業務仕様書 |
| 64 | 仮置場 | 報告様式 | 愛媛県 0230_仮置場報告様式_様式 26 |
| 65 | 仮置場 | 報告様式 | 愛媛県 0231_仮置場報告様式_様式 26(別紙) |
| 66 | 仮置場 | 報告様式 | 愛媛県 0316_一般廃棄物処理施設設置手続き一覧_参考資料 15 |
| 67 | 仮置場 | 処理施設 | 愛媛県 0313_施設処理可能量算出方法_参考資料 12 |
| 68 | 仮置場 | 市民への広報 | 愛媛県 0228_仮置場設置についての住民説明資料_様式 24 |
| 69 | 仮置場 | 市民への広報 | 愛媛県 0229_仮置場用地に関する応援要請_様式 25 |
| 70 | 仮置場 | 市民への広報 | 宇和島市 0201_広報文_災害ごみ仮置場(大浦地区埋立地)の受入れ時間等の変更について |
| 71 | 仮置場 | 市民への広報 | 宇和島市 0202_広報文_大浦災害ごみ仮置場 |
| 72 | 仮置場 | 市民への広報 | 宇和島市 0203_広報文_大浦災害家庭ごみ仮置場 |
| 73 | 仮置場 | 市町村への通知 | 愛媛県 0412_仮置場レイアウト例_参考資料 28-02-02 |
| 74 | 仮置場 | 市町村への通知 | 愛媛県 0413_仮置場について_参考資料 28-02-03 |
| 75 | 仮置場 | 市町村への通知 | 愛媛県 0414_仮置場で注意すべき廃棄物_参考資料 28-02-04 |
| 76 | 仮置場 | 市町村への通知 | 愛媛県 0415_仮置場等での害虫対策について_参考資料 28-02-05 |
| 77 | 仮置場 | 市町村への通知 | 愛媛県 0416_仮置場の可燃性廃棄物の火災予防_参考資料 28-02-06_ |
| 78 | 仮置場 | 市町村への通知 | 愛媛県 0417_仮置場での火災発生の防止について_参考資料 28-02-07 |

| No. | 大項目 | 小項目 | 書類名 |
|-----|-------|----------|--|
| 79 | 仮置場 | 市町村への通知 | 愛媛県 0418_仮置場での作業員の安全確保について_28-02-08 |
| 80 | 仮置場 | 市町村への通知 | 愛媛県 0421_優良取組事例1-7 ネットの活用による災害廃棄物の飛散防止_参考資料 28-02-11 |
| 81 | 仮置場 | 市町村への通知 | 愛媛県 0422_災害廃棄物の飛散防止について_参考資料 28-02-12 |
| 82 | 仮置場 | 契約書 | 愛媛県 0227_仮置場運営管理契約書例_様式 23 |
| 83 | 仮置場 | 候補地選定 | 愛媛県 0204_仮置場候補地リスト_様式 04 |
| 84 | 仮置場 | 候補地選定 | 愛媛県 0205_仮置場候補地リスト_様式 04(別紙) |
| 85 | 仮置場 | 候補地選定 | 愛媛県 0317_仮置場候補地の選定指針_参考資料 16 |
| 86 | 仮置場 | 候補地選定 | 愛媛県 0318_仮置場候補地の選定指針_参考資料 16(別紙) |
| 87 | 仮置場 | 候補地選定 | 愛媛県 0319_仮置場面積算出方法_参考資料 17 |
| 88 | 仮置場 | 候補地選定 | 愛媛県 0323_仮置場の配置事例_参考資料 20 |
| 89 | 仮置場 | 運営方法 | 愛媛県 0324_仮置場の必要資機材_参考資料 21 |
| 90 | 仮置場 | 運営方法 | 愛媛県 0325_仮置場管理の必要人員_参考資料 22 |
| 91 | 仮置場 | 運営方法 | 愛媛県 0326_仮置場管理の注意事項_参考資料 23 |
| 92 | 応援・受援 | 車両証明書 | 広島県 0100_平成 30 年7月大雨に伴う災害救助のために使用する車両の取扱いについて(依頼) |
| 93 | 応援・受援 | 支援協定 | 愛媛県 0203_民間事業者との支援協定_様式 03 |
| 94 | 応援・受援 | 市民への広報 | 愛媛県 0210_住民、ボランティア向けチラシ_様式 08 |
| 95 | 応援・受援 | 市民への広報 | 愛媛県 0223_避難所ごみ分別チラシ_様式 19 |
| 96 | 応援・受援 | 市民への広報 | 宇和島市 0300_広報文_ボランティアの皆様へのお願い 災害で出た家庭ごみの出し方・仮置場での分別について |
| 97 | 応援・受援 | 市町村への通知 | 愛媛県 0444_市町から一般社団法人えひめ産業廃棄物協会への支援要請(業務委託)の方法について_参考資料 28-12-01 |
| 98 | 応援・受援 | 市町村への通知 | 愛媛県 0445_災害廃棄物処理等に係る支援要請_様式1_参考資料 28-12-02 |
| 99 | 応援・受援 | 市町村への通知 | 愛媛県 0446_災害廃棄物処理等に係る支援要請【記載例】_様式1_参考資料 28-12-03 |
| 100 | 応援・受援 | 市町村への通知 | 愛媛県 0462_災害派遣等従事車両証明申請書【申請様式】_参考資料 28-18-02 |
| 101 | 応援・受援 | 市町村への通知 | 愛媛県 0466_平成 30 年台風第7号及び前線等による大雨災害に伴う災害救助のために使用する車両の取扱いについて(通知)_参考資料 28-19-02 |
| 102 | 応援・受援 | 市町村への通知 | 愛媛県 0468_平成 30 年台風第7号及び前線等による大雨災害に伴う災害救助のために使用する車両の取扱いについて(通知)_参考資料 28-20-02 |
| 103 | 応援・受援 | 高速道路料金減免 | 愛媛県 0463_HP 案内_参考資料 28-18-03 |
| 104 | 応援・受援 | 高速道路料金減免 | 愛媛県 0464_県 HP_参考資料 28-18-04 |
| 105 | 応援・受援 | 契約書 | 愛媛県 0219_広域処理に係る契約書_様式 15 |
| 106 | 応援・受援 | 協定書 | 愛媛県 0218_広域処理に係る基本協定書_様式 14 |
| 107 | 応援・受援 | 協定書 | 愛媛県 0307_県が締結している災害関連協定_参考資料 06 |
| 108 | 応援・受援 | 要請文書 | 愛媛県 0216_応援要請文書(市町等あて)_様式 12 |
| 109 | 応援・受援 | 要請文書 | 愛媛県 0217_応援要請文書(県あて)_様式 13 |
| 110 | 応援・受援 | 経験者リスト | 愛媛県 0201_災害廃棄物処理経験者リスト_様式 01 |

| No. | 大項目 | 小項目 | 書類名 |
|-----|------------------------|---------|--|
| 111 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 廃棄物処理方法 | 愛媛県 0309_腐敗性廃棄物の処理_参考資料 08 |
| 112 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 廃棄物処理方法 | 愛媛県 0310_有害・危険物の処理_参考資料 09 |
| 113 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 廃棄物処理方法 | 愛媛県 0314_処分方法の例_参考資料 13 |
| 114 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 廃棄物処理方法 | 愛媛県 0330_建築物のアスベストについて_参考資料 27 |
| 115 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0406_廃石綿、感染性廃棄物やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について_参考資料 28-01-05 |
| 116 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0407_平成 30 年台風第7号及び前線等により被災したパソコンの処理について_参考資料 28-01-06 |
| 117 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0408_平成 30 年台風第7号及び前線等により被災した家電リサイクル法対象品目の処理について_参考資料 28-01-07 |
| 118 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0409_平成 30 年台風第7号及び前線等により被災した太陽光発電設備の保管等について_参考資料 28-01-08 |
| 119 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0411_災害廃棄物の適正処理について_参考資料 28-02-01 |
| 120 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0423_大規模災害により被災した自動車の処理について_参考資料 28-03-01 |
| 121 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0432_被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について_参考資料 28-07-01 |
| 122 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0433_被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について_参考資料 28-07-02 |
| 123 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0434_平成 30 年7月豪雨災害により被災した家電リサイクル法対象品目の処理(冷蔵庫)について_参考資料 28-08 |

| No. | 大項目 | 小項目 | 書類名 |
|-----|------------------------|-----------------|---|
| 124 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0435_「災害時の建設リサイクルの留意点」の送付について_参考資料 28-09-01 |
| 125 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0436_「災害時の建設リサイクルの留意点」の送付について_参考資料 28-09-02 |
| 126 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0437_平成 30 年7月豪雨に係る建設リサイクル法第9条及び第 11 条の 取扱いについて(通知)_参考資料 28-10-01 |
| 127 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0438_平成 30 年7月豪雨に係る建設リサイクル法第9条及び第 11 条の 取扱いについて(通知)_28-10-02 |
| 128 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0439_平成 30 年7月豪雨に伴う建設リサイクル法の取り扱いについて_参 考資料 28-10-03 |
| 129 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0440_リサイクル通知書(別紙1)_参考資料 28-10-04 |
| 130 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0458_損壊家屋の解体等に伴う解体ごみの適正処理について_参考資料 28-17-01 |
| 131 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0459_損壊家屋の解体等に伴う解体ごみの適正処理について【産廃協】 (依頼)_参考資料 28-17-02 |
| 132 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0460_損壊家屋の解体等に伴う解体ごみの適正処理について【建設協】 (依頼)_参考資料 28-17-03 |
| 133 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 市町村への通知 | 愛媛県 0461_災害廃棄物収集運搬車両に係る高速道路料金の減免について_参 考資料 28-18-01 |
| 134 | 災害がれき・ 処理困難物 等処理 | 災害廃棄物処理 チケット | 松山市 0100_残土チケット(サンプル) |
| 135 | 災害査定 | 市町村への通知 | 愛媛県 0315_災害廃棄物補助金に関する留意事項_参考資料 14 |
| 136 | 災害査定 | 市町村への通知 | 愛媛県 0405_平成 30 年台風第7号及び前線等により発生した災害廃棄物の処 理等に係る補助制度の円滑な活用について(周知)_参考資料 28-01-04 |
| 137 | 災害査定 | 市町村への通知 | 愛媛県 0419_災害廃棄物処理事業補助金について_参考資料 28-02-09 |
| 138 | 災害査定 | 市町村への通知 | 愛媛県 0473_災害廃棄物処理事業補助金について 28-22-02 |
| 139 | 災害査定 | 市町村への通知 | 愛媛県 0474_平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の補助対象拡充 について(周知)_参考資料 28-23-01 |

| No. | 大項目 | 小項目 | 書類名 |
|-----|-------------------|----------------|---|
| 140 | 災害査定 | 市町村への通知 | 愛媛県 0482_平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の実施について 平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて_参考資料 28-24-01 |
| 141 | 災害査定 | 市町村への通知 | 愛媛県 0483_平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の実施について _参考資料 28-24-02 |
| 142 | 災害査定 | 市町村への通知 | 愛媛県 0484_平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについ て_参考資料 28-24-03 |
| 143 | 災害査定 | 市町村への通知 | 愛媛県 0485_廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について_参考資料 28- 25-01 |
| 144 | 災害査定 | 市町村への通知 | 愛媛県 0486_廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について_参考資料 28- 25-02_ |
| 145 | 災害査定 | 市町村への通知 | 愛媛県 0487_廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱_参考資料 28- 25-03 |
| 146 | 災害査定 | 市町村への通知 | 愛媛県 0488_平成 30 年7月豪雨に係る廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助 について_参考資料 28-25-04 |
| 147 | 災害査定 | 市町村への通知 | 愛媛県 0489_平成 30 年7月豪雨により被災した施設に係る災害復旧事業の実 地調査の取扱いについて_参考資料 28-26-01 |
| 148 | 災害査定 | 市町村への通知 | 愛媛県 0490_平成 30 年7月豪雨により被災した施設に係る災害復旧事業の実 地調査の取扱いについて(環境省所管補助施設)_参考資料 28-26-02 |
| 149 | 災害査定 | 市町村への通知 | 愛媛県 0491_内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調 査要領_参考資料 28-26-03 |
| 150 | 災害査定 | 市町村への通知 | 岡山県 0300_通知文【要確認】災害査定の実施にあたって |
| 151 | 災害査定 | 市町村への通知 | 岡山県 0422_文書_災害等廃棄物処理事業費補助金 |
| 152 | 災害査定 の 資料作成 | 支払フロー | 広島県 0401_支払スケジュール_パターン別 |
| 153 | 災害査定 の 資料作成 | 支払フロー | 広島県 0402_平成 30 年7月豪雨_支払イメージ |
| 154 | 災害査定 の 資料作成 | 市町村への通知 | 広島県 0403_平成 30 年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業における土砂混じ りがれき の撤去に係る経費の算出について (通知) |
| 155 | 災害査定 の 資料作成 | 費用推計 | 広島県 0404【広島県版】土砂混じりがれき計算シート |
| 156 | 災害査定 の 資料作成 | 記載例 | 広島県 0405_災害報告書の綴り方 |
| 157 | 処理実行 計画 | 災害廃棄物発生量 推計 | 愛媛県 0206_災害廃棄物発生量等の推計方法_様式 05 |
| 158 | 処理実行 計画 | 災害廃棄物発生量 推計 | 愛媛県 0207_災害廃棄物発生量等の推計方法_様式 05(別紙) |
| 159 | 処理実行 計画 | 災害廃棄物発生量 推計 | 愛媛県 0312_災害廃棄物量推計方法_参考資料 11 |

| No. | 大項目 | 小項目 | 書類名 |
|-----|------------|----------------|--|
| 160 | 処理実行 計画 | 災害廃棄物発生量 推計 | 愛媛県 0320_災害廃棄物の比重一覧_参考資料 18 |
| 161 | 処理実行 計画 | 様式 | 愛媛県 0208_災害廃棄物処理実行計画_様式 06 |
| 162 | 処理実行 計画 | 様式 | 愛媛県 0209_災害廃棄物処理実行計画(概要版)_様式 07 |
| 163 | 処理実行 計画 | 記載例 | 愛媛県 0327_災害廃棄物処理実行計画の記載事項_参考資料 24 |
| 164 | 処理実行 計画 | 記載例 | 愛媛県 0328_災害廃棄物処理実行計画の例_参考資料 25 |
| 165 | 処理実行 計画 | 記載例 | 広島県 0206_広島県災害廃棄物処理実行計画(H300831) |
| 166 | 処理実行 計画 | 記載例 | 広島県 0207_広島県災害廃棄物処理実行計画【概要版】(H300831) |
| 167 | 処理実行 計画 | 記載例 | 広島県 0208_【実行計画】別表【概要版】別紙:市町の災害廃棄物処理の概要 |
| 168 | 処理実行 計画 | ひな形 | 広島県 0201_〇〇市町災害廃棄物等処理実行計画(参考フォーマット) |
| 169 | 処理実行 計画 | ひな形 | 広島県 0202_災害廃棄物処理基本フロー(参考フォーマット) |
| 170 | 処理実行 計画 | ひな形 | 広島県 0203_全体工程(参考フォーマット) |
| 171 | 処理実行 計画 | ひな形 | 広島県 0204_災害廃棄物処理の流れ |
| 172 | 処理実行 計画 | 市民への広報 | 広島県 0205_H300831 報道提供資料:広島県災害廃棄物処理実行計画の策定 について |
| 173 | 公費解体 | 必要書類 | 倉敷市 0104_必要書類一覧表 |
| 174 | 公費解体 | 同意書 | 広島市 0301_様式_家屋撤去同意書 |
| 175 | 公費解体 | 同意書 | 福山市 0203_被災家屋等の解体・撤去に関する同意書 |
| 176 | 公費解体 | 同意書 | 福山市 0204_被災家屋等の解体・撤去に関する同意書(土地所有者) |
| 177 | 公費解体 | 同意書 | 福山市 0208_被災家屋等の解体・撤去等に関する同意書(被災家屋に関して設定 した権利) |
| 178 | 公費解体 | 同意書 | 福山市 0209_被災家屋等及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等に関する同 意書(隣接地権者) |
| 179 | 公費解体 | 撤去費 | 岡山県 0202_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業における宅地内 土砂の撤去費について(情報提供) |
| 180 | 公費解体 | 通知書 | 福山市 0212_被災家屋等及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等決定通知書 _様式第2号 |

| No. | 大項目 | 小項目 | 書類名 |
|-----|------|---------|--|
| 181 | 公費解体 | 通知書 | 福山市 0222_被災家屋等及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等費用に係る償還決定通知書_様式第2号、被災家屋等及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等費用に係る償還決定取消通知書_様式第3号 |
| 182 | 公費解体 | 誓約書 | 福山市 0205_被災家屋等及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等依頼申請に係る誓約書 |
| 183 | 公費解体 | 誓約書 | 福山市 0206_被災家屋等の解体・撤去に係る誓約書(共有) |
| 184 | 公費解体 | 誓約書 | 福山市 0207_被災家屋等の解体・撤去に係る誓約書(相続) |
| 185 | 公費解体 | 制度概要 | 愛媛県 0329_損壊家屋の解体撤去手続(モデル)_参考資料 26 |
| 186 | 公費解体 | 制度概要 | 倉敷市 0103_倉敷市公費解体制度FAQ(Vol. 10) |
| 187 | 公費解体 | 申請書 | 福山市 0211_被災家屋等及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等依頼申請書_様式第1号 |
| 188 | 公費解体 | 申請書 | 福山市 0221_被災家屋等及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等費用償還申請書_様式第1号 |
| 189 | 公費解体 | 申請フロー | 福山市 0210_被災家屋の解体・撤去依頼申請に係るフロー |
| 190 | 公費解体 | 実施要綱 | 倉敷市 0101_平成 30 年7月豪雨災害に係る被災建造物又は災害等廃棄物の公費による撤去等に関する要綱 |
| 191 | 公費解体 | 実施要綱 | 倉敷市 0102_平成 30 年7月豪雨災害に係る被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等を自ら実施した者に対する所要経費の償還に関する要綱 |
| 192 | 公費解体 | 実施要綱 | 福山市 0213_福山市における平成 30 年7月豪雨災害に係る被災家屋等の撤去及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等に関する実施要綱 |
| 193 | 公費解体 | 実施要綱 | 福山市 0223_福山市における平成 30 年7月豪雨災害に係る被災家屋等の撤去及び被災民有地内災害廃棄物等の撤去等を既に実施した者に対する所要経費の償還に関する実施要綱 |
| 194 | 公費解体 | 事業記録 | 益城町 0101_平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録 |
| 195 | 公費解体 | 事業記録 | 益城町 0102_益城町災害廃棄物処理事業記録・付録資料集 |
| 196 | 公費解体 | 市民への広報 | 愛媛県 0233_家屋解体の住民向け周知文例_様式 28 |
| 197 | 公費解体 | 市民への広報 | 広島市 0302_広報文_被災家屋(全壊・大規模半壊・半壊)の解体・撤去 |
| 198 | 公費解体 | 市町村への通知 | 愛媛県 0441_解体工事一覧表(別紙2)_参考資料 28-10-05 |
| 199 | 公費解体 | 市町村への通知 | 愛媛県 0454_平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業において、被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について(周知)_参考資料 28-15-01 |
| 200 | 公費解体 | 市町村への通知 | 愛媛県 0455_平成 30 年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業において、被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について(周知)_参考資料 28-15-02 |
| 201 | 公費解体 | 市町村への通知 | 愛媛県 0456_公共土木施設及び宅地の堆積土砂等撤去の取扱について_参考資料 28-16-01 |
| 202 | 公費解体 | 市町村への通知 | 愛媛県 0457_公共土木施設及び宅地の堆積土砂等撤去の取扱について(通知)_参考資料 28-16-02 |
| 203 | 公費解体 | 市町村への通知 | 広島県 0302_平成 30 年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業における損壊解体家屋等の解体工事費の算定 について (通知) |

| No. | 大項目 | 小項目 | 書類名 |
|-----|------|---------|---|
| 204 | 公費解体 | 費用推計 | 広島県 0302_平成 30 年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業における損壊解体家屋等の解体工事費の算定 について (通知) |
| 205 | 公費解体 | 契約書 | 愛媛県 0232_家屋解体受付コールセンター設置契約書例_様式 27 |
| 206 | 公費解体 | 契約書 | 倉敷市 0105_「被災家屋解体業務コールセンター」運用業務委託契約書 |
| 207 | 公費解体 | 解体工事費 | 岡山県 0201_平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業における損壊家屋等の解体工事に係る施工単価について(通知) |
| 208 | 公費解体 | 委任状 | 福山市 0201_委任状(土地所有者向け) |
| 209 | 公費解体 | 委任状 | 福山市 0202_委任状 |
| 210 | 土砂撤去 | 申請書類 | 広島市 0201_様式1_土砂撤去受付票 |
| 211 | 土砂撤去 | 申請書類 | 広島市 0202_様式2_土砂撤去同意書 |
| 212 | 費用返還 | 市町村への通知 | 愛媛県 0447_平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて_参考資料 28-13-01 |
| 213 | 費用返還 | 市町村への通知 | 愛媛県 0448_平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて(周知)_28-13-02 |
| 214 | 費用返還 | 市町村への通知 | 愛媛県 0449_全壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの撤去費用等申請書の利用に当たっての注意事項_参考資料 28-13-03 |
| 215 | 費用返還 | 市町村への通知 | 愛媛県 0450_家屋等の撤去費用申請書_参考資料 28-13-04 |
| 216 | 費用返還 | 市町村への通知 | 愛媛県 0451_平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて(注意事項の改定)_参考資料 28-14-01 |
| 217 | 費用返還 | 市町村への通知 | 愛媛県 0452_平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて(注意事項の改定)_参考資料 28-14-02 |
| 218 | 費用返還 | 市町村への通知 | 愛媛県 0453_全壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの撤去費用等申請書の利用に当たっての注意事項(改定版)_参考資料 28-14-03 |
| 219 | 費用返還 | 市町村への通知 | 愛媛県 0467_平成 30 年7豪雨に伴う災害救助のために使用する車両の取扱いについて_参考資料 28-20-01 |
| 220 | 費用返還 | 市町村への通知 | 愛媛県 0475_平成 30 年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について(周知)_参考資料 28-23-02 |
| 221 | 費用返還 | 市町村への通知 | 愛媛県 0476_平成 30 年7月豪雨により半壊以上の判定を受けた家屋の解体費用の国庫補助について(別紙)_参考資料 28-23-03 |
| 222 | 費用返還 | 市町村への通知 | 愛媛県 0477_平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて(周知)_参考資料 28-23-04 |
| 223 | 費用返還 | 市町村への通知 | 愛媛県 0478_全壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの撤去費用等申請書の利用に当たっての注意事項_参考資料 28-23-05 |
| 224 | 費用返還 | 市町村への通知 | 愛媛県 0479_平成 30 年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて(注意事項の改定)_参考資料 28-23-06 |

| No. | 大項目 | 小項目 | 書類名 |
|-----|---------|-----------|---|
| 225 | 費用返還 | 市町村への通知 | 愛媛県 0480_全壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの撤去費用等申請書の利用に当たっての注意事項(改定版)_参考資料 28-23-07 |
| 226 | 費用返還 | 市町村への通知 | 愛媛県 0481_平成 30 年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業において、被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について(周知)_参考資料 28-23-08 |
| 227 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0401_(家屋)費用償還申請書_様式1 |
| 228 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0402_(家屋)委任状_様式2 |
| 229 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0403_(家屋)自費撤去に係る償還申請同意書_様式3 |
| 230 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0404_(家屋)償還金交付決定通知書_様式4 |
| 231 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0405_(家屋)償還金不交付決定通知書_様式5 |
| 232 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0406_(家屋)償還金交付請求書_様式6 |
| 233 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0407_(家屋)償還金交付確定通知書_様式7 |
| 234 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0408_(土砂)費用償還申請書_様式8 |
| 235 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0409_(土砂)委任状_様式9 |
| 236 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0410_(土砂)償還金交付決定通知書_様式 10 |
| 237 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0411_(土砂)償還金不交付決定通知書_様式 11 |
| 238 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0412_(土砂)償還金交付請求書_様式 12 |
| 239 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0413_(土砂)償還金交付確定通知書_様式 13 |
| 240 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0414_(家屋)現場確認用シート_様式 14 |
| 241 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0415_(土砂)現場確認用シート_様式 15 |
| 242 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0416_(家屋及び土砂)費用償還申請書_様式 16 |
| 243 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0417_(家屋及び土砂)償還金交付決定通知書_様式 17 |
| 244 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0418_(家屋及び土砂)償還金交付請求書_様式 18 |
| 245 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0419_(家屋及び土砂)償還金交付確定通知書_様式 19 |
| 246 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0420_委任状_家屋(参考) |
| 247 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0421_委任状_土砂(参考) |
| 248 | 費用返還 | 申請書類 | 広島市 0422_参考_被災状況図 |
| 249 | 被災者生活支援 | 市町村への通知 | 愛媛県 0424_大規模災害により被災した自動車の処理について_参考資料 28-03-02 |
| 250 | 被災者生活支援 | 市町村への通知 | 愛媛県 0469_特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について_参考資料 28-21-01 |
| 251 | 被災者生活支援 | 市町村への通知 | 愛媛県 0470_特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について_参考資料 28-21-02 |
| 252 | その他 | 市民への広報 | 宇和島市 0400_広報文_消毒液の使用方法について |
| 253 | その他 | 市町村への通知 | 愛媛県 0401_平成 30 年7月豪雨における通知等_参考資料 28 |
| 254 | その他 | 市町村への通知 | 愛媛県 0471_特定非常災害特措法の概要(別紙)_参考資料 28-21-03 |
| 255 | その他 | 市町アンケート調査 | 愛媛県 0500_調査編 |
| 256 | その他 | マニュアル | 愛媛県 0100_災害廃棄物処理対策マニュアル 市町策定用モデル |

② 災害等廃棄物処理事業費補助金報告書ツールキット

中国四国地方環境事務所では、災害廃棄物処理事業報告および被災家屋等解体・土砂混じりがれき撤去報告を上げるに当たり必要な書類一式の様式フォーム化を行っている。参考資料として、災害廃棄物処理事業費補助金報告書に必要な様式を以下のとおり一覧表としてとりまとめた。

災害廃棄物処理事業報告 必要書類一覧

| No. | 書類名 |
|-----|---|
| 1 | 報告書 0100_表紙 |
| 2 | 報告書 0101_災害廃棄物処理事業報告 |
| 3 | 報告書 0102_地域の概要 |
| 4 | 報告書 0103_気象データ |
| 5 | 報告書 0104_行政区域図 |
| 6 | 報告書 0105_行政区域図・写真 |
| 7 | 報告書 0106_行政区域図・写真_仮置場 |
| 8 | 報告書 0107_災害廃棄物発生量 |
| 9 | 報告書 0108_災害廃棄物発生量_推計根拠 |
| 10 | 報告書 0109_事業費根拠資料-01(運搬費_災害廃棄物運搬) |
| 11 | 報告書 0110_事業費根拠資料-02(運搬費_仮置場分別) |
| 12 | 報告書 0111_事業費根拠資料-03(運搬費_一次仮置場→二次仮置場運搬) |
| 13 | 報告書 0112_事業費根拠資料-04(運搬費_仮置場分別→運搬) |
| 14 | 報告書 0113_事業費根拠資料-05(運搬費_仮置場、二次仮置場積込) |
| 15 | 報告書 0114_事業費根拠資料-06(処理・処分費_家電リサイクル料金) |
| 16 | 報告書 0115_事業費根拠資料-07(処理・処分費_廃タイヤ処分) |
| 17 | 報告書 0116_事業費根拠資料-08(処理・処分費_災害廃棄物処分) |
| 18 | 報告書 0117_事業費根拠資料-09(処理・処分費_適正処理困難物処理) |
| 19 | 報告書 0118_事業費根拠資料-10(借上料_重機借上) |
| 20 | 報告書 0119_事業費根拠資料-11(委託料_被災家屋等解体・土砂混じりがれき撤去業務) |
| 21 | 報告書 0120_事業費根拠資料-12(控除(事業収入)_鉄くず売却収入) |

被災家屋等解体・土砂混じりがれき撤去報告 必要書類一覧

| No. | 書類名 |
|-----|---------------------------------|
| 1 | 報告書 0200_表紙 |
| 2 | 報告書 0201_被災家屋等解体・土砂混じりがれき撤去報告 |
| 3 | 報告書 0202_自費解体予定一覧 |
| 4 | 報告書 0203_自費解体位置図_写真_設計書_計算シート |
| 5 | 報告書 0204_公費解体予定一覧 |
| 6 | 報告書 0205_公費解体位置図_写真_設計書_計算シート |
| 7 | 報告書 0206_土砂混じりがれき撤去予定一覧 |
| 8 | 報告書 0207_土砂混じりがれき撤去位置図_写真_計算シート |

(3) 住民向け広報、ボランティア向け広報のテンプレート

四国ブロック協議会では、災害時における住民への広報ツールとして、情報発信用のひな形を以下の通り整理した。

①「予告広報」用のひな形

仮置場の開設見通しと排出規制を行うための「予告情報」のひな形を以下のように整理した。

住民向け「予告広報」用の発信のひな形（例）

家庭から出る災害ごみの出し方のご案内(予告広報)

●●市からのお知らせです。

【通常の「生活ごみ」の扱いについて】

- 生ごみなどの「生活ごみ」の回収は通常とおり実施しています。
通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

【豪雨により使えなくなった家財等の「災害ごみ」の扱いについて】

- 「災害ごみ」は、指定する「仮置場」へ分別して持ち込んでいただきます。
- 現在、仮置場の開設を進めていますので、ごみステーションや道路等に持ち出さないようにしてください。
- 仮置場の場所・受入開始日・受入時間・受付品目などの詳細は、別途、ちらし・広報・市ホームページにてお知らせします。
- 指定場所以外に持ち出しされますと、その対応により、円滑な「災害ごみ」の処理に影響が生じるため、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い致します。

【お問合せ先】

●●市 環境部 ●●係 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

②仮置場設置直後の住民向けの広報ひな形

四国ブロック協議会において、令和2年3月に「一時仮置場設置運営の手引き」を整理しており、その中で以下のような住民等に向けた広報のひな形を整理している。

仮置場への受入時の住民等向け広報ひな形（例）

| タイトル | | | | |
|--|----|------|-------|----|
| 「豪雨災害で発生したごみの受け入れについて」 | | | | |
| 公開：●年●月●日 最新更新日：●年●月●日 | | | | |
| <p>今回の豪雨災害で発生したごみ（災害廃棄物）の受入場所を開設しています。 通常的生活ごみは、ごみステーションを通して回収していますが、災害がれきは、ごみステーションには出せません。下記を受入場所に搬入してください。</p> | | | | |
| 【受入場所】 | | | | |
| 名称 | 住所 | 開設状況 | 受入れ品目 | 備考 |
| ●● | ●● | 開設中 | ●● | |
| ●● | ●● | 休止中 | ●● | |
| | | | | |
| <p>※●●については、満杯になり受入れが不可能となりましたので、●月●日をもって受け入れを停止しました。</p> | | | | |
| 【搬入日】 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・○年○月○日より開始 ～ ○月○日まで ・土日祝を含む <p>※受入体制の確保等により、搬入可能日時が変更する場合があります。</p> | | | | |
| 【搬入時間】 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・午前9時～午後5時まで （正午～午後1時は昼休みのため休止） | | | | |
| 【搬入方法】 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・車両等により直接搬入してください。 <p>※個人での搬入が困難な方は、●●にご相談ください。</p> | | | | |
| 【品目】（例） | | | | |
| 1) 畳 2) 布団 3) 木くず 4) 家具等の可燃ごみ 5) ガラス・金属・家電等の不燃ごみ 6) 瓦・陶器等のがれき ※係員の指示に従い、それぞれの場所に分別しておろしてください。 ※災害による土砂については、●●処理場に搬入してください。 | | | | |

※【品目】分類については、「住民に配布するごみカレンダー」などの周知情報に、「災害時の品目分類は●種類とします」などを記載し、平時から住民への災害時の分別方法を周知徹底しておくことが重要です。

出典：「一次仮置場設置運営の手引き（令和2年3月）」中国四国地方環境事務所

大浦災害ごみ仮置場

それぞれの指定場所に降ろして下さい
受入時間：9時～17時
 荷降ろしは各自でお願いします
 ※困難な方はお申出下さい
7月30日から12時～13時は閉鎖します

家電は
エアコン
テレビ
冷蔵庫
洗濯機
その他の家電
に分けて下さい

【当該広報の特徴】

- ・平成30年7月豪雨災害時において、実際に用いられた広報資料。
- ・仮置場のレイアウトに関する情報とあわせて、「受入品目（分類）」「受入時間」「荷降ろしの対応内容」などの情報提供を行っている。
- ・ホームページや仮置場の受付（看板）での情報発信だけでなく、仮置場の運営職員のベスト前面部に掲示することで、住民やボランティアに対して配置図を見せながら分かりやすく案内することができたなど、現場での発信方法にも工夫がなされていた。

出典：「一次仮置場設置運営の手引き（令和2年3月）」中国四国地方環境事務所

環境省関東地方環境事務所において、災害時に迅速に災害廃棄物の出し方、仮置場開設等の広報ができるように広報チラシ等のひな形が作成されている。災害廃棄物の出し方・仮置場の案内チラシ（イラスト入り、イラストなし）のほか、生活ごみの回収チラシや広報車の放送原稿等がある。

下記 URL より、テンプレートがダウンロードできる。

○情報発信している URL

https://kanto.env.go.jp/post_9.html

（災害廃棄物処理の手引き・広報原稿・記録より）

イラストを用いて理解度を高める工夫やテンプレートデータをダウンロード提供する対応がなされており、自治体担当者にとっては活用しやすいひな形であると考えられる。

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

年 月 日

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

●生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

●豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。



■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においてください

場所：○○○○○○○○ ※裏面をご覧ください

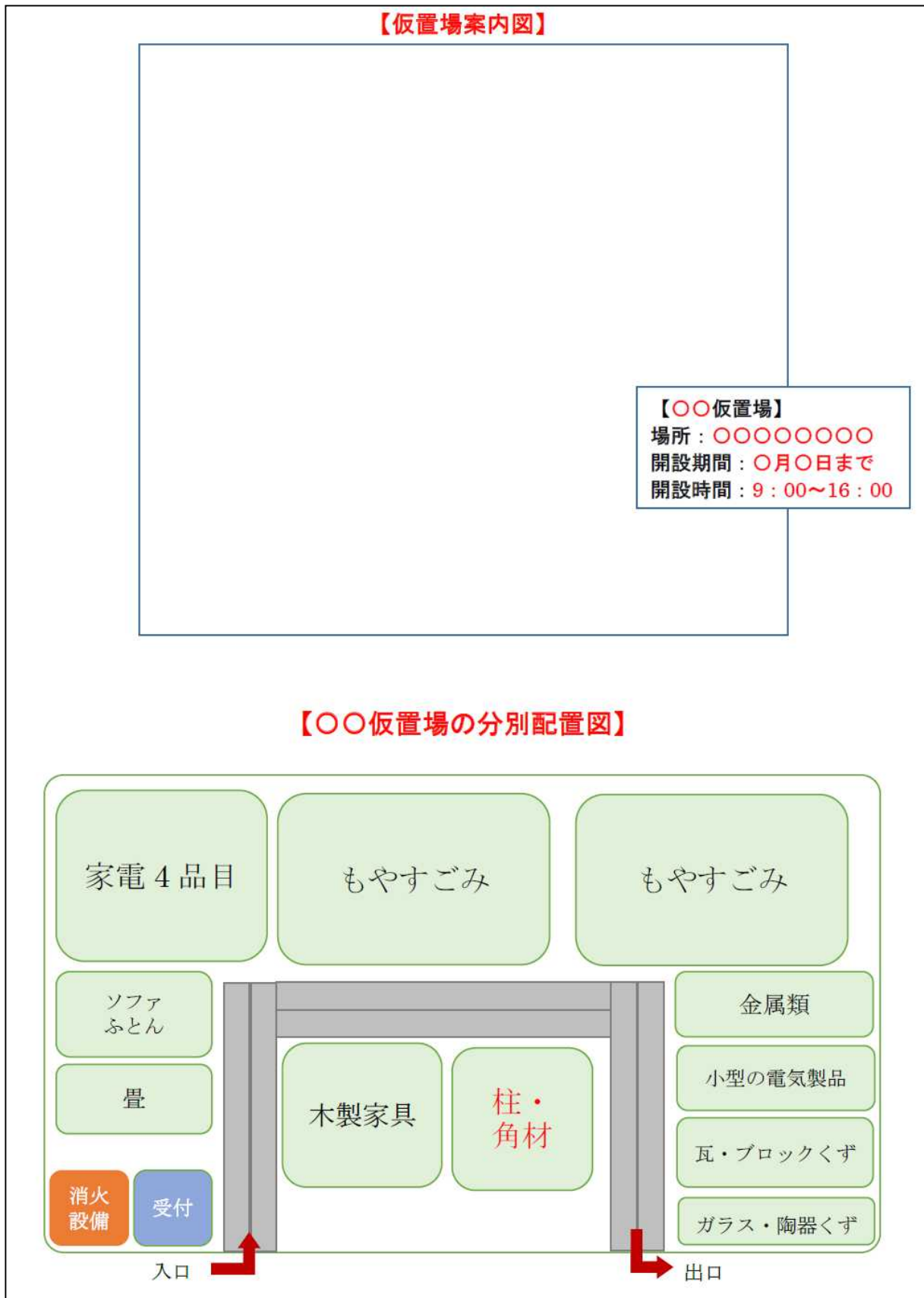
開設期間：○月○日まで 9:00～16:00

| | | |
|------------------------------|--------------------------------|---------------------------|
| <p>もやすごみ (プラスチック・衣類)</p> | <p>ガラス・陶磁器</p> <p>瓦・ブロックくず</p> | <p>金属類</p> <p>小型の電気製品</p> |
| <p>たたみ・ソファ・ふとん</p> | <p>木製家具</p> | <p>家電4品目</p> |

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○-○○○）へ相談してください。

【問合先】○○町 環境生活課 環境衛生係 電話○○-○○○

災害により発生したごみの分類・仮置場の案内チラシのひな形（イラスト入り裏面）



出典：「広報原稿のひな形 災害により発生したごみの分別・仮置場のご案内（イラスト入り）」環境省関東地方環境事務所



(4) 環境本省資料（技術指針、マニュアル、災害廃棄物関連補助金の概要等）

① 災害廃棄物対策指針

災害廃棄物対策指針について

環境省では、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、自然災害による被害を軽減するための平時の備え（体制整備等）、さらには災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、災害廃棄物対策を実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたものとして、災害廃棄物対策指針を策定した。本指針は、災害廃棄物の処理に当たっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であるとともに、分別、選別、再生利用などによる減量化も必要であることから、発生した災害廃棄物の処理において実用的な技術情報を盛り込み、被災した地方公共団体だけでなく、支援する地方公共団体にとっても実用的な指針とすることを目指して策定している。本指針を参考に、地方公共団体が平時からの一般廃棄物処理システムも考慮しつつ、実際に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができる災害廃棄物処理計画を策定・改定するとともに、災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成にも努めることが期待される。

災害廃棄物対策指針

- ▶ [災害廃棄物対策指針（本編）](#)（PDF 1.3MB）
- ▶ [災害廃棄物対策指針（概要）](#)（PDF 872KB）

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」環境省

② 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料

災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料ダウンロード

技術資料ダウンロード

(1) 被害状況・処理の記録



(2) 処理体制



(3) 発災前に取り組む事項



(4) 災害廃棄物処理



参考資料



技術資料・参考資料 一括ダウンロード

▶ [一括ダウンロード \(ZIP 70.38MB\)](#)

事務連絡

▶ [令和元年5月16日「災害廃棄物対策指針 資料編」の改定について \(お知らせ\)](#)

▶ [令和2年3月31日「災害廃棄物対策指針 資料編」の改定について \(お知らせ\)](#)

▶ [令和5年1月20日「災害廃棄物対策指針 資料編」の公表・改定について \(お知らせ\)](#)

▶ [令和5年4月28日「災害廃棄物対策指針 資料編」の公表・改訂について \(お知らせ\)](#)

▶ [\(参考\) 技術資料、参考資料【初版 \(平成26年3月\)】 \(ZIP 35.3MB\)](#)

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」環境省

③ 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針について

大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針について

環境省では、大規模災害時における災害廃棄物対策を更に推進すべく、平成25年度以降「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」を設置し、廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進めてきました。今般、同検討会での検討等を踏まえ、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（以下、「行動指針」という。）を策定いたしました。

本行動指針は、東日本大震災及び近年発生した比較的規模の大きい災害の教訓・知見やこれまでの取組の成果を踏まえ、大規模災害時において、災害廃棄物処理に関わる関係者が担うべき役割や責務を明確化し、関係者による連携・協力体制を構築することにより、「オールジャパンでの対応」の実現を目的としたものです。

本行動指針を踏まえ、地域ブロック協議会（※）ごとに関係者間の連携・協力体制が構築され、災害廃棄物対策が充実・強化されるよう、引き続き積極的に支援していきます。

※地域ブロック協議会とは、地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地方環境事務所が中心となって、地域において廃棄物の処理に関わる地方自治体や事業者等に広く参画を呼び掛け、全国8箇所を設置した協議会又は連絡会のことをいいます。

大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針

- ▶ [全体版（PDF 14.9MB）](#) 
- ▶ [本編（PDF 1.0MB）](#) 
- ▶ [参考資料1～4（PDF 1.2MB）](#) 
- ▶ [参考資料5～8（PDF 3.0MB）](#) 
- ▶ [参考資料9～10（PDF 1.5MB）](#) 
- ▶ [参考資料11（PDF 5.1MB）](#) 


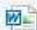


出典：「災害廃棄物対策情報サイト」環境省

④ 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き

災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き

環境省では、市区町村が災害時初動対応を検討する際の参考となるよう、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」を策定した。本手引きは災害時の初動対応を円滑かつ迅速に実施するために平時に検討して災害時に参照することを目的として、災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応手順及び平時の事前検討事項を取りまとめたものである。災害廃棄物処理計画は、災害廃棄物の処理を完了するまでに必要な事項を網羅的にまとめた計画であり、発災時に必要に応じて策定する災害廃棄物処理実行計画の基礎となるものであるのに対し、本手引きは、災害廃棄物処理計画を策定していない市区町村であっても活用できるよう、災害時の初動対応に特化して初動対応手順及び平時の事前検討事項をまとめた手引きである。市区町村におかれては、災害時に一般廃棄物処理を円滑・適切に進めるための初動対応に資するガイダンス文書として、また、平時に災害時初動対応の事前検討及び災害廃棄物処理計画の策定や充実に資するガイダンス文書として活用いただきたい。

災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き

- ▶ [\(本編\) 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き \(令和3年3月改訂\) \(PDF 5.7MB\)](#) 
- ▶ [\(参考資料\) 様式集 \(令和3年3月改訂\) \(Word 426KB\)](#) 
- ▶ [\(参考資料\) 様式集記入例 \(令和3年3月改訂\) \(PDF 689KB\)](#) 
- ▶ [\(参考資料\) 参考事例一覧 \(令和3年3月改訂\) \(PDF 821KB\)](#) 
- ▶ [\(本編抜粋\) 住民・ボランティアへの周知例 \(チラシ\) \(令和3年3月改訂\) \(PPT 189KB\)](#)
- ▶ [関連資料・動画はこちら](#)

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」環境省

⑤ 地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き

地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き


東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物は、既存の処理施設では処理しきれないため、他県へ運搬して処理をする広域処理が行われたが、それでも処理しきれない災害廃棄物については、仮設処理施設を設置して処理を行った。


今後の災害に備えて災害廃棄物処理計画を策定している都道府県や市町村は、ほとんどが仮設処理施設の設置や運営（処理）について具体的な検討をしていない状況である。しかし、今後の発生が予想される南海トラフ地震では、東日本大震災を大幅に超える量の災害廃棄物が発生するといわれており、こうした災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、既存の廃棄物処理施設の有効活用及び災害廃棄物の広域処理に加えて、仮設処理施設による破碎・選別・焼却等の処理が不可欠である。

本手引きは、都道府県や市町村が災害廃棄物対策を実施する際の参考とできるように、仮設処理施設の計画、発注、建設、運営等に係る課題や対応策を取りまとめたものである。

災害廃棄物対策を行う都道府県や市町村の廃棄物担当職員、また、廃棄物担当部局（仮設処理施設建設部局）と調整を行う関係部署である生活環境アセス担当部局、都市計画部局（又は県担当部局）、建築指導部局（又は県担当部局）の職員においても、本手引きを参照頂きたい。

地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き

▶ [地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き \(PDF 4.3MB\)](#) 

▶ [参考資料集 \(PDF 3.7MB\)](#) 

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」環境省

⑥ 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)

D.Waste-Net



災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net) の機能及び役割

- ◆ D.Waste-Netは、同メンバーの協力のもと環境省が事務局となって運営。
- ◆ D.Waste-Netは、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、「発災時」と「平時」の各局面において、次の機能・役割を有する。

平時の機能・役割

- 自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援
- 災害廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録・検証、知見の伝承
- D.Waste-Netメンバー間での交流・情報交換等を通じた防災対応力の維持・向上

等

発災時の機能・役割

◆ 初動・応急対応 (初期対応)

● 研究・専門機関

被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援 等

● 一般廃棄物関係団体

被災自治体にごみ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 等
(現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む)



◆ 復旧・復興対応（中長期対応）

● 研究・専門機関

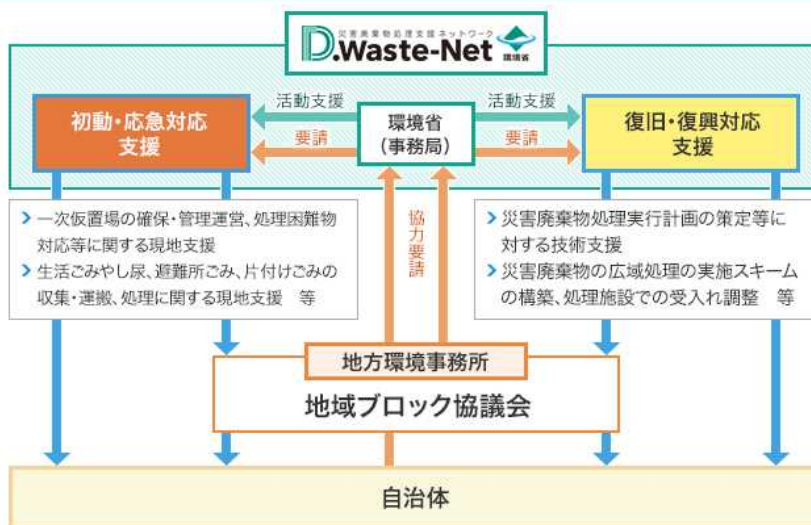
被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援 等

● 廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送関係団体等

災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整 等

▶ D.Waste-Netの活動実績はこちら

D.Waste-Netの災害時の支援の仕組み



出典：「災害廃棄物対策情報サイト」環境省

⑦ 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）について

災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の概要

災害廃棄物の適正かつ円滑な処理のため、その処理責任を有する市区町村やその市区町村への技術的な支援等を担う都道府県においては、それぞれが災害廃棄物処理計画を定め、平時の備えを進めているところ。また、広域的な連携については、地方環境事務所が中心となり地域ブロックごとに行動計画を策定し、さらに地域ブロック間の連携強化を図るなど、災害への備えを進めている。

また、最近の災害（令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）、令和元年房総半島台風（令和元年台風第15号）、平成30年7月豪雨、平成28年熊本地震など）において、これまで災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員が、仮置場の管理・運営や災害廃棄物処理の実行計画策定、損壊家屋の公費撤去などについて、被災地のニーズを踏まえた現場の目線で支援を行い、被災地の復旧・復興に大きく貢献した。

一方で、支援のために派遣できる人材がどれくらいいるか、誰に何を頼めるか、具体的に整理されたものが少ない状況である。今後、気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生も懸念されており、現場の目線で災害廃棄物処理の支援に携わる人材を平時から育成していくことが重要である。

このような背景から、災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時に被災地を支援して頂くことを目指すことを目的とした「災害廃棄物処理支援員制度」を策定した。



道路横に積み上げられた災害廃棄物



自治体等支援による災害廃棄物の収集



災害廃棄物の仮置場の管理

災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）に関する資料

- ▶ [災害廃棄物処理支援員制度に関する要綱（PDF 364KB）](#)
- ▶ [災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）について【詳細】（PDF 317KB）](#)
- ▶ [災害廃棄物処理支援員制度について【解説】（PDF 506KB）](#)
- ▶ [災害廃棄物処理支援員マニュアル（PDF 3,264KB）](#)

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」環境省

⑧ 応援職員の派遣に関する特別交付税措置の概要

【参考】災害等に伴う職員派遣にかかる特別交付税による財政措置について
 ・ 地方自治法に基づく職員派遣か否かにより、費用負担を行う自治体が異なるため、特別交付税の対象自治体等が異なる。

| | 「災害応援」 |
|---------|---|
| 対象経費 | 被災地域の応援に要した費用 |
| 財政措置の対象 | 派遣元自治体 (短期派遣職員を想定しており、その場合の費用は派遣元自治体が負担している) |
| 算定方法 | ・ 単価方式(※)により算定した額 ※応援職員の延べ日数×単価 等 ・ 総務大臣が調査した額(実績額)の8割 上記のいずれか少ない方(5割保証) |
| 算定期限 | 12月・3月 |
| 備考 | 地方自治法に基づかない派遣 |

出典：総務省ホームページ「災害等に伴う職員派遣について」を一部加工

【参考】被災地への職員等の派遣に関する条例の事例

岡山県総社市は、大規模災害に見舞われた被災地に対して、職員の派遣及び市民ボランティアへの援助に関する条例(総社市大規模災害被災地支援に関する条例)を策定している。

市長が職員の派遣に伴って必要となる調整を行うこと、市が支援に要した費用を負担すること(ただし、被災地との協議により負担区分を定める)を定めている。また、市が、市民に対してボランティア保険料の援助等を行うが、同援助を受ける者はあらかじめ市に登録した者としている。

出典：「災害廃棄物処理支援員制度について【解説】(令和4年4月)」環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当 参事官付災害廃棄物対策室

⑨ 防衛省・自衛隊との災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル

防衛省・自衛隊との連携



災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風（台風第19号）、令和2年7月豪雨など、近年の大規模災害において、広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生しており、環境省、自衛隊、ボランティア関係団体を始めとした、関係省庁や関係機関が連携しながら処理を進めてきた。

環境省と防衛省は、それらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、環境省、防衛省、自治体、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理した連携対応マニュアルを作成した。

本マニュアルを関係者に周知して、災害廃棄物の発生に円滑かつ迅速に対応し得るよう態勢を整備する。

資料

- ▶ [災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル（概要）（PDF 463KB）](#) 
- ▶ [災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル（本編）（PDF 1.0MB）](#) 

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」環境省

⑩ 国の補助スキームについて（補助金）

国の補助スキームについて（補助金）

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要



目的

災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用に対する補助。

概要

| | |
|------|---|
| 事業主体 | 市町村（一部事務組合を含む） |
| 対象事業 | 市町村が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる ・ 廃棄物の収集、運搬及び処分にかかる事業 ・ 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業 ・ 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業(災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの) |
| 補助率 | 1/2 |
| 補助根拠 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。 |
| その他 | 通常災害時は本補助金の補助率分に対して、8割を限度として、特別地方交付税が充当。 ※事業主体の実質的負担額は、事業費の1割強程度となる。 |

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」環境省

| 災害廃棄物処理事業の概要について | |
|------------------|--|
| 補助金名 | 災害等廃棄物処理事業費補助金 |
| 対象事業 |  <p> 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 仮設住所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） </p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-right: 10px; color: red;"> 災害等の発生 </div> <div style="flex: 1;"> <p>【この地域】が大半の災害廃棄物が発生し、収集・処理の発生</p> <p>【理由】海浜東北圏外の沿岸に大量の廃棄物が発生</p> <p>【理由】地震発生時の汚水流入・便槽汚水の発生</p> </div> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0;">補助対象範囲</p>  </div> |
| 補助先 | 市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む） |
| 要件 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの 等</p> </div> </div> <p> 降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの </p> |
| 補助率 | 1/2 |
| 地方財政措置 | <p><通常災害時></p> <p>地方負担の80%について特別交付税措置</p> |
| 根拠条文 | <p>◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。</p> |

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」環境省

■ 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の概要

目的

地方公共団体等が行う災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設の災害復旧事業に要する費用に対する補助

概要

| | |
|------|--|
| 事業主体 | 都道府県、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社 |
| 対象事業 | 次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。 <ol style="list-style-type: none">1. 一般廃棄物処理施設2. 浄化槽（市町村整備推進事業）3. 産業廃棄物処理施設4. 広域廃棄物埋立処分場5. PCB廃棄物処理施設 |
| 補助率 | 1/2 |
| その他 | 本補助金の補助率分に対して、一部、普通交付税が充当。 |

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」環境省

⑪ 廃棄物処理法の非常災害時特例

災害廃棄物処理に係る廃棄物処理法上の特例

特例に係る経緯(平成27年法改正)

○東日本大震災の際には、一自治体では処理しきれない膨大な量の災害廃棄物を処理する仕組みが整備されておらず、災害廃棄物処理の遅れが指摘された。

○東日本大震災の教訓・反省を踏まえ、平時から通常規模の災害への対策を強化すべく、廃棄物処理法を改正し、災害廃棄物処理の基本原則や関係者の役割等を規定した上、手続簡素化等の特例規定を措置。

○上記では対応することが困難な大規模災害については、災害対策基本法を改正し、環境大臣の代行規定を措置。

特例の概要(廃棄物処理法)

○市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例

(法第9条の3の2)

○市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置の特例(法第9条の3の3)

○産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る事後届出の特例(法第15条の2の5第2項)

(○廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令(令和2年7月16日公布))

○災害廃棄物処理に係る再委託の特例(施行令第4条第3号)

災害廃棄物処理に係る廃棄物処理法上の特例の考え方

非常災害とは

○主に自然災害を対象とし、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害のこと。

○個々の災害が廃棄物処理法上の特例の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県において判断。

条例について

○法第9条の3の3のように「政令に定める事項について条例で定めるところにより」などと規定されている場合には、設置予定の施設が所在する各市町村において、特例規定を受けた条例の制定が必要。

○施設設置にあたっての手続を条例にゆだねているのは、地域住民からの意見聴取の方法や期間等の具体的な手続については、住民に身近な市町村が地域の实情に応じて適切な手続を定めるべきものと考えられるため。

○災害廃棄物は一般廃棄物であり、市町村に統括的な処理責任がある。

○特例規定を活用することで手続は簡素化されるが、平時の一般廃棄物処理と同様に適正な処理がされているか確認する必要がある。

市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例 (法第9条の3の2)

特例の内容

○市町村がその一般廃棄物処理計画において、災害廃棄物を処理するための施設について規定し、都道府県知事はその施設についてあらかじめ設置の同意を与えていた場合には、都道府県知事による技術上の基準を満たすことの確認の手続(最大30日)を省略できることとするもの。

特例活用に必要な手続

○以下の事項について条例において定められていること。

- ①生活環境影響調査書の公衆への縦覧及び利害関係者の意見提出機会付与の対象となる施設種類
- ②生活環境影響調査書の縦覧の場所及び期間
- ③利害関係者の意見の提出先及び提出期限
- ④その他申請書を作成するにあたって必要な事項

○以下の事項を記載した協議書を都道府県知事に提出、同意を得ていること。

- ①一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
- ②一般廃棄物処理施設の種類
- ③一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- ④一般廃棄物処理施設の処理能力
- ⑤一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ⑥一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置の特例(法第9条の3の3)

特例の内容

○市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた事業者が、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、都道府県知事への届出で足りることとしたもの。

特例活用に必要な手続

○以下の事項について条例において定められていること。

- ①生活環境影響調査書の公衆への縦覧及び利害関係者の意見提出機会付与の対象となる施設種類
- ②生活環境影響調査書の縦覧の場所及び期間
- ③その他申請書を作成するにあたって必要な事項
- ④利害関係者の意見の提出先及び提出期限

○市町村が、災害廃棄物の処分を事業者に委託していること。

○当該事業者が、都道府県知事に届出をすること。

活用事例(熊本市)

平成28年熊本地震の発災を受け、平成28年12月に以下のとおり条例を改正。

・対象施設: 焼却施設のみ。

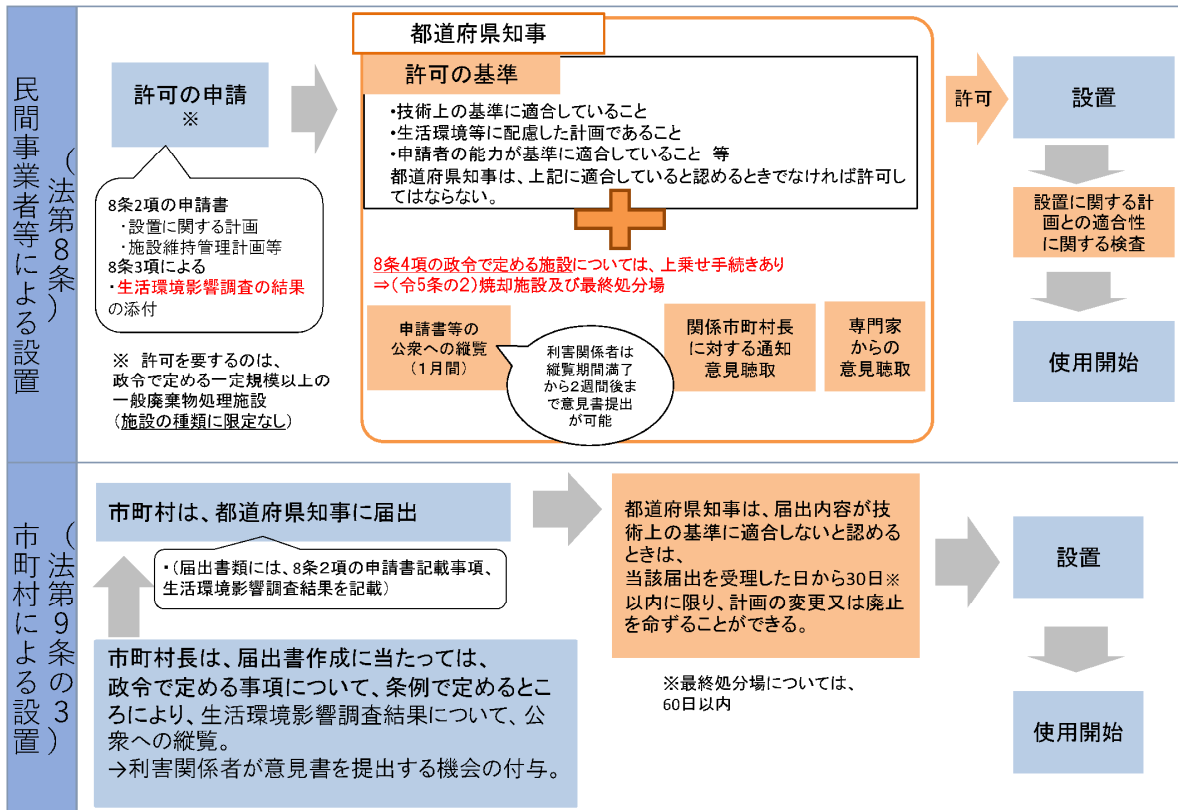
・縦覧期間: 1月間。ただし、市長が特に必要と認める場合は、短縮可能。

平成29年1月に特例に基づく届出により、受託者が二次仮置場に

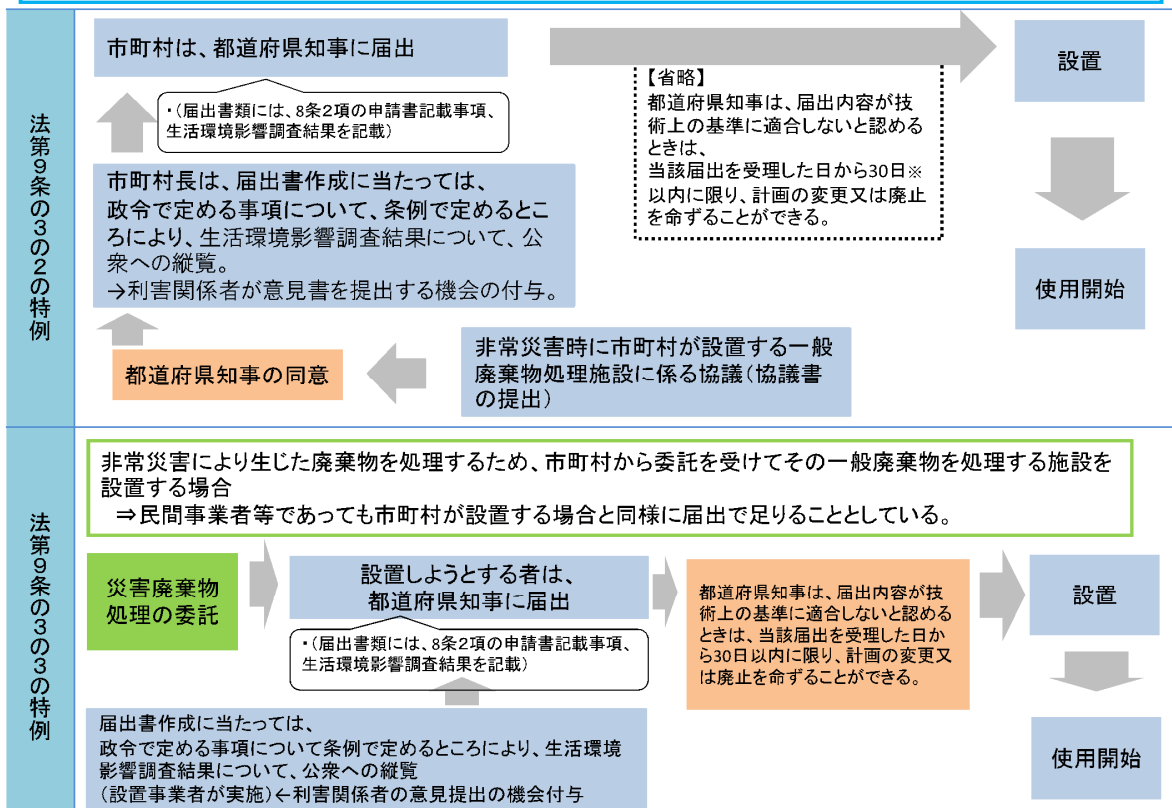
移動式破砕機等を設置。迅速な設置・稼働により災害廃棄物を迅速に処理。



平時における一般廃棄物処理施設の設置手続



災害時における一般廃棄物処理施設の設置手続の特例

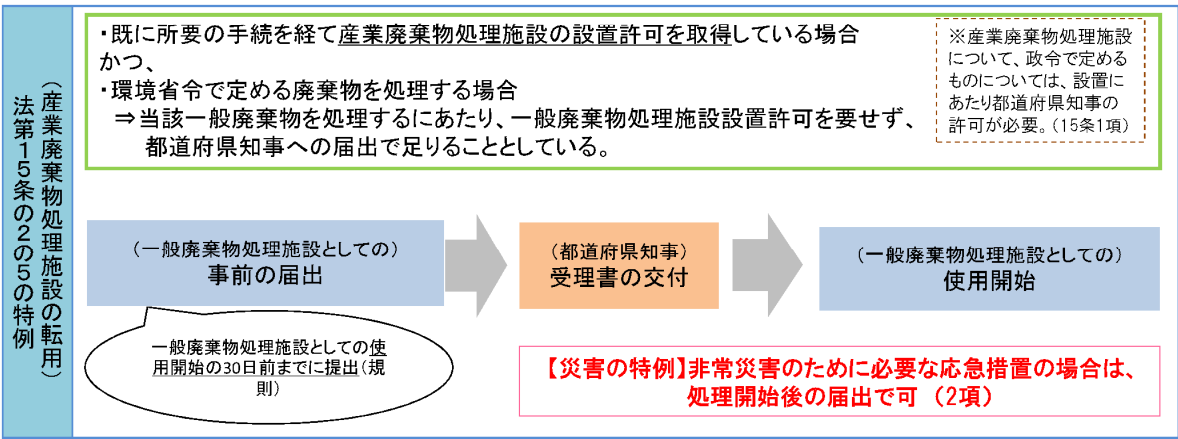


産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての 特例に係る事後届出の特例(法第15条の2の5第2項)

特例の内容

○平時においては、法第15条の2の5の特例により、一般廃棄物を既存の産業廃棄物処理施設において処理するときは、都道府県知事に事前の届出が必要であるところ、非常災害時には、事後の届出で足りることとするもの。

※被災地域外の都道府県における施設において処理しようとする場合には、不適正処理の防止の観点から、原則として、通常と同様に事前届出が望ましい。



廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令(令和2年7月16日公布)

本特例の概要

近年、非常災害が毎年のように全国各地で頻発し災害廃棄物が大量に発生・産業廃棄物として排出される性状も多い
⇒適正かつ迅速に処理するため、既存の産業廃棄物処理施設を活用し、当該施設において、災害に起因して発生した廃棄物を事後届出により処理することができることとする。

従前の運用

これまでは、当該産業廃棄物処理施設において処理可能な一般廃棄物については、当該施設が有する廃掃法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物と同一種類のものに限定。

→特に、本特例が活用可能な産廃施設の種別と、当該施設で処理可能な一般廃棄物の種類が限定的に列挙されていた(廃掃法施行規則第12条の7の16第1項)。

- ・廃プラ類の破碎施設であれば、廃プラ類。
- ・木くずの破碎施設であれば、木くず。

など、限定的に列挙

特例省令での対応

災害により、既存の産業廃棄物処理施設で処理が必要な施設について自治体に要望を調査し、要望があった場合には、**災害毎に特例省令を制定。**

→特例省令の制定により、産業廃棄物安定型最終処分場が活用できるようになったほか、次に掲げる中間処理施設においても、一廃の処理が可能となった。

- ・汚泥の脱水・乾燥・焼却施設であれば、汚泥。
- ・廃油の油水分離・焼却施設であれば、廃油。
- ・廃酸又は廃アルカリの中和・焼却施設であれば、廃酸又は廃アルカリ。

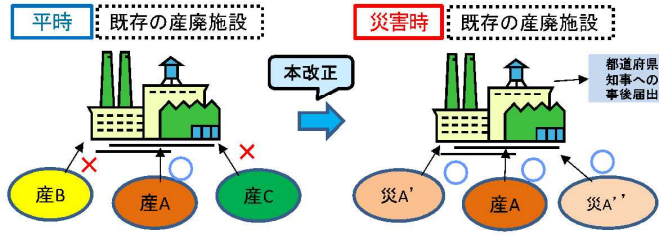
など、特例的に処理可能な施設と一廃の種類を拡大

本改正省令の趣旨

自治体に調査することなく、産廃施設において処理する産廃と同様の性状を有する(産廃施設の設置許可に係る産廃と同一の種類に限らず)災害廃棄物を事後届出により処理することができるという制度を恒久化。

廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令(令和2年7月16日公布)

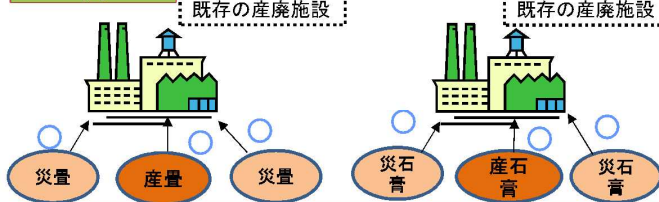
中間処理



平時において、産廃Aの処理施設として設置許可を受けている場合、業の許可を持っていない産廃B・Cについては処理不可。

普段は産廃として処理している産廃Aと同様の性状を有する災害廃棄物A'や災害廃棄物A''(設置許可は不要)についても処理可能。

例

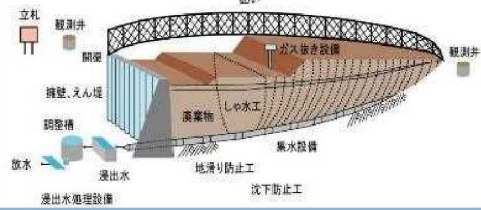


・平時から産廃たる量を処理→災害たる量
 ・平時から産廃たる廃石膏ボードを処理→災害たる廃石膏ボード
 これらが**同様の性状**だと判断されれば処理可能

最終処分

管理型最終処分場

通常時から届出があれば一般廃棄物の処理も可



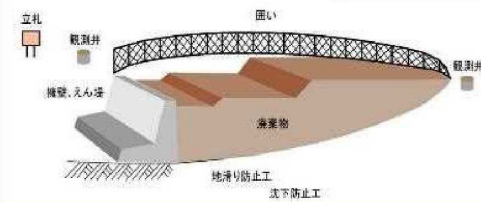
＞ 公共の水域、地下水を汚染するおそれのある廃棄物を処理【汚泥、燃えがら、ばいじん等(有害な廃棄物を除く)、木くず、動植物性残さ】

＞ しゅ水工、浸出水処理設備等が必要

本改正

不安定型最終処分場

災害時



＞ 汚染のない廃棄物を処理(不安定型産業廃棄物)

【廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類(廃ブラウン管等を除く)】

＞ しゅ水工、浸出水処理設備等が不要

災害廃棄物処理に係る再委託の特例(施行令第4条第3号)

特例の内容

○市町村は、非常災害時においては、規則第1条の7の6に定める要件(再委託基準)に従って、処理の再委託ができるとするもの。

再委託基準

- ①日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又再生を委託しないこと。
- ②受託者が市町村からの受託業務を委託する者(以下「再受託者」という。)が次のいずれにも該当すること。
 - (イ) 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
 - (ロ) 廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまで(いわゆる欠格要件)のいずれにも該当しないこと。
 - (ハ) 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
- (二) 市町村と当該受託者との間の委託契約(以下「一次委託契約」という。)に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。
- ③ 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- ④ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ⑤ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

特例による効果

○多量の業務が発生する非常災害時において、災害廃棄物処理の委託が代表1者との契約で可能となり、市町村の事務量の大幅な軽減となる。

非常災害発生時の一般廃棄物処理施設設置許可の特例(関連条文)

廃棄物処理法

第九条の三の二 市町村は、非常災害が発生した場合に非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

第九条の三の三 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。)を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

非常災害発生時の一般廃棄物処理施設設置許可の特例(関連条文)

廃棄物処理法

第十五条の二の五 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けずに、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもつて足りる。

非常災害時における再委託の特例(関連条文)

廃棄物処理法施行令

第四条 [法第六条の二第二項](#)の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

三 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従つて他人に委託して受託業務を実施する者であること。

廃棄物処理法施行規則

第一条の七の六 令第四条第三号の規定により非常災害時において受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。

一 日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しないこと。

二 受託者が受託業務を委託する者(次号及び第五号において「再受託者」という。)が次のいずれにも該当すること。

イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

ロ [法第七条第五項第四号](#)イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。

ニ 市町村と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。

三 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足る額であること。

四 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

五 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

出典：「環境省資料」環境省

(5) 国立環境研究所 災害廃棄物情報プラットフォーム等

① 災害廃棄物情報プラットフォーム

国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センターが開設した災害廃棄物に関する情報を集約・整理したWEBサイトである。

情報プラットフォームでは、過去の災害で実際に災害廃棄物の処理にあたった実務者の経験及び知見を共有するとともに、将来の災害に備えた事前の計画づくりなどに精力的に取り組んでいる様々な関係主体の活動を紹介している。また、過去の災害の記録や、災害廃棄物処理計画の策定に役立つ各種情報についても掲載している。



平時の対策を知る

Pre-disaster preparedness actions

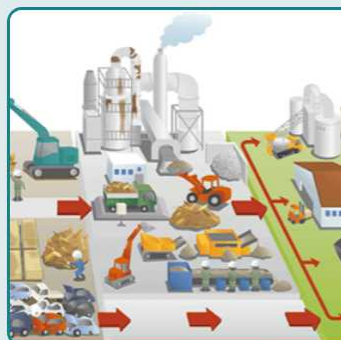


平時の対策の種類

発災後に迅速かつ適切に対応するために、普段から準備を進めることが重要です。ここでは、計画の策定、研修の設計、関係者との連携、ハード対策について、知ることができます。

災害時の対策を知る

Post-disaster actions



処理業務の全体像

災害時には、通常ごみへの対応と災害廃棄物への対応があります。マネジメントの観点を含めて、これらの対応を適切に進めるための情報を参照できます。

出典：「災害廃棄物情報プラットフォーム」国立研究開発法人国立環境研究所

② 災害廃棄物対策マネジメントツール Sai-hai

国立環境研究所において、各自治体が災害廃棄物対策を着実に進めることを支援することを目的として、「災害廃棄物対策マネジメントツール：Sai-hai」の運用を開始している。このシステムを用いることによって、災害廃棄物対策について学びながら、自組織の廃棄物処理システムの災害に対する強み・弱点を評価するとともに、国や自治体の災害廃棄物対策事例を参考に対策計画を作ることが可能となる。また、評価結果や対策計画を保存することで、円滑な引継ぎに活用することができる。

災害廃棄物対策マネジメントツール Sai-hai

Sai-haiは市町村で効果的に災害廃棄物対策を進めるためのマネジメントツールです。組織の廃棄物処理システムがどの観点で災害に強い・弱いかを評価できます。特に、自治体規模によらず重要な観点到絞って評価できるようにしています※。さらに、弱点を克服するために、災害廃棄物対策のリストを参照して対策レポートを作成できます。

※災害廃棄物処理において重要な一部の項目（損壊家屋の解体撤去、二次仮置場の設置・運営等）については、特に中小規模自治体にとって相対的に重要度が低いとの判断からSai-haiでは扱っていません。

※Sai-haiは（独）環境再生保全機構の環境研究総合推進費（JPMEERF20181003）により開発しました。

- Sai-haiは無料でご利用いただけます
まずはユーザー登録してください
ユーザー登録方法の説明動画は[こちら](#)
- 評価結果と対策レポートはユーザーの「マイページ」に保存されます
課や係で登録しアカウントを引き継ぐこともできます
- 事業計画や予算計画の策定、災害廃棄物対策の効果の説明、異動時の引継ぎなどにご活用ください

さっそくSai-haiを使ってみる



【概要説明動画】 約4分

出典：「災害廃棄物情報プラットフォームウェブページ 災害廃棄物対策マネジメントツール Sai-hai」国立研究開発法人国立環境研究所

③ 災害廃棄物処理計画検索システム

国立環境研究所では、災害廃棄物処理計画を作成している自治体や、現在作成に向けて取組を進めている自治体の事例情報を許可を得て掲載しており、その一覧をデータベース化し検索機能を強化、発行年・災害種別や目次内容等からの検索が可能な「災害廃棄物処理計画検索システム」（国立環境研究所 災害廃棄物情報プラットフォーム「災害廃棄物処理計画検索システム」（https://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/plan_db/））として公表している。

◎目次検索の3つの特徴：

①環境省の対策指針項目についての検索、②自治体横断検索、③処理計画のページ単位でアクセスし易い

→ 処理計画策定時や改定時に使い易い設計となっています。

出典：国立環境研究所 災害廃棄物情報プラットフォーム「災害廃棄物処理計画検索システム」（https://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/plan_db/）

自治体絞り込み
自治体やその処理計画の基本情報から自治体を絞り込む

目次絞り込み
目次カテゴリから目次を絞り込む

フリーワード
フリーワードから目次を絞り込む

検索実行

自治体絞り込み
地図から自治体を絞り込む
-都道府県レベル
-市区町村レベル

検索結果件数表示

| 検索結果 | 北海道 | 東北 | 関東 | 中部 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 | 合計 |
|-------|-----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|
| 都道府県数 | 1 | 3 | 6 | 4 | 1 | 2 | 2 | 4 | 23 |
| 市区町村数 | 10 | 15 | 32 | 31 | 20 | 15 | 15 | 22 | 192 |
| 目次件数 | 28 | 32 | 122 | 47 | 32 | 29 | 29 | 39 | 364 |

検索結果目次一覧
閲覧したいリンクをクリック

| 地方 | 都道府県 | 市区町村 | 計画名 | 目次 | ページ |
|-----|------|------|------------------|---------------------|-----|
| 北海道 | 北海道 | - | 北海道災害廃棄物処理計画 | 「ふるさとネットワーク・情報共有」広報 | 26 |
| 北海道 | 北海道 | - | 北海道災害廃棄物処理計画 | 「2. 情報共有」広報 | 28 |
| 北海道 | 北海道 | - | 北海道災害廃棄物処理計画 | 「(3) 住民等への普及啓発」広報 | 30 |
| 北海道 | 北海道 | 札幌市 | 札幌市災害廃棄物処理計画(本書) | 「2-5 市民への普及啓発」 | 30 |
| 北海道 | 北海道 | 札幌市 | 札幌市災害廃棄物処理計画(本書) | 「(1) 市民への広報」 | 30 |
| 北海道 | 北海道 | 旭川市 | 旭川市災害廃棄物処理計画 | 「2. 広報」 | 43 |

出典：「災害廃棄物情報プラットフォーム 災害廃棄物処理計画検索システム（操作方法マニュアルVer. 1.1）」国立研究開発法人国立環境研究所

④ 仮置場配置図自動作成ツール Kari-hai

Kari-haiは、災害廃棄物処理を行う自治体が、平時あるいは発災時に災害廃棄物仮置場の配置計画図を容易に作成・出力できるツールであり、国立環境研究所 災害廃棄物情報プラットフォームのウェブページ上で公表されている。

仮置場配置図自動作成ツール Kari-hai

Kari-haiは、災害廃棄物処理を行う自治体が、平時あるいは発災時に災害廃棄物仮置場の配置計画図を容易に作成・出力できるツールです。ユーザーが入力画面から入力した条件を基に、仮置場内の配置品目別の占有面積と寸法を計算し、結果を反映した矩形の配置図を出力します。

- Kari-haiは無料でご利用いただけます
まずはお試しください
- 仮置場配置図はいくつでも作成できます
作図した後はPDFに出力し印刷・保存することもできます
- 災害廃棄物処理計画の策定・改定の際や、発災時の現場
でご活用ください

さっそくKari-haiを使ってみる

[仮置場配置図自動作成ツール：Kari-hai](#)



【使い方動画】約5分

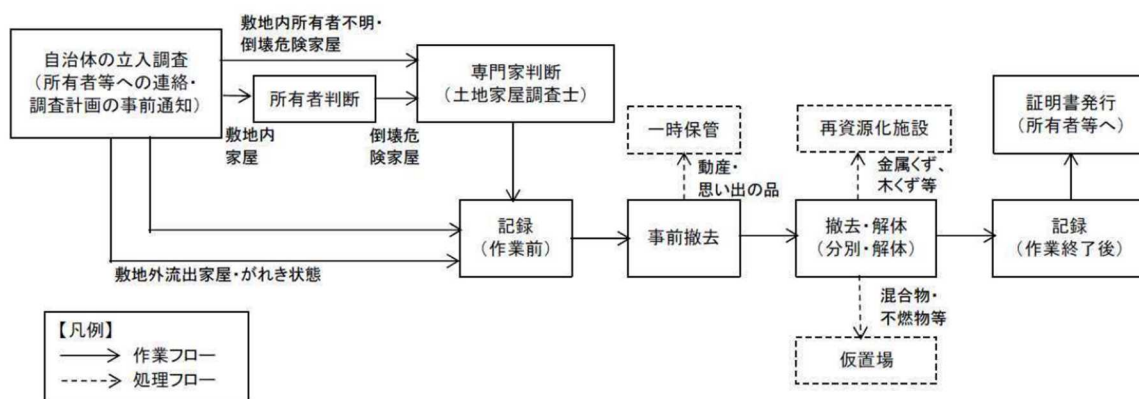
出典：「災害廃棄物情報プラットフォームウェブページ 仮置場配置図自動作成ツール Kari-hai」国立研究開発法人国立環境研究所

(6) 損壊家屋等の撤去・解体に関する事例

① 損壊家屋等の撤去と分別に当たっての留意事項

「災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料」の「【技 19-1】損壊家屋等の撤去と分別に当たっての留意事項」に、損壊家屋等の撤去に係る作業・処理フロー及び留意点が示されており、主に自治体に対応する事項が記載している（一部、家屋所有者への依頼事項も含む）。

損壊家屋の撤去に係る作業・処理フロー



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料ダウンロード【技 19-1】損壊家屋等の撤去と分別に当たっての留意事項」環境省

② 公費解体に係る事務手続き

公費解体に係る事務手続きについて、「災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料」の「【技 19-2】公費解体に係る事務手続き」に、平成28年熊本地震での公費解体の流れの例（熊本市と益城町）が示されている。

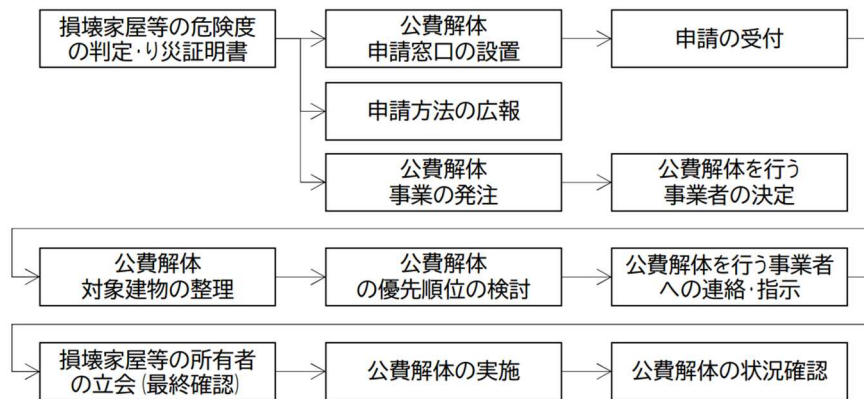
災害廃棄物処理事業費補助金の対象

| | 全壊 | 半壊 |
|-------|----|----|
| 撤去・解体 | ○ | △ |
| 運搬 | ○ | ○ |
| 処理・処分 | ○ | ○ |

※○：適用、△：場合により適用

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料ダウンロード【技 19-2】公費解体に係る事務手続き」環境省

公費解体の手順（例）



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料ダウンロード【技 19-2】公費解体に係る事務手続き」環境省

また、「【技 19-2】公費解体に係る事務手続き」には、公費解体を行ううえで、公費解体の受付体制等の検討、業者との契約等のための段取りやポイント、工事発注のための積算を行う際の留意点等も示されている。

③ タイムラインによる公費解体のポイント

公費解体について、令和6年能登半島地震の経験を踏まえた「タイムラインによる公費解体のポイント」（概要・詳細）が策定されている。

このマニュアルでは、都道府県及び市町村担当者が、発災後早期に、公費解体に関する相談や、罹災証明書の交付後速やかな申請の受付を可能とするための仕組みや体制構築ができるよう公費解体の一連の流れと発災初期から制度運用までのタイムラインに応じたポイントが示されている。

タイムラインによる公費解体のポイント (概要)

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の確保のために非常に重要。被災地域の早期復旧・復興のために、発災後早期に、公費解体に関する相談や、罹災証明書の交付後速やかな申請の受付を可能とするための仕組みや体制構築が必要。

| ※1 ※2 | 発災初期 (～1週間程度) | 制度立ち上げ準備 (～1ヶ月程度) | 制度立ち上げ (～2ヶ月程度) | 制度運用 (2ヶ月程度～) |
|---|---|--|---|----------------|
| 1 災害廃棄物処理全体の体制構築・処理実行計画策定【国・都道府県・市町村】※3 | ① 初動・応急復旧体制 (連絡体制・実施体制・支援体制 (宿泊場所確保含む)) の確立【国・都道府県・市町村】 ② 専門家・人材バンク・関係団体・応援自治体職員等の現地派遣・支援【国】 ③ 被害状況の把握、解体対象棟数・災害廃棄物発生量の推計【市町村・都道府県】 | ④ 公費解体 (解体班数・宿泊場所確保含む) ・廃棄物処理体制の整備【都道府県・市町村】 ⑤ 災害廃棄物処理基本方針、実行計画の策定【都道府県・市町村】 | ⑥ 実施状況を踏まえた推計・計画の見直し【都道府県・市町村】 | |
| 2 緊急解体【市町村】 | ① 対象家屋の選定 ② 所有者からの同意取得 | ③ 解体業者と契約 ④ 緊急解体工事の実施 | | |
| 3 制度設計【都道府県・市町村】 | | ① 公費解体の実施に関する広報【都道府県・市町村】 ② 標準単価の提示【都道府県】 ③ ひな形に基づく制度要綱の策定【市町村・都道府県】※4 ④ 広報資料・FAQの作成・周知【都道府県・市町村】 | ⑤ 進捗管理システムの構築【市町村】 ⑥ 工程管理会議の設置・運営【都道府県・市町村】 | ⑦ 支払体制の整備【市町村】 |
| 4 申請受付【市町村】※5 | | ① 受付体制の検討、人員・場所確保 ② 申請受付の設置 | ③ 申請困難者への対応 (職権減失登記、宣誓書方式等の活用) ④ 行政書士、司法書士等の活用 | |
| 5 工事前調整・発注【市町村】 | | ① 補償コンサルタントとの契約、体制整備 ② 工事前調整 (受付審査、費用算定、三者立会) の実施 | | |
| 6 解体工事【市町村】 | | ① 解体業者との契約、体制整備 ② 解体工事の実施 | ③ 円滑な支払い | |
| 7 自主解体【市町村・都道府県】 | | ① 解体業者リストの提示【都道府県】 ② 産業廃棄物処理業者リストの提示【都道府県】 | | ③ 費用償還の実施【市町村】 |
| 8 廃棄物処理【市町村・都道府県】 | ① 仮置場の設置・運営、(適宜)追加設置【市町村】 ② 避難所等のし尿・生活ごみ等の処理【市町村】 ③ 廃棄物処理施設の復旧工事【市町村】 ④ 既存の廃棄物処理施設での廃棄物処理【市町村・都道府県】 ⑤ 廃棄物処理業者との契約、体制整備【市町村・都道府県】 ⑥ 収集運搬の応援支援【都道府県】 | | ⑦ 広域処理の検討、実施【都道府県】 | |
| <p>※1 国は災害規模に応じ、都道府県及び市町村への支援を実施する。</p> <p>※2 本マニュアルの運用にあたっては、公費解体・撤去マニュアル及び自費解体 (解体費用の立替えと払戻し) の手引き (環境省発行) を合わせて参照されたい。</p> <p>※3 災害廃棄物処理全体の体制構築・処理実行計画策定にあたっては、県及び市町村があらかじめ策定する災害廃棄物処理計画や災害廃棄物対策指針及び技術資料・参考資料 (環境省発行) 等を合わせて参照されたい。</p> <p>※4 公費解体に関する要綱については、あらかじめ都道府県でひな形を作成することが必要。</p> <p>※5 罹災証明交付後速やかな公費解体受付を可能とする仕組みの構築については、あらかじめ整理しておくことが必要。(今後、関係省と連携して検討)</p> | | | | |

出典：「タイムラインによる公費解体のポイント」環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

(7) 堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）の連携

宅地・道路等がガレキと流木・土砂により埋没した場合は、災害復旧事業だけでなく、堆積土砂排除事業（国土交通省都市局所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）と連携することにより一括撤去（以下「連携事業」という）することが可能である。申請書類の提出についても、同一地区内において連携事業を実施する市町村又は当該市町村が行う申請を経由する都道府県は、国土交通省又は環境省担当部局のいずれか一方に両事業の申請書を一括送付すれば足りるよう、ワンストップ化されている。

また、公共土木施設災害復旧事業及び農地農業用施設災害復旧事業での土砂等撤去についても、上記の連携事業と併せて実施することができる。

（「堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合における国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）」（令和6年10月28日、農林水産省 農村振興局整備部防災課災害対策室長、国土交通省 都市局都市安全課都市防災調整官、水管理・国土保全局防災課総括災害査定官、環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長））

加えて、河道又は水路の埋そくに係る災害復旧事業及び道路上又は農地内の崩土の堆積に係る災害復旧事業において、宅地内の土砂等を混載、混合することなく運搬、分別する場合でも、運搬、分別を一括発注することができる。（「公共土木施設、農地農業用施設及び宅地の一括発注による堆積土砂等撤去の取扱について（通知）」（令和6年10月28日、農林水産省農村振興局整備部防災課 災害対策室長、国土交通省水管理・国土保全局防災課 総括災害査定官））

「堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合における国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）」（令和6年10月28日）

＜申請書類のワンストップ化・簡素化＞

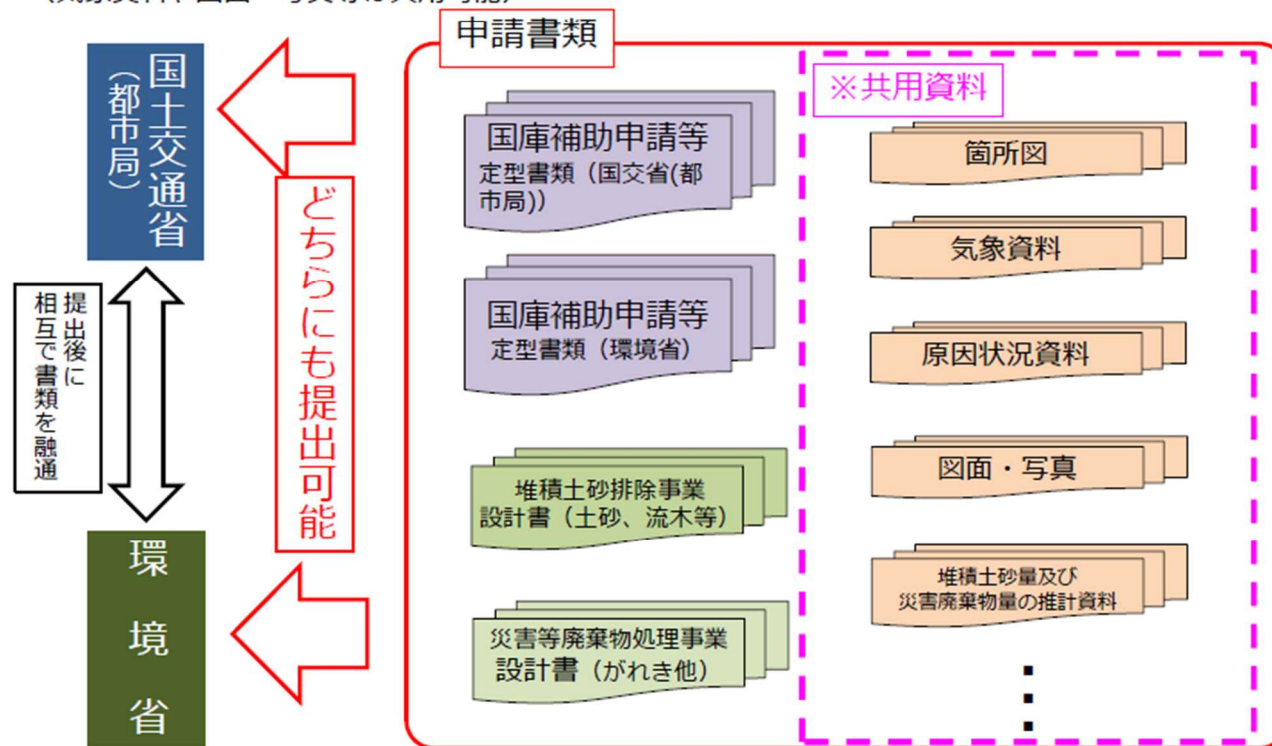
災害に伴い堆積した土砂等の撤去にかかる連携・効率化について

1. 申請のワンストップ化（申請書類の提出先）

・申請は、国土交通省（都市局）、環境省の両省どちらに提出しても可。

2. 申請書類の簡素化

・申請書類は、堆積土砂排除事業・災害等廃棄物処理事業を一体的な作成を可能とする。
（気象資料や図面・写真等は共用可能）



※公共土木施設災害復旧事業、農地農業用施設災害復旧事業の申請にあたり、上記共用資料の活用を可能とする。

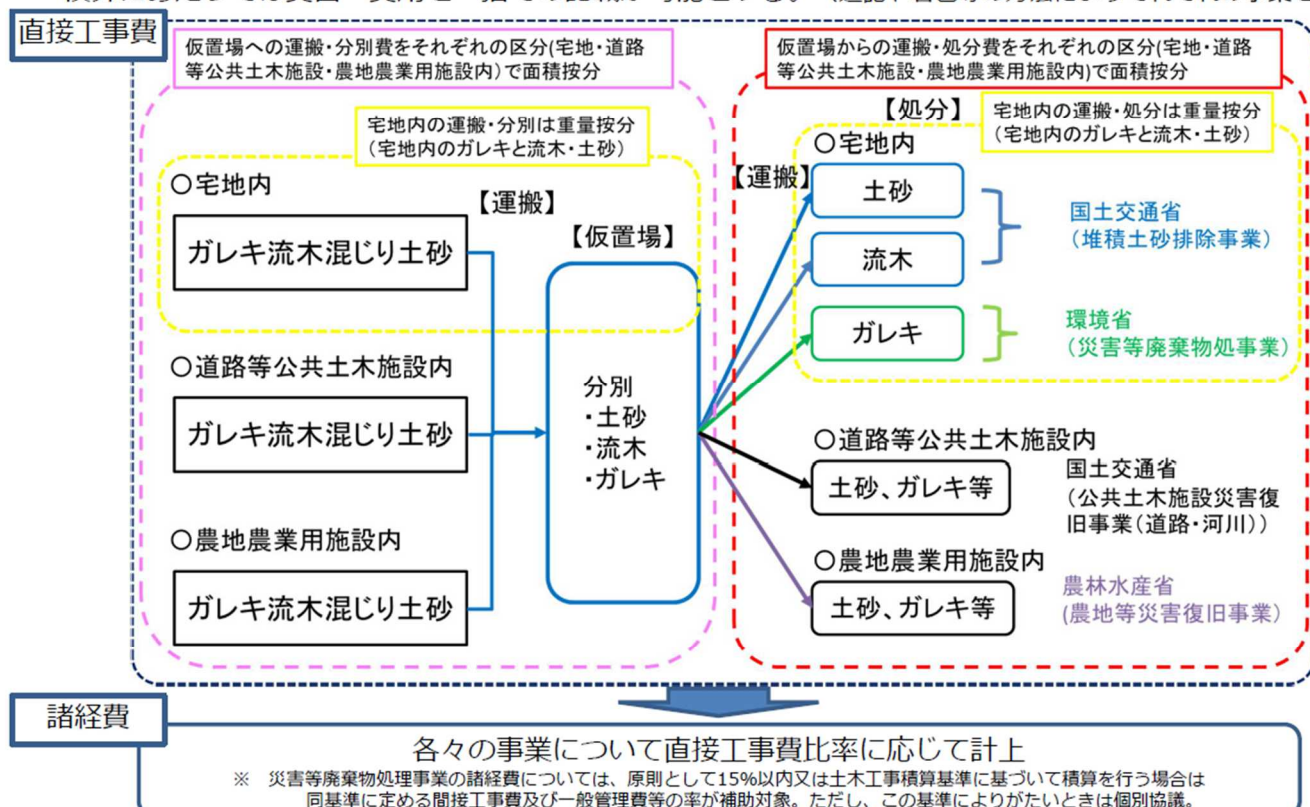
出典：「堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合における国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）」（令和6年10月28日）農林水産省 農村振興局整備部防災課災害対策室長、国土交通省 都市局都市安全課都市防災調整官、水管理・国土保全局防災課総括災害査定官、環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

「堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合における国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）」（令和6年10月28日）
 ＜事業費積算内訳の考え方＞

災害に伴い堆積した土砂等の撤去にかかる連携・効率化について

3. 事業費積算内訳の作成

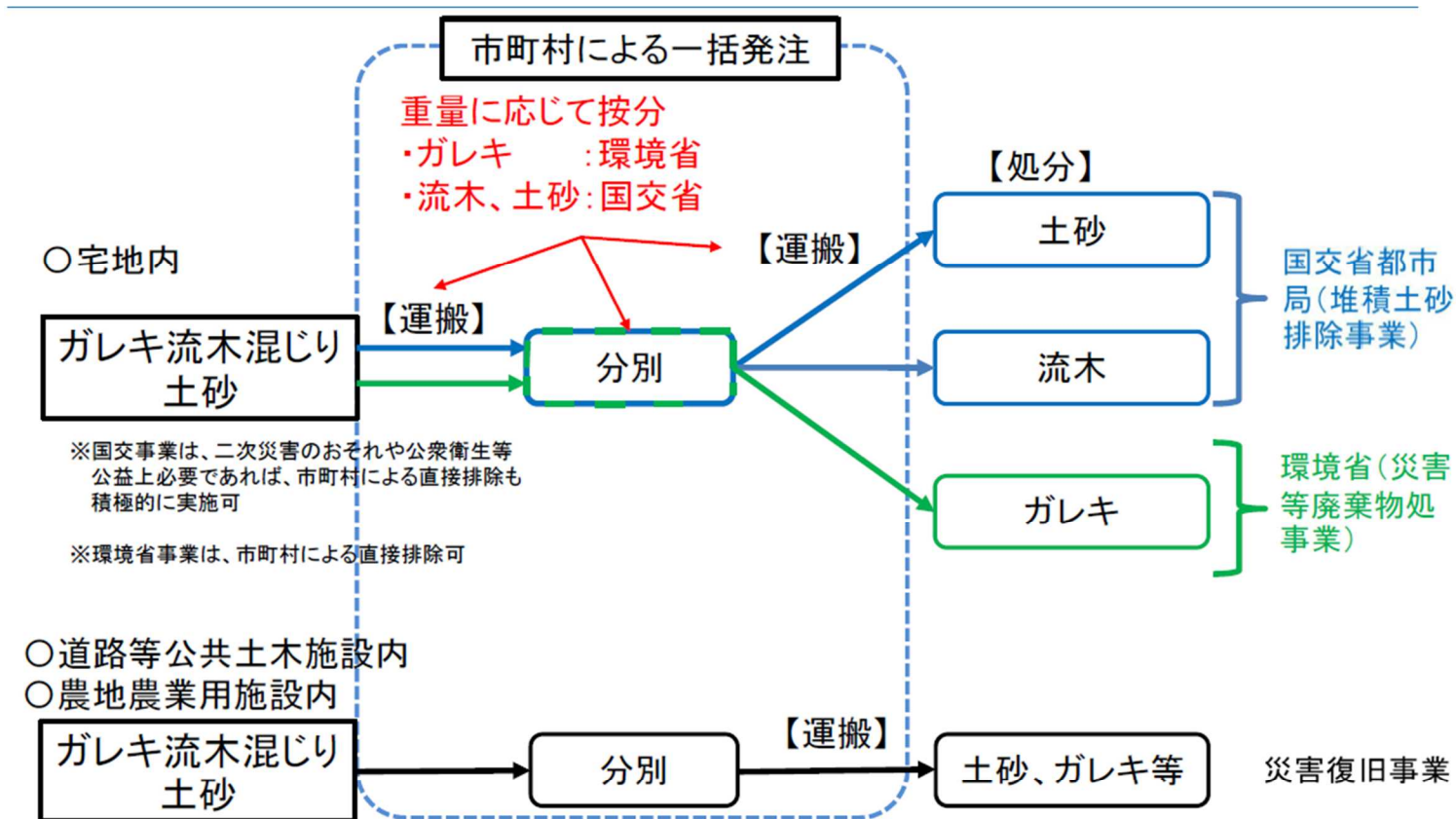
・積算にあたっては費目・費用を一括での記載が可能とする。（追記や着色等の方法によりそれぞれの事業を明示）



- ・積算にあたり、申請時使用した面積按分を基本とするが、これによりがたい場合は、実態(体積等)に応じてそれぞれの施設分を計上することができるものとし、その場合は積算の際に必要な被災状況を証明できる写真、計測等を仮置場への運搬までに実施すること。
- ・堆積土砂排除事業は、二次被害のおそれや衛生上等公益上必要であれば、市町村による直接除去も積極的に実施可
- ・災害等廃棄物処理事業は、市町村が生活環境保全上の理由から撤去を行う場合は直接排除可

出典：「堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合における国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）」（令和6年10月28日）農林水産省 農村振興局整備部防災課災害対策室長、国土交通省 都市局都市安全課都市防災調整官、水管理・国土保全局防災課総括災害査定官、環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

「公共土木施設、農地農業用施設及び宅地の一括発注による堆積土砂等撤去の取扱いについて（通知）」
 堆積土砂等の事業例 <先に道路啓開を行う場合>



- ・ 各事業は、査定前着工可
 - ・ 宅地内は、事前にどの事業でやるかを決定し、契約・業者等を分ける必要はなく、一体で実施可
 - ・ 宅地内は、事後的に、災害査定申請において、分類する
 - ・ 堆積土砂の堆積厚の証拠(高さが分かる写真、計測)を残しておくこと
- ※先行して道路啓開を行う場合、公共土木施設内および農地農業用施設内における土砂等の運搬・分別・処分の数量については、それぞれで算出する

出典：「公共土木施設、農地農業用施設及び宅地の一括発注による堆積土砂等撤去の取扱いについて（通知）（令和6年10月28日）」農林水産省農村振興局整備部防災課 災害対策室長、国土交通省水管理・国土保全局防災課 総括災害査定官

(8) 災害廃棄物処理計画策定・改定に係る参考資料

① 災害廃棄物処理計画策定に活用可能なガイドライン （「モデル地域における災害廃棄物処理計画（案）」）

「令和2年度大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル（四国地方）業務報告書」（令和3年3月、中国四国地方環境事務所）において、同モデル業務で整理した内容について、地域や自治体における計画策定に活用できるガイドラインとしての機能を想定して取りまとめた「モデル地域における災害廃棄物処理計画（案）」が下表のとおり示されている。

モデル地域における災害廃棄物処理計画（案）

| (1) 基礎検討業務 | |
|------------------|--|
| ①基礎データの整理 | ア 地勢等の把握 地域の地勢、人口、産業構造、土地利用、交通等 ※必要に応じて適時更新 |
| | イ 地域防災計画 地震被害想定調査結果、県及びモデル地域の地域防災計画→想定される災害 |
| | ウ 廃棄物処理施設 地域の廃棄物処理施設等 ※必要に応じて時点整理 |
| ②災害廃棄物発生量の推計 | ア 発生量原単位 過去の災害事例等から想定災害に対応した原単位を整理 |
| | イ 発生量の算定 可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材等、種類ごとに目安となる量を算定 |
| ③既存処理施設の能力推計 | ア 試算条件の検討 既存処理施設による処理の質的・量的な制約条件 |
| | イ 試算シナリオの設定 災害廃棄物処理可能量の試算シナリオ |
| | ウ 推計の実施 既存施設での災害廃棄物処理可能量の推計 |
| ④処理戦略の検討 | ア 自区域内処理戦略 廃棄物種類別に処理方針、必要資機材、受入先のフロー |
| | イ オーバーフロー分の処理戦略（自区域外処理） ④で検討した処理可能量を大幅に超過する場合、県との調整・連携を図りつつ、県への事務委託や広域処理受入要請、民間事業者の活用、仮設処理施設の設置 |
| | ウ リサイクル可能性 廃棄物の種類ごとの適切な受入先及び受入可能量 |
| (2) 災害廃棄物処理計画の策定 | |
| ①平時対応 | ア 組織体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理を担当する組織体制と必要な人員について明確に示し、その確保の必要性を周知する。 (他部署との調整、連携について記述) ・ 災害対策本部における位置付けと権限について明確にする。 (地域防災計画との整合を考慮しつつ、実効的なものとする) |

| | |
|-------|--|
| ①平時対応 | <ul style="list-style-type: none"> 地域によって、被害状況に差がある場合、被害の軽微な自治体は、被害が大き自治体に対して可能な限りの支援を行うこととする。 (支援/受援体制について検討) 大規模災害時には、各市町が同時に被災することが考えられ、孤立しないような体制構築を検討する。 |
| | <p>イ 公的機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の自治体や県外の友好都市等との災害廃棄物対策に関する協定等について、現状と必要性について整理する。 自衛隊、消防、警察などからの支援について整理する。 国の出先機関等との情報共有や連携について整理した。 (例として、港湾管理事務所、河川国道事務所等との情報共有など) |
| | <p>ウ 民間団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物収集運搬業、廃棄物処理業、建設業、解体業等の業界団体や事業者との応援協定等について整理した。 人員や資機材の提供(収集運搬、仮置場の運営管理等)、処理施設と受入可能品目及び処理可能量等、具体的な委託内容や委託方法等について可能な限り取り決めておく。 災害発生場所(沿岸部や河川流域等)に近い事業者等と災害廃棄物対策に関する情報共有や連携について検討する。 |
| | <p>エ 職員の教育、訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、県等が主催する研修・訓練等に積極的に参加するなどして、災害廃棄物処理の基礎知識や必要な対応行動を学ぶ。 担当部署に新たに配属された職員は、処理主体である自治体職員として、災害時の役割と具体的な業務内容について研修を行う。 (特に災害廃棄物処理は国の補助事業であることを理解する) 地域で開催される防災訓練等の場で、災害廃棄物の排出方法や処理についての情報提供に努める。 |
| | <p>オ 資機材の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレ等(簡易トイレ、マンホールトイレ等含む)の必要数を算出し、その調達、設置、維持管理に関する役割分担を決める。 災害廃棄物処理に関する必要資機材の種類、数量、調達先等についてリスト化し、調達先との協定等について整理した。 |
| | <p>カ 仮置場候補地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次仮置場は、災害廃棄物を発生場所から撤去し、地域ごとに集積するものであり、概ね小学校区ごとに1ヶ所以上設置することなどを考慮して、候補地を検討することが望ましい。 二次仮置場は、一定期間にわたる選別施設等の稼働、運搬車両による廃棄物の搬入出があることを前提に、一次仮置場及び選別処理後の処理先との位置関係も踏まえて、候補地を検討することが望ましい。 仮置場候補地の検討に必要な条件については、第2章での検討内容を踏まえ、総合的な評価により優先順位をつけて確保に努めることとする。その際に必要となる調整、協議、手続等についても整理した。 仮置場候補地の具体的な記述については、検討、協議が必要となるが、発災後すぐに確保できる候補地ができるだけ多いことが望ましい。 |

| | |
|--------|--|
| ①平時対応 | <p>キ 廃棄物処理施設の災害対応力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立稼働できる非常用電源等を保有する現有施設は少なく、災害対応力は高くない。また、災害廃棄物の受入れに関して余裕がなく、老朽化に伴う処理能力の低下も考慮する必要がある。 最終処分場は、平時から分別やリサイクルを推進して処分量の削減を図る。 <p>ク 災害廃棄物処理負担軽減のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町内で実施されている建築物の耐震化、浸水対策等の防災及び減災対策により被害を軽減する施策について整理した。 住宅内に保管されている退蔵品の資源循環を促進する。 空き家対策等による災害時の廃棄物処理負担軽減を検討する。 <p>ケ 広報戦略の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の廃棄物の排出方法に関する広報の内容、広報手段について規定し準備しておく。 <p>コ 計画の定期的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画を常時有効に機能させるため、定期的な見直しが必要な項目とその適当な期間について、市町の廃棄物処理計画や地域防災計画と整合を取りつつ定める。 |
| ②緊急時対応 | <p>ア 初動行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内外での災害発生を想定し、それぞれの場合における職員の基本行動を規定する。 <p>イ 対応組織と役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な人員を速やかに確保し、災害廃棄物処理にあたる担当組織、緊急的な業務、役割分担について具体的に明示する。 (誰が、何を、いつやるのかを明確にすることが望ましい) 担当組織におけるキーマンが速やかに意思決定できることが必要。 発災後は、住民や関係機関等から問合せなどが殺到すると考えられ、各種相談窓口の設置を検討する。 受援の場合の依頼内容、協力支援を行う場合の役割と業務内容等を明確にしておく。 <p>ウ 情報収集整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理戦略、実行計画策定に必要な情報を収集し、項目、情報入手先、必要な時期、情報の使用目的についてリスト化する。 (災害の概要、処理施設の被災状況、主要道路の交通状況等) <p>エ 避難所ごみ・し尿</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所ごみ及びし尿の収集、処理体制について検討、整理した。 仮設トイレの設置や収集運搬については、民間事業者との協定等に基づき、迅速な対応が必要となる。 下水道施設の機能停止や停電による浄化槽の使用不能等について想定しておく。 <p>オ 排出ルールと広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民に対して、災害廃棄物の搬入先（仮置場）や分別、便乗ごみ防止等の排出ルールについての情報提供方法を整理した。(インターネット、防災無線など地域においてあらゆる方法を検討する) 地域によっては、仮置場や収集運搬機能が不足する場合、排出に急を要さない廃棄物については一定期間家屋敷地内にて保管し、廃棄物処理のペースが落ち着いてから排出することなども検討する。 ボランティアに対する分別の徹底等についての啓発も必要となる。(チラシの配布等、ボランティアセンターなどへの周知を行う) |

| | |
|-----------|---|
| ③復旧・復興時対応 | <p>ア 処理フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況に応じて、過去の災害事例等を参考に災害廃棄物の基本処理フローを構築する。 (一般廃棄物処理施設、廃棄物処理・リサイクル業者の活用等) 実行計画の策定に必要な情報を整理した。 (災害廃棄物発生量推計、処理フロー、処理期間) |
| | <p>イ 収集運搬体制</p> <ul style="list-style-type: none"> がれきの収集運搬に必要な資機材と体制を整理した。 (がれきの運搬にはトラックが効率的であることから産廃処理事業者や建設業者との連携が必要になる等) 収集運搬ルートについては住宅地や商業地等の生活環境に影響があるルートは避け、騒音、振動、粉塵等にも配慮する。 被災により通常の収集運搬ルートの寸断等も想定されることから、迂回ルートなどの検討も必要となる。 住宅密集地など道路が狭隘な場所においては、小型トラック等で積み出し、大型車両に積み替える等の検討も必要となる。 |
| | <p>ウ 仮置場の運営管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次仮置場の速やかな開設に際して、土地所有者や周辺住民との折衝、分別指導、便乗ごみ抑止対策、臭気や粉塵等の環境配慮対策等、必要事項について整理した。 過疎や高齢化が進んだエリアにおいては、廃棄物の排出、集積が難しい場合も想定されることから、暫定置場の設置等も検討する。 二次仮置場では、一次仮置場における配慮事項に加え、選別処理等の運営委託、搬入出の量的管理、土壌汚染対策、火災対策、環境モニタリング等についての配慮が必要になる。 |
| | <p>エ 地域特性のある廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の産業構造等に関係して大量に発生することが予想される特別な性状の廃棄物等について、その処理処分方法について整理した。 地域内の農林水産業や工場由来の廃棄物の発生が想定されるが、一般廃棄物処理施設で処理できない廃棄物は、速やかに専門処理業者に委託する等、住民に影響・不安を与えない対策を検討する。 |
| | <p>オ リサイクルの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 分別後の災害廃棄物について、種類ごとに受入先と受入可能量に関する情報収集をし、整理した。 リサイクルの方針とリサイクル率の目標設定をする。 |
| | <p>カ 自区域内処理できない廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 自区域内の処理施設では処理できない災害廃棄物について、過去の災害における処理事例を参考に処理ルートを検討する。 (県の調整などによる広域処理、民間事業者の活用、仮設処理施設の設置等) |
| | <p>キ 要管理物・有害物質</p> <ul style="list-style-type: none"> PCB含有物、危険物、毒劇物等については、他の災害廃棄物と分離して管理することが望ましく、コンクリート床と屋根がある廃棄物処理施設のストックヤード等を活用する方針とする。 思い出の品の取扱い方法については、東日本大震災の事例などをもとに整理した。 |

出典：「令和2年度大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル（中国地方）業務報告書（令和3年3月）」中国四国地方環境事務所

② 災害廃棄物処理計画改定の際に検討すべき視点、検討のポイント

各自治体が策定している災害廃棄物処理計画を改定する際に検討すべき視点及び検討のポイントについて、「令和3年度（補正繰越）災害廃棄物処理計画改定等モデル（中国四国地方）業務報告書」（令和5年3月、中国四国地方環境事務所）において、環境省本省が作成した災害廃棄物処理計画策定のための「標準ワークシート」をベースに、「計画と現状との乖離の解消」、「計画適用範囲の拡張」、「計画内容の深掘り」の各テーマに基づいて検討すべきポイントと具体的な対応が下記のとおり整理されている。

処理計画改定の際に検討すべき視点・ポイント

（凡例：●計画と現状との乖離の解消 ◆計画適用範囲の拡張 ◎計画内容の深掘り

→ は追加で検討することが望ましい事項として記載

☑ は計画改定検討の際の具体的な点検事項として記載）

| 目次 | 検討すべき視点・ポイント | 改定に関する対応 |
|------------------|--|--|
| 総則 | | |
| 1章 背景及び目的 | ●国の「指針」等の改定 ●県の処理計画等の改定 ●地域防災計画の改定 ●地域事情の変化 （高齢化・過疎化の進行、生活形態の変化、土地利用の変化、産業構造の変化など） ◆気象災害の多発 ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | ・平成30年3月改定の「指針」との整合 ・市町村の地域防災計画における最新の内容との整合 ・東日本大震災以降、平成28年熊本地震や各地で発生した大規模な気象災害などから得られた教訓の取入れ |
| 2章 本計画の位置づけ | ●計画の位置付け ●地域防災計画の改定 | ・「指針」図1-3-1を参照。地域ブロック（協議会、行動計画）について追加 ・地域防災計画への位置づけ |
| 3章 基本的事項 | | |
| (1) 対象とする災害 | ●地震被害想定調査報告書の改定 ●地域防災計画の改定 ◆気象災害の多発 | ・近年頻発している台風や大雨による風水害、土砂災害等の想定を追加 ・市町村の地域防災計画における想定災害について検討 →自区域で想定される最大被害 |
| (2) 対象とする災害廃棄物 | ◆風水害等により発生する災害廃棄物 | 地震と風水害等によって発生する災害廃棄物の性状や排出の特徴の違いについて記述 |
| (3) 災害廃棄物処理の基本方針 | ●一般廃棄物処理基本計画の改定 ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | ・自区域内の事情や過去の災害事例を参考に方針を検討 ・必要に応じてSDGsの観点などを導入 ・計画の柔軟な見直し |
| (4) 処理主体 | ●一般廃棄物処理基本計画の改定 ●現行協定の改定、新たな協定 | 処理主体は市町村だが、一部事務組合等と密接な関係がある場合は、それぞれの役割分担を明確化 |
| (5) 地域特性と災害廃棄物処理 | ●地域事情の変化 （高齢化・過疎化の進行、生活形態の変化、土地利用の変化、産業構造の変化など） ◆気象災害の多発 ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | ・地域の気候等による災害廃棄物対策の特徴と課題 ・人口動態や生活形態の変化による災害廃棄物対策の特徴と課題 ・地域の産業等による災害廃棄物対策の特徴と課題 |
| (6) 気候変動適応策 | ◆「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン（令和元年12月）」の策定 | 「ガイドライン」を基に気候変動適応策における災害廃棄物対策の位置づけや災害廃棄物処理プロセスの適応策について記述 |
| (7) 教育訓練・研修 | ◎地域ブロック協議会や県が主催する研修、訓練の実施 ◎被災経験や過去の災害事例から得た | ・実効性のある研修、訓練の実施に関する内容や頻度 ☑職員意識向上とスキルアップ、連携体制の構築 |

| 目次 | 検討すべき視点・ポイント | 改定に関する対応 |
|-------------------------------------|--|--|
| | 知見・教訓 | <input checked="" type="checkbox"/> 計画の実効性の検証 ・人事異動を前提とした継続的な対応の検討 →戦略的かつ実践的な研修訓練の継続的な実施 |
| (8) 新型インフルエンザ、感染症等の対策が必要な期間の災害廃棄物処理 | ◆「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）の策定 ◆「廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2年9月）の策定 | 「ガイドライン」に基づいて感染対策の実施について記述 <input checked="" type="checkbox"/> 避難所でのごみの捨て方に関する周知 <input checked="" type="checkbox"/> 現場作業員の感染予防対策 <input checked="" type="checkbox"/> 広域処理・委託処理時の感染拡大防止策 <input checked="" type="checkbox"/> マスクや防護服、消毒液の確保 |
| 災害廃棄物対策 | | |
| 1章 組織体制・指揮命令系統 | | |
| (1) 市町村災害対策本部 | ●地域防災計画の改定 ●庁内の体制、組織の改編 ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | ・災害対策本部の組織改編などについて反映 |
| (2) 災害廃棄物対策の担当組織 | ●地域防災計画の改定 ●庁内の体制、組織の改編 ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | ・役割分担を具体化した体制構築を検討 →担当業務ごとに必要な人員、連携が必要な部署などを記述 →地域防災計画への記載 |
| 2章 情報収集・連絡 | | |
| (1) 市町村災害対策本部との連絡及び収集する情報 | ●必要な情報の収集 ●情報共有と連絡体制 ◆気象情報等の精度向上 | ・必要な情報の内容、情報の入手先、情報取得の目標期限の整理 →効率よく情報を収集するための連絡調整員配置の検討 ・情報共有と連絡手段の確認、整理 ・風水害は気象情報等であらかじめ予測できるので、発災前の準備について情報共有 ・住民への情報発信、広報 |
| (2) 県との連絡及び報告する情報 | ●必要な情報の収集 ●情報共有と連絡体制 | ・必要な情報の内容、情報の入手先、情報取得の目標期限の整理 →県からの連絡調整員の受け入れ ・情報共有の窓口と連絡手段の確認、整理 →防災通信システム等の活用 |
| (3) 国、近隣都道府県等との連絡 | ●必要な情報の収集 ●情報共有と連絡体制 | ・必要な情報の内容、情報の入手先、情報取得の目標期限の整理 →国からの連絡調整員の受け入れ ・情報共有の窓口と連絡手段の確認、整理 |
| 3章 協力・支援体制 | | |
| (1) 自衛隊・警察・消防との連携 | ●地域防災計画の改定 ●災害廃棄物の撤去等に係る連携マニュアル ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | ・自衛隊は県を通じて派遣要請 →公共性・緊急性・非代替性の原則に基づく支援要請の手順を整理 ・道路上の災害廃棄物の撤去 →自衛隊、警察、消防等への連絡、他部署との連携について手順を確認 |
| (2) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援 | ●現行協定の改定、新たな協定 ●県災害廃棄物処理計画の改定 ●地域ブロック協議会における災害廃棄物対策行動計画の策定・改定 ●D. Waste-Net ●災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク） ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | ・現行協定の見直し、新たに締結した協定、協定発動の手順の整理 <input checked="" type="checkbox"/> 協定発動の手順、役割分担 <input checked="" type="checkbox"/> 災害廃棄物処理に関する内容の確認、連絡先等の記載 <input checked="" type="checkbox"/> 協定先の拡大（友好都市等）の検討 ・不足するリソースの点検と受援体制の整備 ※受援体制の整備については「指針技術資料（技8-3）」参照 ・県との情報共有、県内への調整依頼に関する事項の整理 ・地域ブロック協議会の行動計画に基づいた、県を越える広域体制の検討 ・国（環境省）支援制度の活用 |

| 目次 | 検討すべき視点・ポイント | 改定に関する対応 |
|-----------------------|--|---|
| | | →D. Waste-Net、人材バンク |
| (3) 民間事業者団体等との連携 | ● 現行協定の改定、新たな協定 ◎ 被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | ・ 現行協定の見直し、新たに締結した協定、協定発動の手順の整理 ☑ 協定発動の手順、役割分担 ☑ 災害廃棄物処理に関する内容の確認、連絡先等の記載 ☑ 協定先の拡大の検討 ・ 業務委託の場合は、透明性及び競争性に基づいた発注方法の検討 |
| (4) ボランティアとの連携 | ● 災害廃棄物の撤去等に係る連携マニュアル ◎ 被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | ・ 社会福祉協議会との連携 ・ 災害ボランティアセンターへの情報提供 → 分別ルール等の周知徹底 |
| (5) 災害廃棄物処理の事務委託、事務代替 | ● 県災害廃棄物処理計画の改定 | ・ 市町村から県への事務委託スキームの整理 |
| 4章 住民等への啓発・広報 | ◎ 広報の手段 ◎ 混合廃棄物の発生抑制 ◎ 排出秩序の形成 ◎ 被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | ・ 平時から災害ごみの排出ルールなどを広報 → ごみ出しカレンダー、広報誌等・あらゆる手段を用いて広報を行う準備 ☑ HPの掲載原稿やチラシの作成 ☑ メディアとの協力体制 ※ 「指針 技術資料（技25-1、25-2）」参照 ・ 発災後は災害ごみの分別及び排出方法、仮置場設置場所、持ち込みルール等についてあらゆる手段で広報 → 避難所や仮置場でのチラシ配布は効果的・住民だけでなくボランティアにも周知徹底 → ボランティアセンターであらかじめ周知 ・ メディアによる報道の活用 |
| 5章 一般廃棄物処理施設等 | | |
| (1) 一般廃棄物処理施設の現状 | ● 一般廃棄物処理基本計画の改定 ● 「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」の改訂 ● 施工メーカーや運転管理業者との契約 ◆ 「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン」の策定 ◎ 事業継続計画（BCP）の策定 | ・ 施設の運営実態及び正味の処理能力の把握 ・ 「マニュアル」や「ガイドライン」に基づいて、施設の災害対応力について点検し、強化策について検討、整理 → 耐震化や近年頻発する気象災害への対策の強化（非常用電源設置、浸水対策、燃料・薬剤等の備蓄など） ・ 地域の防災拠点としての機能の点検 ・ 大規模災害から得られた知見や教訓を反映し、施設を再建・回復できる条件の整備 → 人員、施設・設備、ライフライン、情報等の資源の確保と対応 ・ 被災により施設が停止した場合の検討 ・ 施工メーカーや維持管理業者と連携し、施設の状況を把握 → 緊急時における人員確保やメーカー等の対応力について考慮 |
| (2) 仮設トイレ等し尿処理 | ● 被害想定、関連データの更新 ● 現行協定の改定、新たな協定 ◎ 被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | ・ 仮設トイレ必要基数のデータ更新 ・ し尿の収集運搬車両数や仮設トイレの備蓄数の把握 ・ 仮設トイレの調達、し尿の収集運搬及び処理に関する協定の確認 → 仮設トイレの調達、設置・撤去、維持管理について、担当部署が異なる場合があり、確認が必要 ・ 速やかな協定の発動、業務委託について確認 |

| 目次 | 検討すべき視点・ポイント | 改定に関する対応 |
|-----------------|---|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設や収集運搬業者の被災時における対応について検討 ・仮設トイレし尿収集計画の作成 ・避難所等の利用者による使用方法や衛生管理について検討 広報 →ごみ出しカレンダー、広報誌等 <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる手段を用いて広報を行う準備 ☑HPの掲載原稿やチラシの作成 ☑メディアとの協力体制 ※「指針技術資料（技25-1、25-2）」参照 |
| (2) 仮設トイレ等し尿処理 | | <ul style="list-style-type: none"> ・発災後は災害ごみの分別及び排出方法、仮置場設置場所、持ち込みルール等についてあらゆる手段で広報 →避難所や仮置場でのチラシ配布は効果的 ・住民だけでなくボランティアにも周知徹底 →ボランティアセンターであらかじめ周知 ・メディアによる報道の活用 |
| (3) 避難所ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ●被害想定、関連データの更新 ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所ごみ発生量のデータ更新 ・避難所ごみの分別ルール、保管場所の確認 ・通常の生活ごみとは少し性状が異なることに留意 ・避難所ごみの収集運搬体制の確認（協定等）と避難所ごみ収集計画の作成 |
| 6章 災害廃棄物処理対策 | | |
| (1) 災害廃棄物処理の全体像 | | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な流れにおける廃棄物処理及びマネジメント ※災害廃棄物情報プラットフォーム（国立環境研究所）参照 |
| (2) 発生量・処理可能量 | <ul style="list-style-type: none"> ●国の「指針」等の改定 ●地震被害想定調査報告書の改定 ●地域防災計画の改定 ●被害想定、関連データの更新 ●地域事情の変化（人口及び世帯数の減少） ●処理施設の現状把握 ●現行協定の改定、新たな協定 ◆気象災害の被害想定 ◆気象災害における災害廃棄物の処理事例 ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生量推計値のデータ更新 ・水害による災害廃棄物発生量については、発災前に被害の様相を予測することが難しいため、最も自区域の事情に合った方法を採用して推計 ☑過去の災害事例を参考にした被害想定に基づいて、建物の被害棟数に発生原単位を乗じる ☑ハザードマップによる被災予測範囲の建物被害棟数に発生原単位を乗じるなど ※災害廃棄物の組成については「指針技術資料（技14-2）」や過去の災害事例等を参照 ・処理施設の現状に関するデータ（処理能力、年間処理量、使用年数等）を更新して処理可能量を算出 →型式、受入基準、老朽化に伴う処理能力低下などの運転実態を考慮する ・被害状況を踏まえた処理の検討 →被害報等による発生量推計、施設の被災程度の把握 →支援要請の手順確認 |
| (3) 処理スケジュール | <ul style="list-style-type: none"> ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント、進捗管理の目線 →タイムライン等の活用 ・住民の生活場所付近に発生した廃棄物や腐敗性廃棄物の早期撤去 |

| 目次 | 検討すべき視点・ポイント | 改定に関する対応 |
|-----------|--|--|
| (4) 処理フロー | <ul style="list-style-type: none"> ●一般廃棄物処理基本計画の改定 ●県災害廃棄物処理計画の改定 ●現行協定の改定、新たな協定 ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・発生量及び処理可能量の更新データ組成割合をもとに処理フローを作成 →処理、再資源化の受入先確保 ※処理フローの作成については「指針技術資料（技15）」参照 ・処理先の適宜見直し ・業務委託の場合は、透明性及び競争性に基づいた発注方法の検討 |
| (5) 収集運搬 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画の改定 ●被害想定、関連データの更新 ●地域事情の変化（過疎化・高齢化の進行） ●現行協定の改定、新たな協定 ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・自区域内の収集運搬資機材について把握 ・ハザードマップ等を参考に冠水地域や災害時に運行不能なルートの把握 ・離島における島外搬出など、地域事情に合わせた検討 ・独居高齢者など「排出弱者」への対応について検討 ※「指針技術資料（技17-2～17-4）」参照 ・災害廃棄物発生状況や収集運搬ルート、車両等の被災状況の確認 ・支援が必要な内容と支援先について整理 →支援要請の手順確認 ・渋滞緩和策の検討 ・災害廃棄物処理の進行に伴って運搬先や運搬ルートの見直し ・業務委託の場合は、透明性及び競争性に基づいた発注方法の検討 |
| (6) 仮置場 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画の改定 ●地域事情の変化（土地利用の変化） ●現行協定の改定、新たな協定 ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場候補地の用途や利用状況の確認 ・関連部署との内部調整、地元説明等について検討 ・仮置場の管理運営において必要となる資機材の整理 ・仮置場の早期開設と分別ルール周知 →勝手仮置場の出現防止、混合廃棄物の発生抑制 ・水害由来の廃棄物は発災直後から分別精度の低い状態で排出される傾向にあることに留意 ・仮置場管理・運営体制の構築と具体的な運営方法 →職員配置、応援派遣、業者委託 ☑受付でのチェック項目 ☑交通誘導、荷下ろし、分別等の人員配置 ☑数量管理 ☑不法投棄対策 ☑安全・環境対策 ☑利用者への広報（チラシ等） ☑有害物・危険物の保管など ・業務委託の場合は、透明性及び競争性に基づいた発注方法の検討 ・レイアウトは、左折入場、時計回り、左折退場を基本にする ・土砂災害等の場合、大量の土砂混じりがれきを集積、保管する仮置場も必要 ・進捗管理（数量管理）の徹底 ・利用期間終了後の現状復旧と返還手順の検討 ☑未舗装の土地などの場合、利用前後の土壌調査 ☑現状復旧方法の検討 |

| 目次 | 検討すべき視点・ポイント | 改定に関する対応 |
|-----------------------------|--|--|
| (7) 環境対策、モニタリング | <ul style="list-style-type: none"> ●地域事情の変化 (土地利用の変化) ◆熱中症の増加 ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場候補地周辺の状況の変化に対応した環境対策の検討 ・夏季の熱中症対策など、作業員の健康や労働環境に配慮した対策の検討 ・必要に応じて、仮置場や家屋解体の現場等で実施 |
| (8) 損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体) | <ul style="list-style-type: none"> ●地域事情の変化 (生活形態の変化) ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災が想定されるエリアでの空き家の把握 ・公費解体等の制度活用に関する対応の検討 ・解体申請窓口の設置 →公費解体制度の活用への対応 ・関連部署との連携による解体工事の発注業務 ・石綿を含有する建材への留意 ・建設リサイクルの推進 |
| (9) 選別・処理・再資源化 | <ul style="list-style-type: none"> ●処理施設の現状把握 ●現行協定の改定、新たな協定 | <ul style="list-style-type: none"> ・処理、再資源化の具体的な受入先と受入条件の検討 →リスト化して連絡先等を記載 ・組合施設の場合、他の構成自治体からも災害廃棄物が搬入される可能性があり、処理能力が不足する可能性を考慮 |
| (10) 最終処分 | <ul style="list-style-type: none"> ●最終処分場の現状把握 ●現行協定の改定、新たな協定 ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な受入先と受入条件の検討 ・業務委託の場合は、透明性及び競争性に基づいた発注方法の検討 |
| (11) 広域的な処理・処分 | <ul style="list-style-type: none"> ●現行協定の改定、新たな協定 ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・県を窓口とした県内外の処理施設、地域ブロック協議会、民間事業者の活用 ・具体的な受入先と受入条件の検討 |
| (12) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策 | <ul style="list-style-type: none"> ●PRTR法(化学物質排出移動量届出制度) ●地域事情の変化 (生活形態の変化産業構造の変化など) ●現行協定の改定、新たな協定 ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の産業や事業所に由来する処理困難物の発生 ・有害物質の保管場所等の把握 ・発生場所等の把握 →排出者や関連部署との情報共有 ・仮置場等における適正な分別と安全な保管 ・処理方法や受入先について具体的に検討 ・専門業者等に回収、処理を委託する手順の確認 |
| (13) 津波堆積物(津波の被害の可能性のある市町村) | <ul style="list-style-type: none"> ●地震被害想定調査報告書の改定 ●地域防災計画の改定 | <ul style="list-style-type: none"> ・津波による建物被害、浸水予想区域の確認 ・堆積場所によっては、災害廃棄物処理に該当しない場合があることに留意 |
| (14) 水害による廃棄物への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ◆気象災害の多発 ◆水害等により発生する災害廃棄物 ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・水害等によって発生する災害廃棄物の性状や排出の特徴 ・水濡れ、土砂の付着や混合、腐敗による処理困難性 ・混合廃棄物が発生しやすく、分別精度が低下することで、処理方法や受入先が限定的 |
| (15) 思い出の品等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・優良事例を参考に保管と返却について検討 |
| (16) その他地域特性のある災害廃棄物処理対策 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域事情の変化 (生活形態の変化、産業構造の変化など) ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の産業や事業所に由来する災害廃棄物の発生 ・発生場所等の把握 →排出者や関連部署との情報共有 ・処理方法や受入先について具体的に検討 |
| 7章 災害廃棄物処理実行計画の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ◎被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて作成し、処理の進捗状況に伴って適宜見直し →発生量(処理量)、処理方法(処理フロー)、処理スケジュールについて具体的に検討 |

| 目次 | 検討すべき視点・ポイント | 改定に関する対応 |
|------------------|---|---|
| 8章 処理事業費等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」の改訂 ◎ 被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金の活用の検討 ・ 災害報告書の作成 → 関連部署との連携が必要 ☑ 根拠資料の収集・整理（契約書類、帳票類、写真等） ※ 土砂災害等における国交省との連携事業等、他の制度活用も可能 ・ 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の活用の検討 |
| 9章 災害廃棄物処理計画の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ● 国の「指針」等の改定 ● 県の処理計画等の改定 ● 地域防災計画の改定 ● 庁内の体制、組織の改編 ● 地域事情の変化 | <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて適宜見直し ☑ 想定災害や被害想定の見直し ☑ 国の諸法令や指針等の改定 ☑ 県の処理計画等の改定内容 ☑ 協定先、処理施設、仮置場候補地など自区域内の状況の変化 ☑ 組織体制の変更等による体制の見直し |

出典：「令和3年度（補正繰越）災害廃棄物処理計画改定等モデル（中国四国地方）業務報告書（令和5年3月）」中国四国地方環境事務所

(9) 仮置場設置運営手順書の骨子案 参考事例

四国ブロック内の自治体が、仮置場設置運営手順書を作成する際の参考となるよう、「仮置場設置運営モデル（中国四国地方）業務」（※）（以下、「仮置場設置運営モデル業務」という。）のモデル自治体の仮置場設置運営手順書の骨子案を以下に示す。

仮置場設置運営モデル業務の詳細等は、中国四国環境事務所のウェブページ（https://chushikoku.env.go.jp/recycle/post_29.html）に公表されている仮置場設置運営モデル業務報告書を参照のこと。

※ 中国四国地方環境事務所が令和4年度に実施した（※令和5年度時点）、災害発生時に必要となる仮置場の設置運営等に必要な事項等を平時より検討し、整理するための支援を目的とした業務。仮置場候補地の検討、仮置場の設置運営に係る事項の検討、現地調査、実地訓練の実施等を行った。

米子市一次仮置場設置運営手順書案 目次

はじめに

手順書のポイント

- (1) 使用場面等
- (2) 前提

1 必要な資機材と人員の確保

1-1 使用可否及びレイアウト図の確認

(参考) 仮置場のレイアウト図の検討の方法（※1）

1-2 仮置場開設に向けた準備

(参考) 搬入車両の渋滞緩和策（ファストレーンの設置）

1-3 必要な資機材の確保・配置検討

(1) 災害廃棄物の処理に必要な資機材の確保

(2) 災害廃棄物の管理に必要な資機材の確保

1-4 運営に必要な人員の確保・配置検討

(1) 人員の安全衛生のための保護具等の確保

(2) 人員の確保と配置

1-5 留意事項の確認・徹底

2 住民への広報

3 仮置場の開設・運営

3-1 開設・運営に係る実施事項全般

(1) 仮置場内作業

(2) 火災防止対策

(3) 土壌汚染の防止対策

(4) 飛散防止対策

(5) 悪臭及び害虫発生の防止対策

(6) 粉じん発生の防災対策

(7) 作業員の安全管理

(8) 仮置場保管量の把握

(9) 受入停止の判断

3-2 災害廃棄物の搬入に係る特記事項（※2）

3-3 災害廃棄物の搬出に係る特記事項

(1) 搬出先の確認

(2) 搬出ルールの検討

(3) (緊急的な搬出が必要な場合) 一括委託による搬出

出典：「令和3年度(補正繰越)災害廃棄物処理に関する仮置場設置運営モデル(中国四国地方)業務報告書(令和5年3月)」環境省中国四国地方環境事務所を基に作成

※ モデル地域のうち、徳島中央ブロックは米子市とほぼ同様の目次構成である。米子市の手順書案の目次との相違点は以下のとおり。

※1：徳島中央ブロックでは、「レイアウト図の検討の方法」

※2：徳島中央ブロックでは、「災害廃棄物の搬入に関する特記事項」

宇部市一次仮置場設置運営手順書案 目次

手順書のポイント

- (1) 使用場面等
- (2) 前提
- 1 仮置場の確保
 - (1) 仮置場の確保
 - (2) 関係機関及び市民への情報伝達
(参考) 仮置場における分別とレイアウト図
- 2 必要な資機材の確保と配置
 - (1) 必要な資機材の確認
 - (2) 調達方法の検討
 - (3) 応援要請の実施
 - (4) 資機材貸借等の契約の締結
 - (5) 必要な資機材の配置
- 3 運営管理体制の確立
 - (1) 運営管理体制の決定
 - (2) 必要人員の決定
 - (3) 必要人員の確保
 - (4) 管理上の注意点の周知等
- 4 仮置場管理の外部委託
 - (1) 外部委託方針の決定
 - (2) 外部委託先候補の検討
 - (3) 運営管理委託契約
 - (4) 外部委託先の受入れ
- 5 住民への説明・広報
- 6 仮置場の管理・運営
 - (1) 管理・運営
 - (2) 火災防止措置
 - (3) 安全対策・環境保全対策
 - (4) 市民への情報伝達
- 7 (設置後に継続的に実施) 仮置場追加等の検討
 - (1) 搬入済廃棄物量の把握
 - (2) 搬入停止する仮置場の判断
 - (3) 追加する仮置場の選定
 - (4) 追加仮置場の設営
 - (5) 追加仮置場に関する住民への広報

(6) 県への仮置場の要請等

8 搬出の実施

(1) 廃棄物の管理状態の確認

(2) 搬出先の確認

(3) 搬出に関する仕様の検討

(4) (緊急的な搬出が必要な場合) 搬出先及び搬出先までの運搬手段の検討・確保

(5) 搬出ルールの検討、搬出の実施

(6) 仮置場の閉鎖

出典：「令和3年度（補正繰越）災害廃棄物処理に関する仮置場設置運営モデル（中国四国地方）業務報告書（令和5年3月）」環境省中国四国地方環境事務所

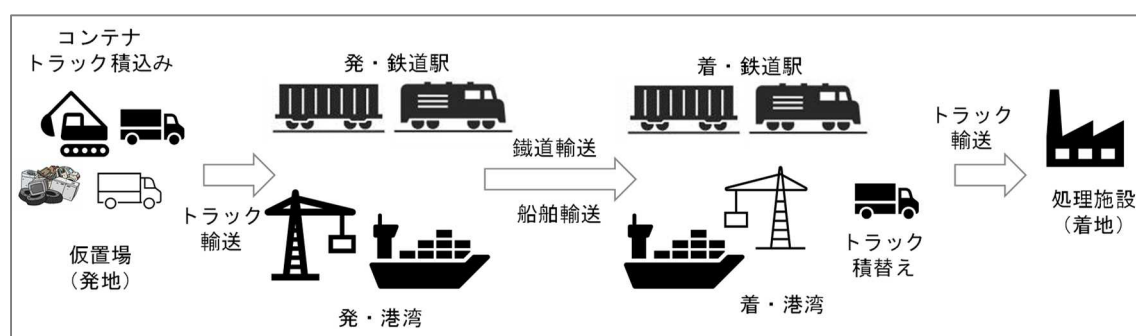
(10) 広域輸送の手引き

鉄道輸送・船舶輸送を用いた災害廃棄物の広域輸送の流れは以下のとおり。

災害廃棄物処理の検討の中で、処理先の確保から県外の広域処理先を活用することが必要となった場合、処理先との鉄道ルートと船舶輸送の対比から輸送効率の高い方法を選択し、手順に従って輸送を行う。

※広域輸送の検討においては、事前の被害想定は難しいことから、ここでは道路・鉄道・港湾のインフラは、利用できる条件が整っていることを前提に、望ましい輸送モードを選択する手順を整理している。実際の災害時には、道路・鉄道・港湾のインフラの施設被害状況を把握したうえで、実際に利用が可能な施設の中から広域輸送方法を選択・判断することになる点に注意する必要がある。

図表 1 鉄道輸送・船舶輸送を用いた輸送の流れ



鉄道輸送・船舶輸送を用いた「広域輸送の手順の流れ」については、既往調査成果から次頁のとおり。

① 鉄道・港湾の分布

四国ブロックにおける鉄道施設と港湾施設の分布は、下記のとおり全ての県において、複数の港湾と鉄道駅が立地しており、船舶・鉄道輸送を選択できない環境にはない。

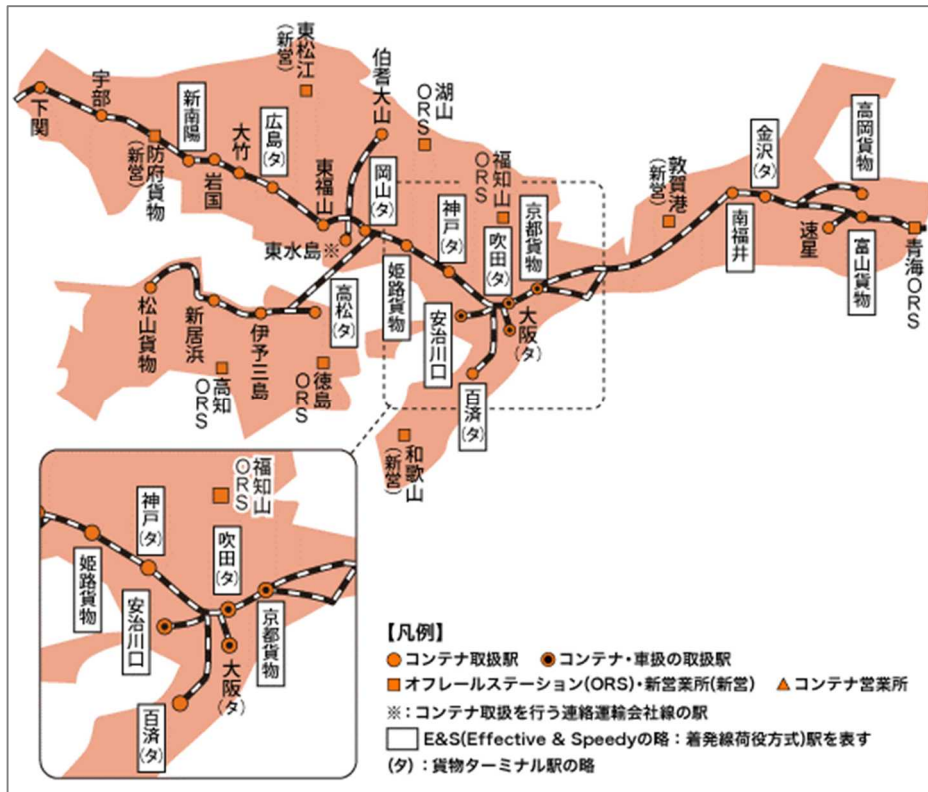
市町村役場から鉄道駅・港湾まで、120分を大幅に超えてしまう市町村は、数か所程度であり、災害廃棄物の広域輸送において、港湾・鉄道を選択できない市町村はないと考える。

図表 2 四国ブロックの県別の鉄道駅・港湾の立地状況

| 県名 | 鉄道駅（JRコンテナ取扱駅） | 重要港湾 |
|-----|----------------|------------------------------|
| 徳島県 | 徳島（ORS※） | 徳島小松島港、橘港 |
| 香川県 | 高松貨物ターミナル | 高松港、坂出港 |
| 愛媛県 | 新居浜、松山貨物 | 松山港、三島川之江港、宇和島港、今治港、新居浜港、東予港 |
| 高知県 | 高知（ORS※） | 高知港、須崎港、宿毛湾港 |

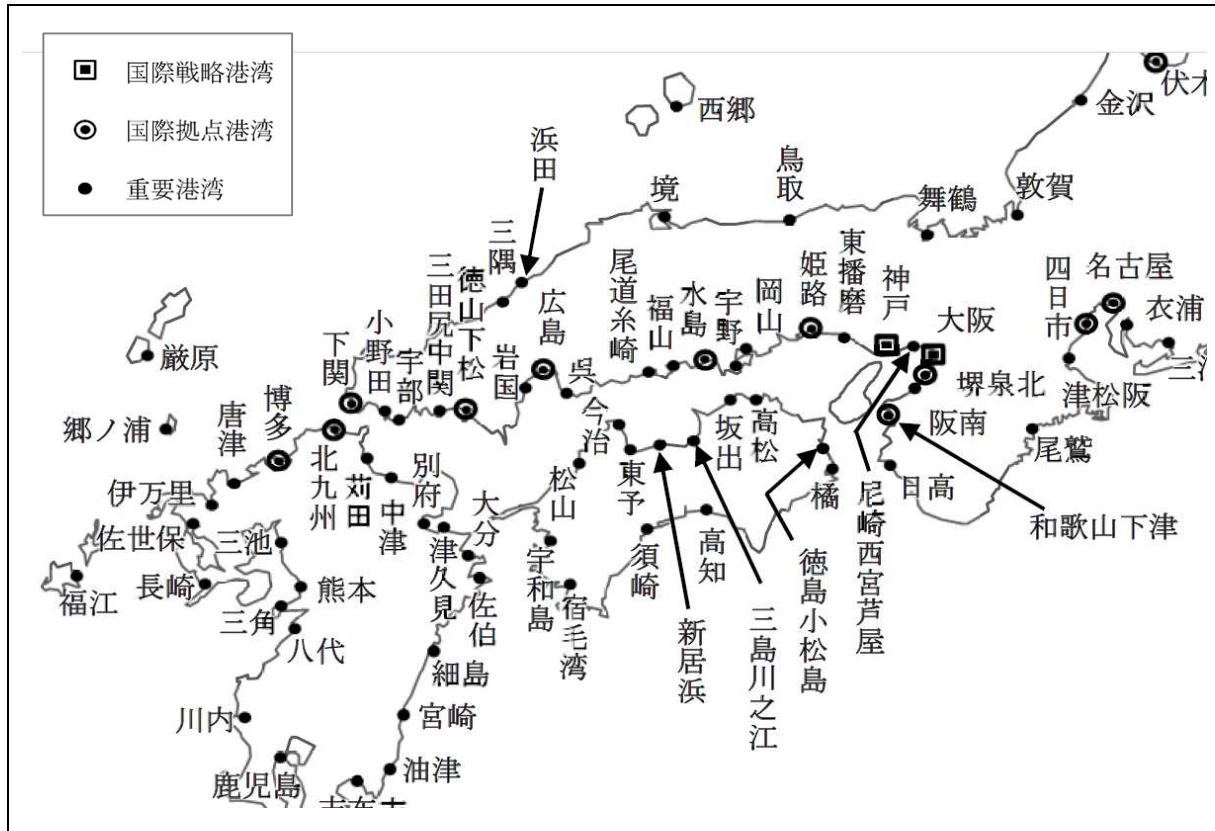
※ORS＝オフレールステーション

図表 3 鉄道施設（コンテナ取扱駅）の分布



出典：「エリア別サービス案内 関西支社（令和6年2月）」日本貨物鉄道株式会社

図表 4 国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾の分布



出典：「港湾管理者一覧表」（令和6年4月1日）国土交通省港湾局より一部抜粋

② 鉄道輸送・海上輸送のメリット・デメリット

既往調査において、鉄道輸送・海上輸送のメリット・デメリットが報告されている。

令和6年能登半島地震の取組整理をふまえると、輸送時の飛散防止等の対策から「コンテナ」を用いた輸送が望ましい。コンテナの調達ที่難しい場合は、フレコンパックによる代替措置対応が重要である。

鉄道輸送と海上輸送では、鉄道コンテナの流通量が海上コンテナに比べて少ないことから、コンテナの調達を考えると海上輸送の方が活用しやすいと言えるものの、両輸送手段共に、専門性の高い領域であることから、輸送手段の選択は運送事業者等専門家のアドバイスをもらいながら実施することが重要である。

図表 5 鉄道輸送・海上輸送のメリット・デメリット

| | | |
|------|-------|---|
| 鉄道輸送 | メリット | <ul style="list-style-type: none"> ・大量の災害廃棄物を一度に輸送することが可能である。 ・利用運送事業者を選択すれば、一つの契約で一貫運送事業サービスを受けられる（契約処理を効率化できる）。 ・コンテナへの積み込みを適切に対処できれば危険物の輸送が可能である。 |
| | デメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道による運送事業者が限られる。 ・鉄道コンテナの調達が必要である（海上コンテナより流通量が少ない）。 ・鉄軌道のルート、貨物駅の配置等の制約がある。 ・旅客用列車の運行が優先され、貨物運搬用列車のダイヤ確保が難しい。 ・鉄道コンテナに対応した車両の確保が難しい。 |
| 海上輸送 | メリット | <ul style="list-style-type: none"> ・大量の災害廃棄物を一度に輸送することが可能である。 ・利用運送事業者を選択すれば、一つの契約で一貫運送事業サービスを受けられる（契約処理を効率化できる）。 |
| | デメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の輸送ができない。 ・災害廃棄物の運搬実績を有する船舶事業者（運送事業者）が限られる。 ・船舶が入出港できる港湾施設の能力を有する必要がある。 ・コンテナを取り扱える港湾が望ましい。 ・災害廃棄物を積み込みできる海上コンテナの確保が難しい。 |

出典：「令和5年度大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務報告書（令和6年3月）」環境省中国四国地方環境事務所を基に一部変更

③ 鉄道輸送・海上輸送を用いた広域輸送の選択条件について

鉄道及び海上輸送を用いた広域輸送を選択する条件としては既往調査成果から以下のとおり。

被災自治体における処理能力に対して、大幅な災害廃棄物の発生量が過大となり、他自治体や民間の処理事業者の協力を得て処理せざるを得ない場合、処理先まで輸送する必要が生じる。

輸送方法については、単にトラック輸送だけに頼った手法選択ではなく、また、輸送時に飛散させることなく、輸送時の二酸化炭素排出量を軽減する方法の選択、輸送費用の軽減、計画的な輸送による効果の高い、鉄道や海上輸送方法の検討が望ましい。

鉄道輸送、海上輸送それぞれの輸送条件を理解し、輸送先別の輸送ルートから、最適な輸送手段を選択する。

図表 6 広域輸送の選択条件

| 選択条件 | 選択条件の概要 |
|-----------|---|
| 処理量 | <ul style="list-style-type: none"> 被災自治体における処理能力に対して災害廃棄物の発生量が過大で、長期の処理期間が見込まれる場合が想定される。 事例では、初動期の分別処理が滞り混合廃棄物が過大に発生したケースや住宅被害が過大で解体処理されたシュレッダーダストなどの特定品目が集中して発生したケースなどにおいて広域輸送が選択されている。 |
| 輸送量・輸送距離 | <ul style="list-style-type: none"> 一度にまとまった輸送量が発生するケース、長距離輸送（片道の目安＝鉄道：250km、海上 500km）が必要なケースでは、鉄道・海上輸送の選択を検討すべき。 |
| 鉄道輸送の利用条件 | <ul style="list-style-type: none"> 鉄道用コンテナの調達・使用 発地～仕向地における鉄軌道の確保、貨物対応駅の適正配置（発災後の被災状況、復旧見通し） 貨物運搬用列車の確保、旅客便との調整、前後のトラック運送事業者の確保 など |
| 海上輸送の利用条件 | <ul style="list-style-type: none"> 船舶用コンテナの調達・使用 発地～仕向地における利用港湾の確保、港湾施設の利用可否（岸壁・航路の安全など） 港湾施設の能力＝水深 5 m以上、岸壁 120m以上、クレーン設備、コンテナ滞留スペース 貨物運搬船の確保、港湾荷役事業者・荷役施設の確保、前後のトラック運送事業者の確保 など |

出典：「令和 5 年度大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務報告書（令和 6 年 3 月）」環境省中国四国地方環境事務所

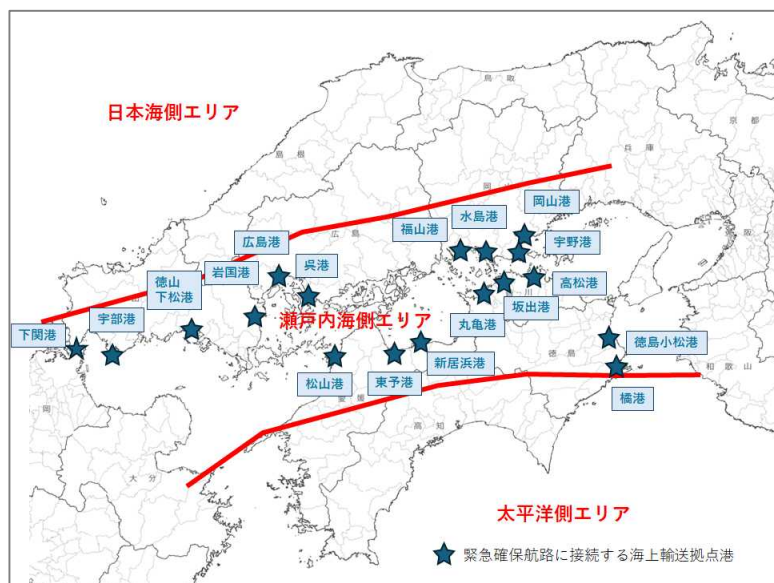
④ 南海トラフ発生時における海上輸送手段の選択について

四国・中国ブロックは、南海トラフ発生時において大きな被害を受けるエリアと、それ以外のエリアでは、航路・港湾の復旧の優先順位に違いがあることが示されている。このことにより、南海トラフ発生時とそれ以外の災害に区別し、また、四国・中国ブロックを、津波被害の規模からブロック分けし、海上輸送の輸送手段の選択について整理する。

○地域ブロック別の輸送手段選択の条件

| ブロック | エリア区分 | 南海トラフ発生時 | それ以外の災害時 |
|------------|--------------|--|--|
| 四国 ブロック | 太平洋側 エリア | 南海トラフ発生時は、大規模な津波被害を受ける恐れあり。航路及び港湾の啓開が行われるが、「瀬戸内海に係る緊急確保航路」が優先されるため、航路・港湾利用開始順位は、瀬戸内海側よりも遅くなる。 | 直下型地震や風水害の発生箇所によるため、その他のエリアと条件は変わらない。航路・港湾の啓開状況により、海上輸送の選択を行う。 |
| | 瀬戸内海側 エリア | 南海トラフ発生時は、津波被害を受ける恐れがある。「瀬戸内海に係る緊急確保航路」に指定されている航路・港湾が優先して啓開される。複数ある航路・港湾が順次啓開されることから、国土交通省四国整備局等に確認し、利用できる箇所から選択する必要がある。 | 条件は上に同じ。 |
| 中国 ブロック | 瀬戸内海側 エリア | 条件は四国ブロック瀬戸内海エリアに同じ。 | 条件は上に同じ。 |
| | 日本海側 エリア | 南海トラフ発生時は、瀬戸内海側エリアに比べ被災規模は少ない。海上輸送の選択が可能である。 | 条件は上に同じ。 |

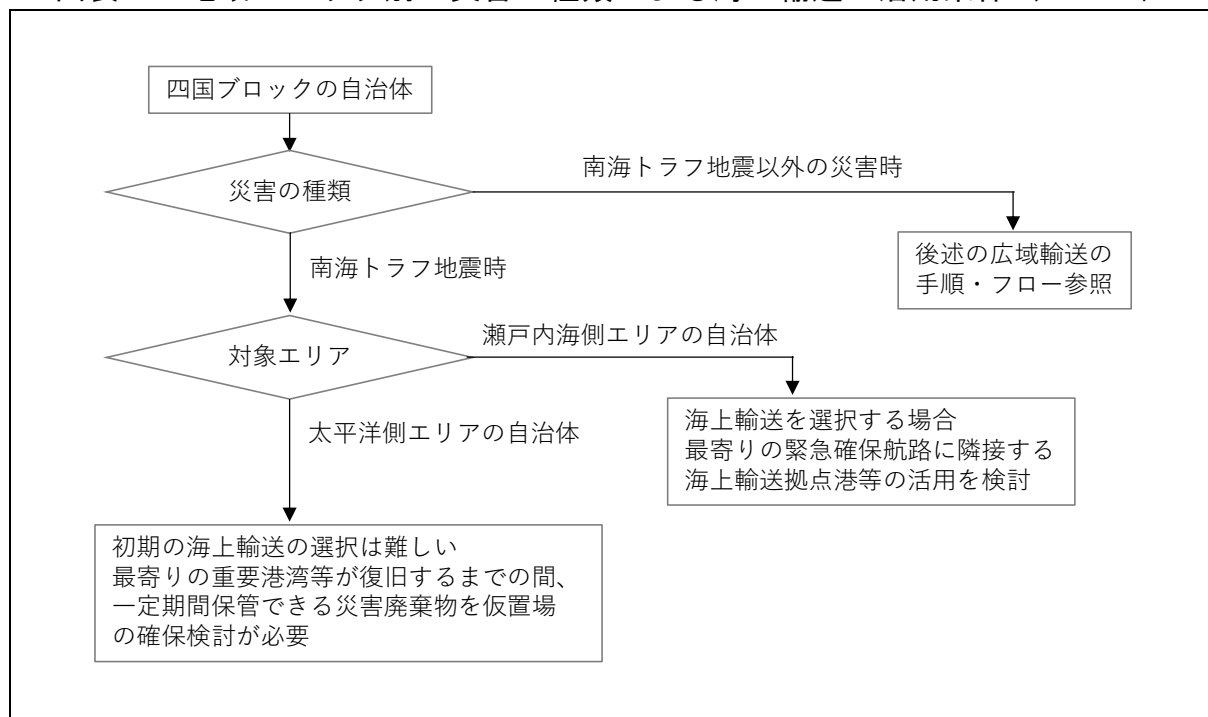
図表 7 南海トラフ地震におけるブロック区分と海上輸送拠点港



出典：「地理院地図（電子国土WEB）」国土地理院地図を基に作成

中国・四国ブロック内の自治体においては、災害の種類と対象エリア区分から、災害初期時において利用検討できる港湾施設が限定される。下記活用条件（フロー）をもとに、利用港湾選択を行う。

図表 8 地域ブロック別・災害の種類による海上輸送の活用条件（フロー）



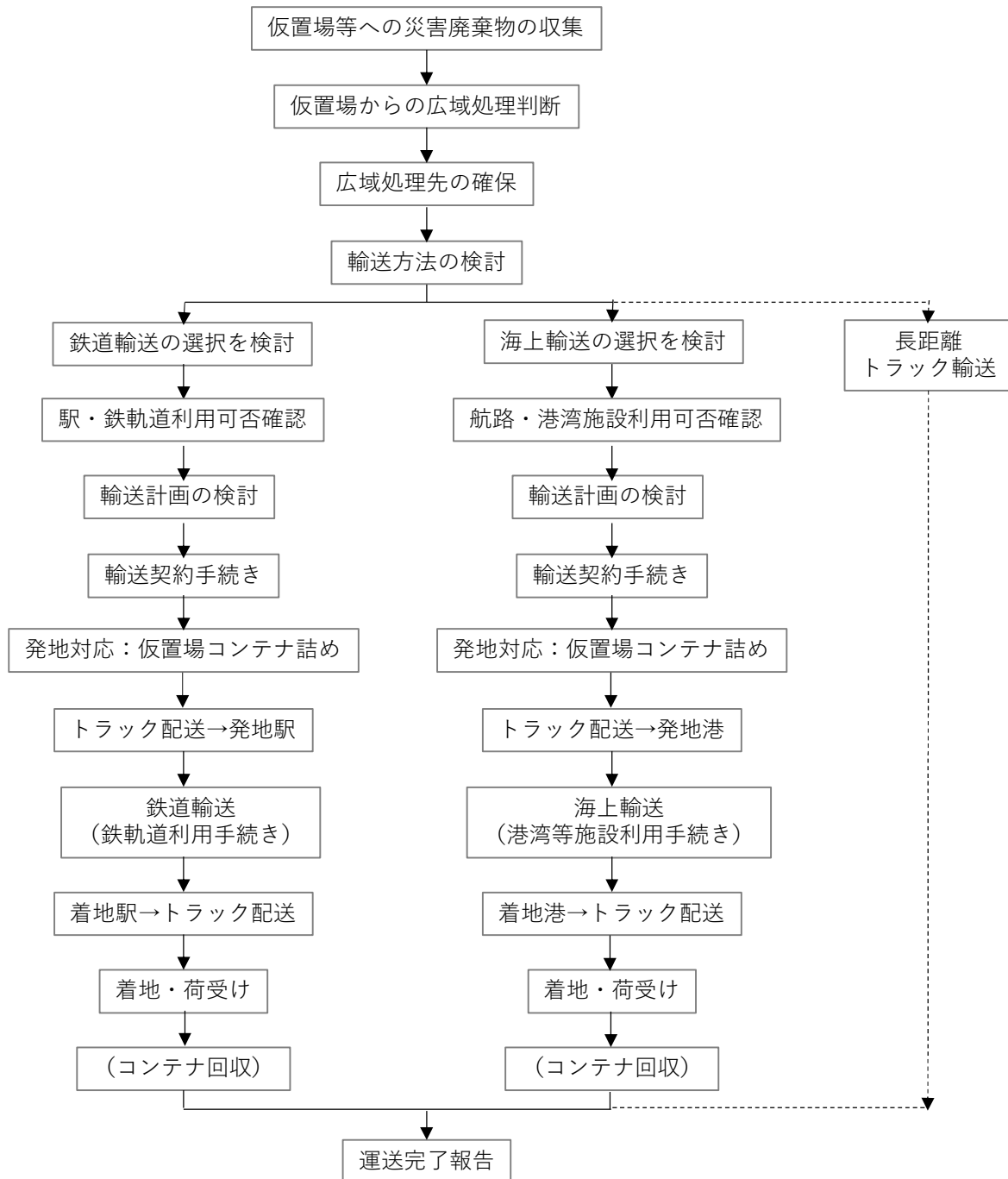
★鉄道輸送について

鉄道輸送については、四国ブロック太平洋側エリアは、鉄軌道で接続した駅は少なく、オフレールステーション形式の駅も少ない。そのため、南海トラフ発生時においても、他の災害と同様に、利用を想定する鉄道駅と駅に接続する鉄軌道の被災状況により利用可否判断を行うことになる。そのためブロック別・災害の種類による検討フローの違いはない。

⑤ 広域輸送の手順・フローについて

仮置場への災害廃棄物の収集段階で、自治体内での処理能力だけでは不足する、広域処理が必要となり処理先の確保ができた段階で、長距離トラック輸送するよりも鉄道輸送や海上輸送が選択できる可能性がある場合、前述の鉄道・海上輸送の選択条件から条件の良い輸送手段を検討・選択する。

図表 9 広域輸送の流れ（フロー図）



⑥ 広域処理先の確保について

着手の段階では、災害廃棄物の処理先の確保が重要である。

災害廃棄物を一定量処理できる能力を有している処理先は限られており、広域処理の実例を認知している環境省・D.Waste-Net等の協力を得て、処理先を確保する。

図表 10 処理先の確保

| No | 段階 | 実施主体 | 実施概要 |
|----|--------------|-------|--|
| 1 | 災害廃棄物の収集 | 被災自治体 | 被災地から仮置場までの収集・運搬は、被災自治体の対応のもとに実施する。 (厳密には、被災自治体による回収、被災者による持ち込み、自衛隊等協力者による回収・運搬のケースもあり) |
| 2 | 仮置場からの広域処理判断 | 被災自治体 | 被災自治体により、災害廃棄物の処理見通しから広域処理を判断する。 具体的には、仮置場に集まってくる保管量と、被災規模による発生量の見通しから、自らの自治体内での処理能力では、処理が難しいと判断する場合、広域処理を選択する。判断のタイミングは、仮置場の設置後、処理実行計画の策定着手時など、できるだけ早期の実施が望ましい。 水害等のケースでは、片付けごみが早期かつ大量に発生するため、混合ごみの処理先の確保について早い段階で広域処理を実施するか判断が求められる。 また、片付けごみの処理の次に、家屋解体を実施する段階で、大量に廃棄物が発生する。家屋解体の処理開始時の段階で、木くず等の広域処理の実施判断が求められる。 |
| 3 | 広域処理先の確保 | 被災自治体 | 応援自治体・関係団体・環境省・D.Waste-Net等の協力を仰ぎながら広域処理先を被災自治体が確保する。 |

⑦ 鉄道による輸送手順について

鉄道輸送が用いられたケースは、廃棄物輸送用の鉄道コンテナを所有し現状使用している川崎市等の限られた自治体だけである。また、鉄道を用いて輸送できる輸送主体（第一種貨物利用運送事業者）は日本貨物鉄道に限られるため、これら関係主体と相談しながら輸送調整することから、比較的容易に検討できる。

特に、鉄道輸送を用いる場合、仮置場の最寄りの発地鉄道駅及び広域処理先の着地鉄道駅前後の鉄道用コンテナの陸上輸送を担う運送事業者は、第二種貨物利用運送事業の許可を取得した通運事業者に限定され、荷役の手法も鉄道貨物の運送経験が求められるため、日本貨物鉄道及び通運事業者と相談しながら輸送計画を検討することがスムーズである。

なお、日本貨物鉄道はD.Waste-Netのメンバーであるため、D.Waste-Netの事務局である環境省に相談すれば、日本貨物鉄道とのコンタクトは取りやすい。

図表 11 鉄道輸送を用いた広域輸送の手順の流れ

| No | 段階 | 実施主体 | 実施概要 |
|----|----------------------|--|---|
| 1 | 輸送計画検討 | 被災自治体 広域処理先 (処理者) 通運事業者 日本貨物鉄道 | 確保した広域処理先（処理者）への輸送計画を処理者・運送事業者（日本貨物鉄道及び通運事業者）の協力を得て検討する。 輸送計画の検討時には、仮置場最寄り鉄道駅（発地駅）及び広域処理先最寄り駅（仕向駅）までの鉄軌道の被災状況を日本貨物鉄道に照会確認し、利用可否確認を行う。 被災自治体は、輸送委託を自ら行うか、仮置場の運営を受託した運営事業者に委託するか、輸送主体（委託者）をだれにするか、輸送委託の契約方法を決定する。 |
| 2 | 輸送契約手続き | 委託者 通運事業者 日本貨物鉄道 | 委託者と通運事業者及び日本貨物鉄道との間で、委託内容・契約条件を協議し、輸送契約を締結する。 |
| 3 | 発地対応： 仮置場（コンテナ詰め） | 委託者 通運事業者 日本貨物鉄道 | 通運事業者及び日本貨物鉄道の協力を得て、輸送用コンテナの調達・コンテナへの積み込み対応を行う。 |
| 4 | トラック配送 | 通運事業者 | 仮置場にて積み込みされたコンテナを受領し、仮置き場最寄り駅（発地駅）までトラック運送を行う。 |
| 5 | 鉄道輸送 | 日本貨物鉄道 | 仮置き場最寄り駅（発地駅）～広域処理先最寄り駅（仕向駅）間を運送する。 |
| 6 | 鉄軌道利用 手続き | 通運事業者 | 駅間の鉄軌道の利用申請は、通運事業者が行う。 |

| | | | |
|---|------------------|--------------------|---|
| 7 | トラック配送 | 通運事業者 | 広域処理先最寄り駅（仕向駅）から処理先までトラック運送を行い、広域処理先（処理者・荷受人）との間で運送完了確認を行う。 |
| 8 | 荷受け | 広域処理先 （処理者・荷受人） | コンテナ（災害廃棄物）を受け取る。 受領した災害廃棄物を適正に処理する。 |
| 9 | コンテナ回収 運送完了報告 | 通運事業者 日本貨物鉄道 | 輸送用コンテナを回収し、委託者に運送完了報告・請求処理手続きを行う。 |

⑧ 船舶による輸送手順について

船舶輸送が用いられたケースは、海上コンテナが用いられた熊本地震時のケースと、能登半島地震時のように岸壁にて「グラブバケット（つかむ部分）」を用いて貨物船に直接荷役されるケースがあるなど、荷役方法や使用船舶（船型）は、鉄道輸送のように一つではなく、複数の方法がある。

協議会での検討では、能登半島地震時のような岸壁でのグラブバケットを用いた荷役方法では、風等による災害廃棄物の飛散リスクが生じるため望ましい輸送方法ではないとの指摘があった。

このため、仮置場にて適切に分別され広域処理先が引取を許容する品質管理が行いやすい「海上コンテナ」を用いた輸送方法を念頭に、その輸送手順を以下に整理する。

なお、船舶輸送を行う運送事業者（港湾貨物運送事業者及び船社）は、港が災害後に安全に利用できるかどうかを港湾管理者に確認して初めて発港を決定する。港湾管理者の多くは都道府県であるため、被災市町村が船舶輸送を検討するときには、被災県の環境部局は県港湾管理部局と内部連携し、船舶輸送に係る事項を各種調整しながら進めることが望まれる。

図表 12 船舶輸送を用いた広域輸送の手順の流れ

| No | 段階 | 実施主体 | 実施概要 |
|----|------------------|--|--|
| 1 | 輸送計画検討 | 被災自治体 広域処理先 (処理者) 港湾貨物運送 事業者 船社 | 確保した広域処理先（処理者）への輸送計画を処理者・運送事業者（港湾貨物運送事業者及び船社）の協力を得て検討する。 輸送計画の検討時には、仮置場の最寄りの港湾施設（発港）及び広域処理先最寄り港（輸送先港・着港）までの航路の被災状況を港湾管理者に対して照会確認し、利用可否確認を行う。 被災自治体は、輸送委託を自ら行うか、仮置場の運営を受託した運営事業者に委託するか、輸送主体（委託者）をだれにするか、輸送委託の契約方法を決定する。 |
| 2 | 輸送契約手続き | 委託者 港湾貨物運送 事業者 船社 | 委託者と港湾貨物運送事業者及び船社との間で、委託内容・契約条件を協議し、運送契約を締結する。 |
| 3 | 発地対応：仮置場（コンテナ詰め） | 委託者 港湾貨物運送 事業者 船社 | 港湾貨物運送事業者及び船社の協力を得て、輸送用コンテナの調達・コンテナへの積み込み対応を行う。 |
| 4 | トラック配送 | 港湾貨物運送 事業者 | 仮置場にて積み込みされたコンテナを受領し、発港までトラック輸送を行う。 |

| | | | |
|---|------------------|---------------------|--|
| 5 | 船舶輸送 | 船社 | 仮置場最寄り港（発港）～広域処理先最寄り港（輸送先港・着港）の区間を運送する。 |
| 6 | 港湾等施設利用手続き | 港湾貨物運送事業者 | 港湾施設の利用申請は、港湾貨物運送事業者が各港湾管理者に対して行う。 |
| 7 | トラック配送 | 港湾貨物運送事業者 | 輸送先港・着港から処理先までトラック運送を行い、広域処理先（処理者・荷受人）との間で運送完了確認を行う。 |
| 8 | 荷受け | 広域処理先 （処理者・荷受人） | コンテナ（災害廃棄物）を受け取る。 受領した災害廃棄物を適正に処理する。 |
| 9 | コンテナ回収 運送完了報告 | 港湾貨物運送 事業者 船社 | 輸送用コンテナを回収し、委託者に運送完了報告・請求処理手続きを行う。 |

⑨ 広域輸送の照会先リスト

| 対象 | 機関 | 照会先 |
|-------------------------|---|---|
| 鉄道 | 日本貨物鉄道株式会社 営業部 環境事業室 | https://www.jrfreight.co.jp/service/guide |
| 港湾 国 | 国土交通省中国地方整備局 港湾空港部 | https://www.pa.cgr.mlit.go.jp/ 082-511-3900 |
| | 国土交通省四国地方整備局 港湾空港部 | https://www.pa.skr.mlit.go.jp/ 087-851-8061 |
| 港湾 四国 県 | 徳島県 県土整備部 港湾政策課 | 088-621-2583 |
| | 香川県 土木部 港湾課 | 087-832-3548 |
| | 愛媛県 河川港湾局 港湾海岸課 | 089-912-2690 |
| | 高知県 土木部 港湾・海岸課 | 088-823-9883 |
| 災害廃 棄物 輸送関 係団体 | 災害廃棄物処理支援ネットワーク D. Waste-Net | 災害廃棄物対策情報サイト https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/action/d_waste_net/ |
| | D. Waste-Netの輸送等関係団体 ○日本貨物鉄道株式会社 ○日本内航海運組合総合連合会 ○リサイクルポート推進協議会 | |

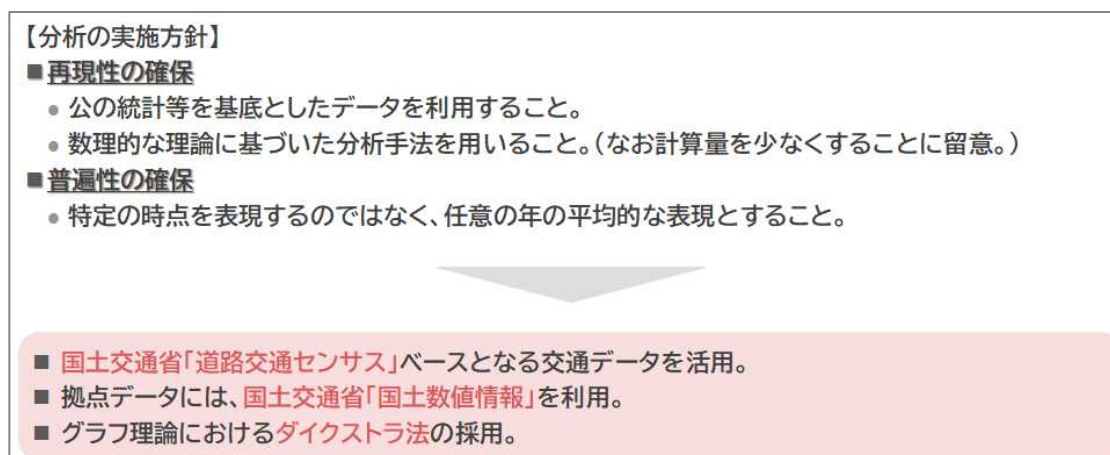
(11) 鉄道駅・港湾施設までの最短時間距離計測

①最短時間距離分析について

災害廃棄物の広域輸送の検討を行う際に、輸送方法の選択時の検討材料の一つとして「鉄道駅・港湾施設までの最短時間距離」がある。

本検討については、下記に示すように、ダイクストラ法を採用し、公的データベースを用いて、分析の再現性と普遍性を担保する方法によって、分析作業を行った。

図表 13 最短時間距離分析の基本的考え方



図表 14 利用するデータ概要

| データ | データ概要 | 出典 | 年次 |
|----------|--|-------------------------------|---|
| 道路ネットワーク | ■ デジタル道路地図から、最短経路を算出しやすくリンクとノードに加工された全国の道路ネットワークデータ。旅行速度は道路交通センサス(H27)を元としている。 | ■ 北海道地図より購入(※デジタル道路地図を加工したもの) | 2020年 |
| 市役所・役場 | ■ 計測対象の起点を対象市町村の「役所所在地」として設定している。支所・分庁舎などは対象外とし、1自治体1箇所、本庁舎所在地を起点としている。 | ■ 国土数値情報より取得 | 2022年 |
| 拠点 | ■ 計測対象の終点を対象市町村の近隣の日本貨物鉄道駅及び重要港湾の港湾事務所の所在地等を終点としている。 | | (港湾)国土交通省ホームページ「みなの一覧」より (鉄道駅)日本貨物鉄道㈱ホームページ「エリア別サービス案内・関西支社」より |

○対象港湾について

本検討では「重要港湾」を対象に検討を行った。港湾の種類としては、国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾・地方港湾・漁港などの種類があるが、国際戦略港湾と国際拠点港湾は地域の経済再生と緊急物資輸送の優先利用が想定され、災害廃棄物を取り扱う港湾としてはより下位港湾を選択すべきと判断した。

一方で、災害廃棄物の取り扱いについては、後述しているが、仮置場等でコンテナ詰めを行い、コンテナ輸送を選択することが望ましい。コンテナ輸送を選択すれば、仮置場等におけるコンテナ積み替え時の粗選別を通して危険物の

混入回避ができる。また、コンテナ輸送でない、のぼら積みによる輸送形態は、岸壁付近での野積み時や沿岸荷役時等において飛散リスクがある。これらリスク回避から、のぼら積み形態ではなくコンテナ輸送が望ましいとされている。

コンテナ輸送を選択した場合、港湾側にはクレーンなどの沿岸荷役設備が必要となるが、地方港湾や漁港はこうした設備が乏しく、重要港湾が選択されことになる。

加えて、重要港湾は地方港湾や漁港よりも重要度の高い港湾であるため、耐震岸壁補強が一部でなされており、災害直後は国際拠点港湾に次いで安全確認・航路の啓かいが優先して行われ、早急に再開・利用可能性が高い。さらに、重要港湾は地方港湾などに比べ港湾数が少ないため「時間距離計測」の検討により、自治体との距離が遠く時間を要する条件不利地域がより鮮明になると考えた。

これら理由から、本検討では「重要港湾」を対象に検討を行った。

② 最短時間距離分析・計測結果について（四国ブロック）

各県別の分析結果を整理した。黄色網掛けは、県内すべての港湾・鉄道駅から60分以上の市町、肌色は最短時間箇所、地域特性については、海岸を有する市町村は海、有しない市町村は山と表記している。なお、県境の市町村については隣県の港湾の方が近い場合があるため、県境の市町村分のみ参考値として隣県分の港湾との時間距離結果を整理している。

算出結果は、県内分は2024年2月時点、隣県分は2025年2月時点。

a) 徳島県の計測結果

図表 3 対象港湾・鉄道駅と算出結果

| 重要港湾名 | | 徳島小松島港 | | | | | | |
|------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|------|---|
| 重要港湾名 | | 橘港 | | | | | | |
| JR コンテナ取扱駅 | | 徳島 ORS | | | | | | |
| 市町村名 | 小松島港 | | 橘港 | | 徳島ORS | | 地域特性 | |
| | 時間（分） | 距離（km） | 時間（分） | 距離（km） | 時間（分） | 距離（km） | 海 | 山 |
| 1 徳島市 | 13 | 11 | 31 | 29 | 18 | 16 | ○ | |
| 2 鳴門市 | 26 | 22 | 46 | 42 | 3 | 2 | ○ | |
| 3 小松島市 | 1 | 1 | 22 | 19 | 29 | 25 | ○ | |
| 4 阿南市 | 18 | 17 | 9 | 7 | 43 | 40 | ○ | |
| 5 吉野川市 | 35 | 30 | 54 | 48 | 29 | 25 | | ○ |
| 6 阿波市 | 46 | 38 | 64 | 56 | 43 | 40 | | ○ |
| 7 美馬市 | 56 | 48 | 74 | 66 | 56 | 57 | ○ | |
| 8 三好市 | 88 | 91 | 106 | 110 | 85 | 89 | | ○ |
| 9 勝浦町 | 21 | 16 | 28 | 22 | 42 | 36 | | ○ |
| 10 上勝町 | 43 | 32 | 51 | 39 | 65 | 53 | | ○ |
| 11 佐那河内村 | 22 | 15 | 40 | 33 | 37 | 32 | | ○ |
| 12 石井町 | 26 | 22 | 44 | 40 | 32 | 27 | | ○ |
| 13 神山町 | 36 | 26 | 54 | 45 | 51 | 43 | | ○ |
| 14 那賀町 | 34 | 28 | 24 | 19 | 59 | 51 | | ○ |
| 15 牟岐町 | 63 | 54 | 48 | 41 | 88 | 77 | ○ | |
| 16 美波町 | 45 | 39 | 30 | 26 | 70 | 62 | ○ | |
| 17 海陽町 | 75 | 65 | 60 | 52 | 100 | 88 | ○ | |
| 18 松茂町 | 19 | 16 | 39 | 36 | 9 | 8 | ○ | |
| 19 北島町 | 22 | 18 | 41 | 37 | 14 | 11 | | ○ |
| 20 藍住町 | 26 | 21 | 44 | 39 | 21 | 17 | | ○ |
| 21 板野町 | 31 | 25 | 49 | 43 | 22 | 18 | | ○ |
| 22 上板町 | 36 | 29 | 54 | 48 | 29 | 24 | | ○ |
| 23 つるぎ町 | 68 | 59 | 87 | 77 | 67 | 69 | | ○ |
| 24 東みよし町 | 78 | 80 | 97 | 99 | 76 | 78 | | ○ |

※名称に黄色網掛けしている自治体は港湾・鉄道駅から60分以上の時間を要する場所。

図表 4 (参考) 県境市町村の隣県港湾との時間距離結果

徳島県 × 香川県

| 市町村名 | 対象港 | 時間 (分) | 距離 (km) |
|------|-----|--------|---------|
| 阿波市 | 高松港 | 63 | 55 |
| 阿波市 | 坂出港 | 78 | 70 |
| 美馬市 | 高松港 | 52 | 47 |
| 美馬市 | 坂出港 | 67 | 62 |
| 板野町 | 高松港 | 54 | 56 |
| 板野町 | 坂出港 | 68 | 71 |
| 上板町 | 高松港 | 61 | 62 |
| 上板町 | 坂出港 | 74 | 77 |
| 鳴門市 | 高松港 | 66 | 68 |
| 鳴門市 | 坂出港 | 79 | 83 |

徳島県 × 高知県

| 市町村名 | 対象港 | 時間 (分) | 距離 (km) |
|------|------|--------|---------|
| 牟岐町 | 高知港 | 152 | 126 |
| 牟岐町 | 須崎港 | 184 | 162 |
| 牟岐町 | 宿毛湾港 | 290 | 259 |
| 美波町 | 高知港 | 167 | 137 |
| 美波町 | 須崎港 | 196 | 169 |
| 美波町 | 宿毛湾港 | 301 | 267 |
| 海陽町 | 高知港 | 138 | 115 |
| 海陽町 | 須崎港 | 170 | 150 |
| 海陽町 | 宿毛湾港 | 275 | 248 |

b) 香川県の計測結果

図表 5 対象港湾・鉄道駅と算出結果

| | |
|------------|-----------|
| 重要港湾 | 高松港 |
| 重要港湾 | 坂出港 |
| JR コンテナ取扱駅 | 高松貨物ターミナル |

| 市町村名 | 高松港 | | 坂出港 | | 高松貨物ターミナル | | 地域特性 | |
|----------|--------|---------|--------|---------|-----------|---------|------|---|
| | 時間 (分) | 距離 (km) | 時間 (分) | 距離 (km) | 時間 (分) | 距離 (km) | 海 | 山 |
| 1 高松市 | 2 | 1 | 26 | 23 | 7 | 6 | ○ | |
| 2 丸亀市 | 33 | 31 | 11 | 9 | 28 | 25 | ○ | |
| 3 坂出市 | 25 | 23 | 3 | 2 | 20 | 17 | ○ | |
| 4 善通寺市 | 33 | 36 | 20 | 16 | 31 | 35 | | ○ |
| 5 観音寺市 | 48 | 54 | 36 | 37 | 46 | 53 | ○ | |
| 6 さぬき市 | 16 | 14 | 38 | 36 | 21 | 18 | ○ | |
| 7 東かがわ市 | 39 | 39 | 52 | 54 | 42 | 46 | ○ | |
| 8 三豊市 | 39 | 44 | 27 | 22 | 37 | 43 | ○ | |
| 9 土庄町 | - | - | - | - | - | - | ○ | |
| 10 小豆島町 | - | - | - | - | - | - | ○ | |
| 11 三木町 | 18 | 15 | 34 | 30 | 22 | 18 | | ○ |
| 12 直島町 | - | - | - | - | - | - | ○ | |
| 13 宇多津町 | 30 | 26 | 6 | 4 | 25 | 21 | ○ | |
| 14 綾川町 | 20 | 19 | 17 | 14 | 17 | 14 | | ○ |
| 15 琴平町 | 35 | 31 | 25 | 19 | 32 | 27 | | ○ |
| 16 多度津町 | 37 | 39 | 19 | 13 | 35 | 38 | ○ | |
| 17 まんのう町 | 32 | 30 | 22 | 18 | 28 | 26 | | ○ |

※土庄町、小豆島町、直島町については、島しょ部とする地理的特性から、道路を経由した港湾・鉄道駅接続ができないため、計測値データがない。

図表 6 (参考) 県境市町村の隣県港湾との時間距離結果

香川県×徳島県

| 市町村名 | 対象港 | 時間(分) | 距離(km) |
|-------|--------|-------|--------|
| さぬき市 | 徳島小松島港 | 66 | 62 |
| さぬき市 | 橘港 | 84 | 81 |
| 東かがわ市 | 徳島小松島港 | 48 | 42 |
| 東かがわ市 | 橘港 | 66 | 60 |

香川県×愛媛県

| 市町村名 | 対象港 | 時間(分) | 距離(km) |
|------|--------|-------|--------|
| 観音寺市 | 松山港 | 94 | 117 |
| 観音寺市 | 三島川之江港 | 25 | 25 |
| 観音寺市 | 宇和島港 | 146 | 186 |
| 観音寺市 | 今治港 | 74 | 90 |
| 観音寺市 | 新居浜港 | 46 | 54 |
| 観音寺市 | 東予港 | 62 | 78 |
| 三豊市 | 松山港 | 99 | 124 |
| 三豊市 | 三島川之江港 | 29 | 32 |
| 三豊市 | 宇和島港 | 151 | 194 |
| 三豊市 | 今治港 | 79 | 98 |
| 三豊市 | 新居浜港 | 51 | 62 |
| 三豊市 | 東予港 | 66 | 85 |

c) 愛媛県の計測結果

図表7 対象港湾・鉄道駅と算出結果

| | |
|------------|--------|
| 重要港湾名 | 松山港 |
| 重要港湾名 | 三島川之江港 |
| 重要港湾名 | 宇和島港 |
| 重要港湾名 | 今治港 |
| 重要港湾名 | 新居浜港 |
| 重要港湾名 | 東予港 |
| JR コンテナ取扱駅 | 新居浜駅 |
| JR コンテナ取扱駅 | 松山貨物駅 |

| 市町村名 | 松山港 | | 三島川之江港 | | 宇和島港 | | 今治港 | | 地域特性 | |
|----------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|------|---|
| | 時間(分) | 距離(km) | 時間(分) | 距離(km) | 時間(分) | 距離(km) | 時間(分) | 距離(km) | 海 | 山 |
| 1 松山市 | 10 | 8 | 74 | 93 | 83 | 88 | 60 | 61 | ○ | |
| 2 今治市 | 57 | 46 | 65 | 75 | 124 | 140 | 8 | 4 | ○ | |
| 3 宇和島市 | 88 | 89 | 133 | 168 | 3 | 1 | 120 | 137 | ○ | |
| 4 八幡浜市 | 75 | 68 | 121 | 147 | 42 | 37 | 107 | 116 | ○ | |
| 5 新居浜市 | 70 | 72 | 31 | 35 | 122 | 141 | 46 | 37 | ○ | |
| 6 西条市 | 62 | 60 | 39 | 45 | 114 | 129 | 34 | 26 | ○ | |
| 7 大洲市 | 57 | 52 | 103 | 131 | 35 | 38 | 89 | 100 | ○ | |
| 8 伊予市 | 19 | 14 | 76 | 98 | 71 | 76 | 62 | 67 | ○ | |
| 9 四国中央市 | 82 | 99 | 3 | 2 | 134 | 168 | 62 | 72 | ○ | |
| 10 西予市 | 74 | 72 | 119 | 152 | 22 | 21 | 106 | 120 | ○ | |
| 11 東温市 | 26 | 21 | 60 | 78 | 87 | 100 | 47 | 47 | | ○ |
| 12 上島町 | - | - | - | - | - | - | - | - | ○ | |
| 13 久万高原町 | 46 | 39 | 91 | 102 | 96 | 91 | 78 | 71 | | ○ |
| 14 松前町 | 16 | 11 | 76 | 94 | 75 | 80 | 62 | 63 | ○ | |
| 15 砥部町 | 24 | 20 | 71 | 93 | 83 | 91 | 58 | 61 | | ○ |
| 16 内子町 | 48 | 42 | 94 | 122 | 48 | 52 | 80 | 90 | | ○ |
| 17 伊方町 | 85 | 77 | 131 | 156 | 52 | 46 | 118 | 125 | ○ | |
| 18 松野町 | 99 | 96 | 145 | 176 | 22 | 19 | 131 | 144 | | ○ |
| 19 鬼北町 | 96 | 92 | 142 | 171 | 20 | 17 | 128 | 140 | | ○ |
| 20 愛南町 | 130 | 130 | 176 | 209 | 47 | 43 | 163 | 177 | ○ | |

| 市町村名 | 新居浜港 | | 東予港 | | 新居浜駅 | | 松山貨物駅 | | 地域特性 | |
|----------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|------|---|
| | 時間(分) | 距離(km) | 時間(分) | 距離(km) | 時間(分) | 距離(km) | 時間(分) | 距離(km) | 海 | 山 |
| 1 松山市 | 62 | 66 | 48 | 49 | 60 | 65 | 7 | 6 | ○ | |
| 2 今治市 | 49 | 40 | 26 | 20 | 51 | 41 | 60 | 50 | ○ | |
| 3 宇和島市 | 122 | 141 | 107 | 124 | 120 | 140 | 78 | 83 | ○ | |
| 4 八幡浜市 | 109 | 120 | 95 | 103 | 108 | 119 | 65 | 62 | ○ | |
| 5 新居浜市 | 2 | 2 | 28 | 22 | 2 | 2 | 60 | 63 | ○ | |
| 6 西条市 | 17 | 12 | 16 | 12 | 19 | 14 | 53 | 52 | ○ | |
| 7 大洲市 | 91 | 104 | 77 | 87 | 90 | 103 | 47 | 46 | ○ | |
| 8 伊予市 | 64 | 71 | 50 | 54 | 62 | 70 | 9 | 7 | ○ | |
| 9 四国中央市 | 34 | 36 | 49 | 60 | 30 | 33 | 72 | 91 | ○ | |
| 10 西予市 | 108 | 124 | 93 | 108 | 106 | 123 | 64 | 66 | ○ | |
| 11 東温市 | 48 | 51 | 34 | 34 | 47 | 50 | 20 | 15 | | ○ |
| 12 上島町 | - | - | - | - | - | - | - | - | ○ | |
| 13 久万高原町 | 79 | 75 | 65 | 58 | 78 | 74 | 36 | 31 | | ○ |
| 14 松前町 | 64 | 67 | 50 | 50 | 62 | 66 | 5 | 4 | ○ | |
| 15 砥部町 | 60 | 65 | 45 | 49 | 58 | 65 | 15 | 11 | | ○ |
| 16 内子町 | 82 | 94 | 68 | 78 | 81 | 93 | 38 | 36 | | ○ |
| 17 伊方町 | 119 | 129 | 105 | 112 | 118 | 128 | 75 | 71 | ○ | |
| 18 松野町 | 133 | 148 | 119 | 132 | 131 | 147 | 89 | 90 | | ○ |
| 19 鬼北町 | 128 | 143 | 113 | 127 | 128 | 143 | 86 | 86 | | ○ |
| 20 愛南町 | 164 | 181 | 150 | 165 | 163 | 181 | 120 | 123 | ○ | |

※上島町については、島しょ部とする地理的特性から、道路を經由した港湾・鉄道駅接続ができないため、計測値データがない。

図表 8 (参考) 県境市町村の隣県港湾との時間距離結果

愛媛県×香川県

| 市町村名 | 対象港 | 時間 (分) | 距離 (km) |
|-------|-----|--------|---------|
| 新居浜市 | 高松港 | 75 | 103 |
| 新居浜市 | 坂出港 | 64 | 86 |
| 四国中央市 | 高松港 | 56 | 75 |
| 四国中央市 | 坂出港 | 44 | 58 |

愛媛県×高知県

| 市町村名 | 対象港 | 時間 (分) | 距離 (km) |
|------|------|--------|---------|
| 松野町 | 高知港 | 135 | 131 |
| 松野町 | 須崎港 | 93 | 92 |
| 松野町 | 宿毛湾港 | 70 | 63 |
| 鬼北町 | 高知港 | 135 | 119 |
| 鬼北町 | 須崎港 | 95 | 82 |
| 鬼北町 | 宿毛湾港 | 75 | 68 |
| 宇和島市 | 高知港 | 148 | 132 |
| 宇和島市 | 須崎港 | 107 | 95 |
| 宇和島市 | 宿毛湾港 | 71 | 64 |
| 愛南町 | 高知港 | 170 | 155 |
| 愛南町 | 須崎港 | 128 | 117 |
| 愛南町 | 宿毛湾港 | 25 | 22 |

d) 高知県の計測結果

図表 9 対象港湾・鉄道駅と算出結果

| | |
|------------|--------|
| 重要港湾名 | 高知港 |
| 重要港湾名 | 須崎港 |
| 重要港湾名 | 宿毛湾港 |
| JR コンテナ取扱駅 | 高知 ORS |

| 市町村名 | 高知港 | | 須崎港 | | 宿毛湾港 | | 高知ORS | | 地域特性 | |
|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|------|---|
| | 時間 (分) | 距離 (km) | 時間 (分) | 距離 (km) | 時間 (分) | 距離 (km) | 時間 (分) | 距離 (km) | 海 | 山 |
| 1 高知市 | 15 | 10 | 37 | 36 | 143 | 134 | 5 | 4.3 | ○ | |
| 2 室戸市 | 92 | 80 | 124 | 115 | 229 | 213 | 89 | 78 | ○ | |
| 3 安芸市 | 48 | 43 | 80 | 78 | 185 | 176 | 45 | 40 | ○ | |
| 4 南国市 | 17 | 15 | 48 | 49 | 153 | 146 | 15 | 12 | ○ | |
| 5 土佐市 | 26 | 20 | 21 | 21 | 127 | 119 | 20 | 17 | ○ | |
| 6 須崎市 | 45 | 39 | 2 | 2 | 109 | 100 | 40 | 37 | ○ | |
| 7 宿毛市 | 149 | 137 | 108 | 99 | 2 | 2 | 144 | 134 | ○ | |
| 8 土佐清水市 | 161 | 141 | 119 | 103 | 52 | 44 | 155 | 138 | ○ | |
| 9 四万十市 | 124 | 112 | 83 | 74 | 31 | 29 | 119 | 109 | ○ | |
| 10 香南市 | 23 | 20 | 55 | 56 | 160 | 154 | 20 | 18 | ○ | |
| 11 香美市 | 23 | 21 | 53 | 54 | 158 | 151 | 21 | 19 | | ○ |
| 12 東洋町 | 125 | 102 | 157 | 137 | 262 | 235 | 122 | 100 | ○ | |
| 13 奈半利町 | 64 | 57 | 96 | 92 | 201 | 190 | 61 | 54 | ○ | |
| 14 田野町 | 62 | 55 | 94 | 91 | 200 | 189 | 60 | 53 | ○ | |
| 15 安田町 | 59 | 53 | 91 | 88 | 196 | 186 | 56 | 50 | ○ | |
| 16 北川村 | 68 | 59 | 100 | 95 | 205 | 193 | 65 | 57 | | ○ |
| 17 馬路村 | 87 | 71 | 120 | 107 | 225 | 205 | 85 | 69 | | ○ |
| 18 芸西村 | 31 | 30 | 66 | 68 | 171 | 165 | 31 | 30 | ○ | |
| 19 本山町 | 49 | 49 | 68 | 77 | 173 | 175 | 45 | 47 | | ○ |
| 20 大豊町 | 42 | 41 | 60 | 69 | 165 | 167 | 37 | 39 | | ○ |
| 21 土佐町 | 57 | 56 | 76 | 84 | 181 | 181 | 52 | 39 | | ○ |
| 22 大川村 | 80 | 70 | 97 | 81 | 203 | 180 | 74 | 54 | | ○ |
| 23 いの町 | 28 | 21 | 29 | 27 | 135 | 125 | 17 | 14 | | ○ |
| 24 仁淀川町 | 66 | 52 | 41 | 33 | 148 | 131 | 54 | 45 | | ○ |
| 25 中土佐町 | 55 | 50 | 13 | 11 | 105 | 92 | 49 | 47 | ○ | |
| 26 佐川町 | 47 | 36 | 21 | 17 | 128 | 115 | 35 | 29 | | ○ |
| 27 越知町 | 53 | 41 | 29 | 22 | 135 | 120 | 42 | 33 | | ○ |
| 28 檮原町 | 96 | 81 | 55 | 44 | 111 | 103 | 90 | 78 | | ○ |
| 29 日高村 | 36 | 27 | 32 | 26 | 139 | 124 | 24 | 20 | | ○ |
| 30 津野町 | 58 | 50 | 17 | 13 | 123 | 111 | 52 | 47 | | ○ |
| 31 四万十町 | 68 | 66 | 26 | 28 | 85 | 73 | 62 | 63 | ○ | |
| 32 大月町 | 163 | 147 | 122 | 109 | 20 | 14 | 158 | 144 | ○ | |
| 33 三原村 | 144 | 131 | 102 | 93 | 26 | 21 | 138 | 129 | | ○ |
| 34 黒潮町 | 113 | 103 | 72 | 65 | 41 | 36 | 108 | 100 | ○ | |

※名称に黄色網掛けしている自治体は港湾・鉄道駅から60分以上の時間を要する場所。

図表 10 (参考) 県境市町村の隣県港湾との時間距離結果

高知県×徳島県

| 市町村名 | 対象港 | 時間 (分) | 距離 (km) |
|------|--------|--------|---------|
| 室戸市 | 徳島小松島港 | 127 | 111 |
| 室戸市 | 橘港 | 112 | 98 |
| 東洋町 | 徳島小松島港 | 88 | 78 |
| 東洋町 | 橘港 | 73 | 65 |
| 北川村 | 徳島小松島港 | 149 | 122 |
| 北川村 | 橘港 | 134 | 109 |
| 馬路村 | 徳島小松島港 | 154 | 125 |
| 馬路村 | 橘港 | 139 | 111 |

高知県×愛媛県

| 市町村名 | 対象港 | 時間 (分) | 距離 (km) |
|-------|--------|--------|---------|
| 土佐清水市 | 松山港 | 192 | 177 |
| 土佐清水市 | 三島川之江港 | 205 | 204 |
| 土佐清水市 | 宇和島港 | 113 | 104 |
| 土佐清水市 | 今治港 | 224 | 225 |
| 土佐清水市 | 新居浜港 | 225 | 229 |
| 土佐清水市 | 東予港 | 211 | 212 |
| 大月町 | 松山港 | 170 | 165 |
| 大月町 | 三島川之江港 | 207 | 210 |
| 大月町 | 宇和島港 | 87 | 77 |
| 大月町 | 今治港 | 202 | 212 |
| 大月町 | 新居浜港 | 204 | 216 |
| 大月町 | 東予港 | 190 | 200 |
| 宿毛市 | 松山港 | 155 | 152 |
| 宿毛市 | 三島川之江港 | 193 | 200 |
| 宿毛市 | 宇和島港 | 72 | 64 |
| 宿毛市 | 今治港 | 187 | 199 |
| 宿毛市 | 新居浜港 | 189 | 203 |
| 宿毛市 | 東予港 | 174 | 187 |
| 四万十市 | 松山港 | 152 | 145 |
| 四万十市 | 三島川之江港 | 168 | 175 |
| 四万十市 | 宇和島港 | 75 | 67 |
| 四万十市 | 今治港 | 184 | 192 |
| 四万十市 | 新居浜港 | 186 | 196 |
| 四万十市 | 東予港 | 172 | 180 |
| 四万十町 | 松山港 | 162 | 141 |
| 四万十町 | 三島川之江港 | 112 | 129 |
| 四万十町 | 宇和島港 | 89 | 84 |
| 四万十町 | 今治港 | 161 | 194 |
| 四万十町 | 新居浜港 | 133 | 158 |
| 四万十町 | 東予港 | 148 | 182 |